

MIYAZAKI CITY Landscape Plan

宮崎市景観計画

2023. 3

(2025.4 変更)



はじめに

本市は、広がる青空と輝く太陽の下、市街地を取り囲む緑豊かな山々や美しい海岸線、雄大に流れる大淀川などの自然環境に恵まれ、これまで、花と緑豊かな景観づくりを積極的に進めて参りました。

平成19年10月には、景観に関するマスタープランとして「宮崎市景観計画」を策定し、「豊かなひろがりのある、花のにあうまち・みやざき」を基本理念に、この計画に基づいた各種施策に取り組んできました。

しかしながら、社会情勢の変化に伴い、求められる景観も時代とともに変わってきています。

私達は、その変化に対応するために、これまで先人とその歴史が築き上げてきた誇りある本市の景観を、守ると共に、さらに創り、育てながら、市民共有の大切な財産として、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

このようなことから、今回、これまでの取組みを充実・強化し、本市の目指す景観、景観形成の基本的な考え方、及び今後の景観施策等を示した改訂版を策定したところです。

美しい景観とは、一朝一夕に形成されるものではありません。市民や事業者、そして行政の日頃からの意識と、努力の積み重ねによって築かれていくものです。

今後は、改訂した本計画に基づいて、市民の皆様と協働しながら「次世代につなぐ美しい景観都市・みやざき」を目指し、尚一層邁進して参りたいと考えておりますので、皆様のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様をはじめ、ご提言を賜りました「宮崎市景観審議会」委員の皆様に対しまして、心よりお礼を申し上げます。



令和 5年 3月

宮崎市長 清山知憲

目次

第1部 計画の目的と役割	1
第1章 景観形成の意義.....	2
1. 景観とは.....	2
2. 景観形成とは.....	2
3. 景観形成の意義.....	2
第2章 宮崎市景観計画の目的と役割.....	3
1. 計画の目的.....	3
2. 宮崎市景観計画の役割.....	3
第3章 宮崎市における景観形成の歩み.....	4
1. 宮崎市の地勢.....	4
2. 宮崎市のまちの移り変わり.....	4
3. 宮崎市における景観形成の取組.....	9
第4章 宮崎市における景観の特性と課題.....	17
1. 宮崎市の景観特性.....	17
2. 景観をとりまく環境の変化.....	21
3. 宮崎市における景観の現状と課題.....	22
第2部 景観形成の基本的な考え方	23
第1章 景観形成の基本理念.....	24
第2章 景観形成の目標.....	27
第3章 景観形成の基本方針.....	29
第3部 市内全域における景観形成方針及び行為の制限	47
第1章 景観計画区域.....	48
1. 景観形成の対象範囲.....	48
2. 景観計画区域.....	48
3. 重点景観形成地区・景観形成推進地区.....	49
第2章 行為の制限及び景観形成のための配慮事項.....	51
1. 景観形成のための行為の制限に関する事項.....	51
2. 景観形成のための配慮事項.....	55
3. 色彩の基準値及び推奨値.....	59
第4部 地区別の景観形成方針及び行為の制限	61
第1章 重点景観形成地区.....	62
1. 届出対象行為.....	62
2. 高千穂通り地区.....	63
3. 一ツ葉リゾート地区.....	69
4. 日南海岸地区.....	75
5. 大淀川地区.....	81
6. 宮崎駅東通り地区.....	93

第2章 景観形成推進地区.....	102
1. 届出対象行為.....	102
2. 四季通り地区.....	103
第5部 屋外広告物の景観形成方針及び行為の制限.....	108
第1章 屋外広告物の景観形成方針.....	109
1. 屋外広告物適正化の考え方.....	109
2. 屋外広告物に関する届出の対象となる行為と配慮事項.....	110
第2章 屋外広告物の表示等の制限.....	111
1. 屋外広告物条例との関係.....	111
2. 屋外広告物法に基づく制限の考え方.....	112
3. 景観法に基づく制限に関する事項.....	116
第6部 その他の景観形成方針等.....	118
第1章 公共施設.....	119
1. 公共施設の景観形成方針.....	119
2. 景観重要公共施設の整備等に関する事項.....	120
第2章 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項.....	124
1. 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針.....	124
2. 景観重要建造物、景観重要樹木の指定状況.....	125
第3章 自然公園法の許可の基準.....	127
第4章 街路樹に関する事項.....	128
第7部 景観形成の推進に向けて.....	132
第1章 景観形成の推進方策.....	133
1. 市民、事業者、行政の協働.....	133
2. 景観形成の施策.....	134
3. 具体的事業.....	138
第2章 計画の進行管理.....	141
1. 今後の評価の実施方針.....	141
2. PDCA サイクルによる進行管理.....	142
巻末資料.....	144
1 宮崎市景観審議会 委員名簿.....	145
2 色彩に関する景観形成基準に使用している色見本.....	146
3 用語解説.....	147

景観計画変更履歴

1. 平成21年(2009年)4月(第3部第3章「景観法に基づく事項」の変更)

- ①景観計画区域に大淀川地区重点景観形成地区を追加し、当地区の景観形成に関する方針、景観形成のための行為の制限に関する事項及び屋外広告物の表示等の制限に関する事項を定める(従来の橘公園通り地区重点景観形成地区は廃止。大淀川地区重点景観形成地区に含むこととする)。
- ②市内全域における建築物の届出対象規模を変更。
- ③一級河川、二級河川、高速自動車国道、一般国道、県道及び都市計画道路に指定された市道を景観重要公共施設に指定し、整備等に関する事項を定める。

2. 平成23年(2011年)4月(第3部第3章「景観法に基づく事項」の変更)

- ①景観計画区域に四季通り地区景観形成推進地区を追加し、当地区の景観形成に関する方針、景観形成のための行為の制限に関する事項を定める。四季通り地区景観形成推進地区追加に伴い、隣接の高千穂通り地区重点景観形成地区の区域を一部変更。
- ②工作物の景観形成のための行為の制限に関する事項を変更。
- ③市道橋東3の1号線を景観重要公共施設に追加指定し、当路線の整備に関する事項を定める。

3. 平成24年(2012年)3月(第3部第3章「景観法に基づく事項」の変更)

- ①景観計画区域に宮崎駅東通り地区重点景観形成地区を追加し、当地区の景観形成に関する方針、景観形成のための行為の制限に関する事項を定める。
- ②市道宮崎駅東通線の景観重要公共施設の整備等に関する事項を定める。

4. 平成25年(2013年)12月(清武町域の合併に伴う追記変更)

- ①平成22年(2010年)3月に市町村合併した清武町域の追記変更。

5. 平成31年(2019年)4月(第3部第3章「景観法に基づく事項」の変更)

- ①太陽光発電設備等に関する規定の追記変更。
- ②大淀川地区重点景観形成地区の行為の制限に関する事項の変更。

6. 令和5年(2023年)3月(全面改訂)

平成19年(2007年)の策定後長期間を経過したことから、計画の評価・検証を行うとともに、本市上位・関連計画との整合や、社会環境の変化を踏まえ、計画を全面的に改訂。

7. 令和7年(2025年)4月(第3部第3章「景観法に基づく事項」の変更)

- ①建築物の色彩に関する行為の制限事項(景観形成基準)について、基準外のアクセントカラーの使用可能割合に関する規定を追加。

計画の構成

第1部 計画の目的と役割

景観形成の意義や本市における景観形成の歩み、本市の景観特性や課題をふまえ、「宮崎市景観計画」の目的と役割を示します。

第2部 景観形成の基本的な考え方

景観形成の基本理念や目標（本市が目指すべき景観のイメージ）を定めるとともに、目標の実現に向けての基本方針及び個別方針を示します。

第1章 景観形成の基本理念

本市における景観形成を進める上で大切にすべき考え方を定めます。

『次世代につなぐ美しい景観都市・みやざき』

第2章 景観形成の目標

本市が目指すべき景観のイメージを、景観形成の目標として定めます。

空と海、山と川が広がる都市^{まち}

花と緑豊かな美しい都市^{まち}

地域らしさが感じられる都市^{まち}

にぎわいや活気が感じられる都市^{まち}

第3章 景観形成の基本方針

目標の実現に向けた景観形成の基本方針を示します。

景観の骨格を保全し強調する

花と緑あふれる美しい景観づくりを行う

地域の景観の特性を生かす

豊かな表情が感じられる景観づくりを行う

第3部 市内全域における景観形成方針及び行為の制限

第4部 地区別の景観形成方針及び行為の制限

景観計画区域（市内全域）及び重点景観形成地区・景観形成推進地区を定め、それらにおける行為の制限や景観形成のための配慮事項を示します。

第5部 屋外広告物の景観形成方針及び行為の制限

第6部 その他の景観形成方針等

屋外広告物や公共施設、景観重要建造物・樹木、自然公園、街路樹に関する事項を示します。

第7部 景観形成の推進に向けて

景観形成の推進に向けた市民・事業者・行政の協働による推進方策や、PDCAサイクルに基づく計画の進行管理の方法を示します。

第 1 部

計画の目的と役割

景観形成の意義や本市における景観形成の歩み、景観形成に関する課題を整理するとともに、景観計画の目的と役割を示します。

第1章 景観形成の意義

1. 景観とは

景観とは、海、山、川などの自然環境や建築物、道路など目に映るまちの姿だけではなく、まちの雰囲気や文化的・歴史的なかおりなど私たちがそこから感じ取る印象までも含めた幅広いものです。つまり、私たちが生活している空間や環境そのものであり、その都市の個性や文化水準を表すものといえます。

景観法では「景観」を定義していない

景観法では「景観」について、特に定義していません。これは、すでに他の法令で特に定義することなく用いられている用語であることや、良好な景観は地域ごとに異なるものであり、統一的な定義を置く結果として画一的な景観を形成するおそれが生じること等によります。（「景観法運用指針（令和4年(2022年)3月改正）国土交通省、農林水産省、環境省」を元に作成）

2. 景観形成とは

景観形成とは、自然やまちなみ、そして、これらに対する印象を含めて、「美しく魅力のある景観を守り、育て、つくるための一連の取組」のことを示します。

また、美しく魅力のある景観は短期間にできるものではなく、そこで生活する人々の長期間にわたる努力の積み重ねによってつくりあげられるものであるため、一人ひとりが日頃から意識して持続的に取り組むことが必要です。

「まちなみ」とは

本計画で使用している「まちなみ」は、市街地において建物が立ち並んでいる様子、郊外の住宅地の様子、田園地帯や海岸沿いの集落で民家が連なっている様子などを、総合的に表したことばとして使用しています。

3. 景観形成の意義

景観形成は、快適な住環境をつくり、生活や産業に根ざした個性や文化を創出するとともに、市民の地域に対する誇りと愛着を育むことにもつながります。

また、宮崎県の県都として美しく魅力のあるまちづくりを推進することは、訪れる多くの人々の共感を呼び、観光や交流の促進が期待されます。

さらに、景観づくりの取組を通じて市民意識の向上が図られ、コミュニティの形成や市民活動の活性化など、市民主体の活力のあるまちづくりが推進されます。

加えて、今後はSDGsや脱炭素・循環型社会の実現に向けて、持続可能な景観形成と環境保全を一体的に取り組んでいく必要があります。



第2章 宮崎市景観計画の目的と役割

1. 計画の目的

本計画は、総合的な景観形成を図ることを目的として、平成16年(2004年)に制定された景観法に基づき、今後の景観施策を実現していくための基本的方向を示すマスタープランと位置づけるものです。

本市では、平成19年(2007年)に策定した前計画に基づいて良好な景観形成に取り組んでおり、市民からも一定の評価を得ていますが、策定から長期間を経過し、景観をとりまく社会環境が変化したことから、本市の実情に合った規制・誘導を行うことができるよう、計画の全面的な改訂を行います。

景観をとりまく社会環境の変化

近年、物が豊かになったことから、人々は心の豊かさを求めるようになってきています。また、それに関連して、うるおいやゆとり、やすらぎの感じられる生活環境の形成が重要となってきています。

また、これまで以上に、地域の個性や魅力を生かした取組が重視され、市民や事業者など、地域との協働による良好な景観まちづくりが必要となってきています。

2. 宮崎市景観計画の役割

(1) 総合的な景観形成の推進基盤

従来までの本市の取組を充実、強化するとともに、社会情勢の変化、合併による市域の拡大、景観法の制定などに対応した、新しい総合的な景観形成を推進する基盤とします。

(2) 市民・事業者・行政の連携を促す共通の指針

景観形成は、庁内関係部局はもとより、国や県、市民や事業者が目標を共有化し、連携して取り組んでいく必要があります。

このため、本計画は市民・事業者・行政が一丸となって景観形成を推進するための共通の指針とします。

(3) 景観からのまちづくりの推進

本計画は、「宮崎市総合計画」、「宮崎市都市計画マスタープラン」などで示されている本市の「将来の都市像」などについて、景観の視点から実現させるものであり、これら上位・関連計画と整合・調整を図りながら、一体となって総合的にまちづくりを推進します。

(4) 屋外広告物適正化の推進

良好な景観形成や風致の維持のためには、屋外広告物の適正化を推進していくことが重要です。また、より効果的な屋外広告物適正化のためには、各種の景観形成の取組との連携が重要になってきます。そのため、平成26年(2014年)に策定した「屋外広告物適正化推進計画」の方針等の考え方を本計画に引き継ぎ、屋外広告物の適切な規制・誘導を推進するための指針とします。

第3章 宮崎市における景観形成の歩み

1. 宮崎市の地勢

本市は、宮崎県のほぼ中央に位置する人口約40万人の県都であり、面積約643.57km²の県内最大の都市です。

市街地は大淀川の河口部両岸に広がり、商業・業務施設や官公庁施設が集積しています。また、宮崎空港、JR 宮崎駅、宮崎港及び、宮崎自動車道・東九州自動車道などの広域交通基盤が整備された利便性の高いまちです。

本市の自然特性は、温暖な気候風土に恵まれ、南北約47kmに続く海岸線によってもたらされる、南国的色彩の豊富さが特徴です。

地形は、北部から西部にかけて丘陵地が連なり、南部は鰐塚山系、双石山系の山地で占められます。東部には日向灘が広がり、市内の北端には一ツ瀬川が、中央部には大淀川、南部には清武川、加江田川などが東流し、宮崎県最大の宮崎平野を形成しています。

東部の海岸は白砂青松の砂浜が続き、市南部に位置する青島以南は、山地が海岸まで迫る複雑な海岸線を呈しており、その一部は日南海岸国定公園にも指定されています。

2. 宮崎市のまちの移り変わり

本市のこれからの景観を考える上で、景観形成の歴史について、時代の変遷と共に説明します。

(1) 【古代から近世】 ～ 神話から史実へ 宮崎のはじまり ～

私たちが暮らす宮崎市の歴史を紐解くと、記紀（古事記、日本書紀のこと）に記述のある日向神話に「日向」の存在が記されています。多くの郷土史では景行天皇が「日向」と名付けたと紹介され、当時の日向国は現在の鹿児島県を含む広範囲でした。

原始	旧石器時代		
	縄文時代	B.C. 10,000 B.C. 500	
	弥生時代	A.D. 1	
		100	
		200	
		300	
	古代	古墳時代	400
			500
		飛鳥時代	600
		奈良時代	700
中世		800	
		900	
	平安時代	1000	
		1100	
		1200	
	鎌倉時代	1300	
		1400	
	南北朝・室町時代	1400	
	戦国時代	1500	
	安土桃山時代	1600	
近世	江戸時代	1700	
		1800	
近・現代	明治		
	大正	1900	
	昭和		
	平成		
	令和	2000	

日向国は、和銅6年(713年)の大隅国分国により、ほぼ現在の宮崎県の範囲に定められました。なお、当時の日向国の中心地（国府）は現在の宮崎市ではなく西都市にありました。



平安時代の後期には、現在の宮崎市周辺でも荘園の開発が始まりました。その後は鎌倉時代から戦国時代にかけて宮崎平野でも勢力争いが続きましたが、豊臣秀吉の天下統一によって戦国時代が終わり、日向国の多藩支配が命じられました。

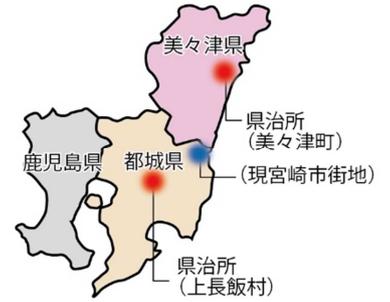


その後の藩政時代では、市街地の大部分が「延岡藩の飛び地・宮崎」となりました。藩政時代中期の延享4年(1747年)の上別府村（現在の宮崎市街地付近）の人口は約1,300人と少なく、発展していた様子はありませんでした。

(2) 【近代】 明治 ～ 宮崎県の誕生 発展と荒廃の歴史 ～

原始	旧石器時代	
	縄文時代	B.C. 10,000 B.C. 500
古代	弥生時代	A.D. 1 100 200 300
	古墳時代	400 500
	飛鳥時代	600 700
	奈良時代	800 900
中世	平安時代	1000 1100
	鎌倉時代	1200 1300
	南北朝・室町時代	1400
	戦国時代	1500
近世	安土桃山時代	1600
	江戸時代	1700 1800
近・現代	明治	
	大正	1900
	昭和	
	平成 令和	2000

明治維新後の明治4年(1871年)の廃藩置県とその後の各県の統廃合により、新たに誕生した美々津県、都城県の県治所は、それぞれ美々津町、上長飯村に置かれ、現在の宮崎市街地付近では、発展の糸口すらつかんでいない状態でした。



その2年後の明治6年(1873年)、宮崎県設置達により都城県、美々津県を廃して、宮崎県が設置されることになりました。宮崎郡が県庁所在地となったことで、市街地として発展するきっかけとなりました。



宮崎郡に県庁を置くことを決めたために「宮崎県」と名付けられたと考えられますが、なぜ宮崎郡に県庁を置くことになったかを示す資料は残されていません。



3年後の明治9年(1876年)には鹿児島県に併合されることになり、その5か月後の明治10年(1877年)に勃発した西南戦争の戦火によって、宮崎市街地は発展どころか荒廃してしまうことになります。

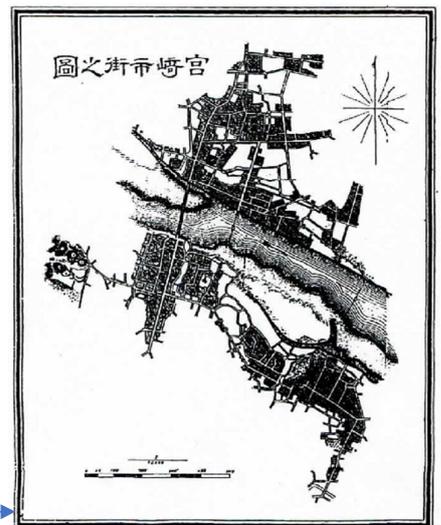
明治13年(1880年)に、宮崎郡太田村中村町の医師である福島邦成は、行政に頼ることなく私費を投じて、はじめて大淀川に橋を架けました。



明治13年(1880年)現在の谷川町付近から撮影した架橋の初代橋



明治16年(1883年)には、県庁が遠方であることや復興面での不遇を理由に鹿児島県から独立し、現在の宮崎県が誕生し、県治所が大淀川の北側の別府村に置かれました。



明治18年(1885年)発行 宮崎市街之図

明治18年(1885年)の宮崎市街地図では、大淀川の北側と南側が記載されています。これには明治当初から現在の大淀川の北側の市街地を凌駕するにぎわいを見せた南側の城ヶ崎町、中村町も市街地図に記載されています。

明治21年(1888年)に、現在の宮崎市のメインストリートとなる橋通りの改修と合わせて、4代目となる橋が建設され現在の宮崎市街地の形成がはじまりました。

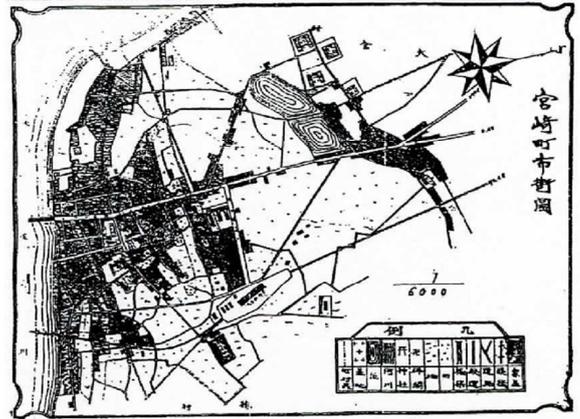
(3) 【近代】大正～昭和（戦前）～宮崎市街地の骨格の形成～

原始	旧石器時代	
	縄文時代	B.C. 10,000
		B.C. 500
	弥生時代	A.D. 1
		100
		200
	古墳時代	300
		400
		500
		600
飛鳥時代	700	
	800	
奈良時代	900	
	1000	
中世	平安時代	1100
	鎌倉時代	1200
		1300
近世	南北朝・室町時代	1400
	戦国時代	1500
	安土桃山時代	1600
近・現代	江戸時代	1700
		1800
	明治	
	大正	1900
	昭和	
	平成	2000
	令和	

大正2年(1913年)には、宮崎県営鉄道の開業とともに高千穂通りや老松通りが開通されるなど、官民が連携して宮崎市街地の新たな骨格が形成されていきました。

大正3年(1914年)に発行された宮崎市街図は、宮崎停車場を中心に大淀川以北が記されています。

大正13年(1924年)より宮崎市制が施行され、市街地も、北側、東側、南側へと広がり宮崎市は急速に発展していきました。



大正3年(1914年)発行 宮崎町市街図

昭和初期には、宮崎交通(株)が遊覧バスの営業を開始しました。初代社長で宮崎県観光の父と呼ばれている岩切章太郎※は、宮崎県内の観光地間の距離が遠く、その観光地間をつなぐ道路整備も進んでいなかったため、訪れた人々を少しでも楽しませようと、移動経路上にフェニックスなどの植栽を始めました。



堀切岬の沿道のフェニックス

昭和7年(1932年)の人口は、約54,600人との記録が残り、宮崎市街地は県庁所在地として県の中核機関が集まり、上水道、新橋、新県庁舎、橋通り拡張という四大事業の完成によって市街地が一変した年でもあります。

また、昭和8年(1933年)の祖国日向産業博覧会の開催、皇紀2600年に際して建設された八紘一宇の塔(現在の平和の塔)や宮崎神宮の拡張などにより、観光地としてのにぎわいが盛んになりました。



八紘一宇の塔(現在の平和の塔)

しかし、太平洋戦争がはじまると観光どころではなくなり、市街地も19回にわたる空襲により、街の大部分を焼失して終戦を迎えました。

さらに終戦直後の2回にわたる台風災害や、終戦から2年後の大火により、戦災を免れた市街地も焼失してしまいました。

(4) 【現代】昭和（戦後）～ 南国宮崎としての発展 ～

原始	旧石器時代		
	縄文時代	B.C. 10,000 B.C. 500	
	弥生時代	A.D. 1 100	
古代	古墳時代	200 300 400 500	
	飛鳥時代	600	
	奈良時代	700 800	
	平安時代	900 1000	
	中世	鎌倉時代	1100 1200
		南北朝・室町時代	1300 1400
戦国時代		1500	
安土桃山時代		1600	
近世	江戸時代	1700 1800	
	近・現代	明治	
大正		1900	
昭和			
平成 令和		2000	

戦災等により壊滅してしまっ宮崎市街地でしたが、そこから新たな宮崎市への転換が始まりました。

宮崎市の戦災復興

都市計画により、土地区画整理計画や街路計画、公園緑地計画などが計画され、橋通りの幅員を36メートルとする道路の拡張や、橋公園の設置等が行われました。



昭和26年(1951年)、初めて商店街のアーケードが設置され、南国宮崎のシンボルとして現市役所前に大きなフェニックスが植えられました。



昭和29年(1954年)の南国宮崎産業観光博覧会時には、宮崎交通(株)により、橋公園やその沿道に南国情緒あふれるワシントンパームやフェニックスの植樹、ベンチ、ビーチパラソル、街路灯等が整備されました。

この博覧会に向けた市民や事業者と行政の連携による景観づくりへの取組こそが、現在の南国宮崎のイメージづくりにつながっていくことになります。

昭和44年(1969年)には、宮崎県により「宮崎県沿道修景美化条例」が制定され、市内幹線道路沿いの植栽帯の維持管理や整備により、宮崎らしい、美しい沿道景観の形成が図られてきました。



現在の自然豊かで穏やかな南国宮崎の景観は、市民や事業者と行政との連携により生み出され、脈々と受け継がれてきたものが形になったものです。

この宮崎市の景観を、子どもや孫をはじめ、これから宮崎市に住む人や、訪れる人などを含め、次の世代に引き継いでいけるよう、市民や事業者との協働により守っていきます。

※ 宮崎県観光の父 岩切章太郎



岩切章太郎は、1893年(明治26年)に現宮崎市中村町に生まれ、宮崎交通初代社長で「観光宮崎の父」と称される。

自らの観光哲学を「大地に絵をかく」と表現し、堀切峠をはじめ宮崎各地にフェニックスを植林し、南国情緒あふれる景観をつくり、こどもの国やえびの高原などの開発も推進した。「自然の美 人工の美 人情の美」の名言も知られ、宮崎市役所東側の国道220号線橋北詰近くに銅像がある。

(5) 【4地域の歩み】 ～ 地域特性を生かしたまちづくり ～

◇佐土原地域

佐土原地域は、江戸時代に佐土原城（伊東四十八城の一つ）の城下町として町が形成されました。伊東・島津氏の時代を経た数多くの文化遺産や神社仏閣など貴重な歴史文化が伝承されています。明治22年(1889年)に村制を施行し、佐土原町を経て平成18年(2006年)に宮崎市と合併しています。



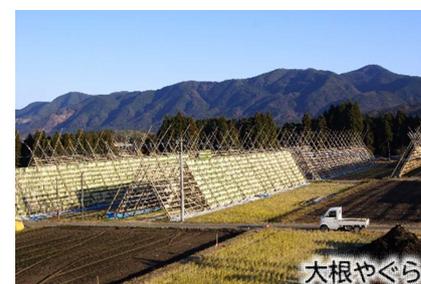
◇高岡地域

高岡地域は、もとは久津良と呼ばれ、内山城（伊東四十八城の一つ）が建っていましたが、慶長5年(1600年)の関ヶ原の戦い以後、島津義弘が「天ヶ城」と名付け、その城下町として高岡郷が形成されました。その後、明治22年(1889年)に村制を施行し、高岡町を経て平成18年(2006年)に宮崎市と合併しています。まちなかには当時の武家屋敷や石垣等が今も残っています。



◇田野地域

田野地域は、明治22年(1889年)に村制を施行し、田野町を経て平成18年(2006年)に宮崎市と合併しています。町内には田野城跡（別名借屋原城、伊東四十八城の一つ）がありますが、市街地はＪＲ日豊本線田野駅を中心に広がっています。町の南部には鰐塚山があり、町のシンボルとなっています。また、冬には、竹で組まれた巨大なやぐらに収穫後の大根を干した「大根やぐら」を見ることができます。



◇清武地域

清武地域には、縄文時代草創期の遺跡では国内最大規模の清武猪ノ原遺跡があり、古来から人が住んでいました。また、清武城（伊東四十八城の一つ）が建てられ、清武郷として飢肥藩の重要拠点になっていました。その後、明治24年(1891年)に村制を施行し、清武町を経て平成22年(2010年)に宮崎市と合併しています。市街地はＪＲ日豊本線清武駅、清武総合支所を中心に広がっており、町の東部には宮崎学園都市が形成されています。



3. 宮崎市における景観形成の取組

本市では、市民や事業者、国や県などと連携して、これまでに、景観形成に関する以下のような取組を行ってきました。

(1) 南国情緒あふれる沿道景観の形成

戦前から、宮崎交通（株）による南国情緒あふれる観光地づくりが進められるなか、昭和30年(1955年)には日南海岸が国定公園に指定され、日本初のロードパーク構想により、ワシントンパームやフェニックスなどの植栽による特徴的な沿道の修景が進められてきました。

さらに、昭和44年(1969年)には宮崎県により全国に先駆けて「宮崎県沿道修景美化条例」が制定され、市内の主要な幹線道路において、優れた自然景観や樹木を保護するとともに様々な花木類が植栽され、宮崎らしい、美しい沿道景観の形成が図られてきました。



日南フェニックスロード

<沿道景観の形成の取組（街路樹の適切な維持）>



橋公園通りのフェニックス



街路樹の剪定

(2) 美しく魅力ある都市景観の形成

美しく魅力ある都市景観形成を総合的に推進するため、平成2年(1990年)に「宮崎市都市景観条例」を定め、都市景観形成地区の指定や大規模建築物等の景観誘導を行いました。また、平成19年(2007年)には景観法に基づく「宮崎市景観計画」を策定し、市内全域を景観計画区域として行為の制限などを定めました。現在では、SNSを活用した情報発信、景観教室、宮崎市景観賞の実施など、市民の啓発を含めた景観形成の各種施策を推進しています。



一ツ葉リゾート地区

<都市景観形成の取組>



無電柱化された道路(宮崎駅東通線)



天神山の稜線を妨げないよう高さが配慮されたまちなみ

(3) 屋外広告物の規制・誘導

景観に大きな影響を与える屋外広告物については、平成10年(1998年)の中核市移行に伴い「宮崎市屋外広告物条例」を定め、地域の特性や屋外広告物の種類に応じた規制を行っています。また、平成24年(2012年)4月に策定した「宮崎市屋外広告物ガイドライン」による、より良い広告物への誘導や市民との連携による違反広告物の取締りや除却等に積極的に取り組むとともに、平成26年(2014年)4月に改訂した「宮崎市屋外広告物適正化推進計画」により、宮崎の美しい景観づくりに資するため、屋外広告物のあり方を明示し、その適正化に取り組んでいます。



違反広告物の除却

<屋外広告物の規制・誘導の取組>



広告物が掲出されず洗練された大淀川沿いのまちなみ



表示の大きさが配慮された広告物

(4) 花と緑のまちづくり

市民とともに推進してきた「まちに緑と花をふやす運動」をより深く普及、定着させるため、平成5年(1993年)に「世界に誇れる花のまち みやざき」基本理念とした「花のまちづくり基本計画」を策定し、市民が主役の花のまちづくりを積極的に推進しています。

また、地域の活性化と庭園文化の普及を図るため、令和元年(2019年)に国土交通省が創設した庭園間交流連携促進計画登録制度(ガーデンツーリズム登録制度)に本市の「宮崎花旅365」が登録され、フローランテ宮崎をはじめとした複数の庭園等の連携による、魅力的な体験や交流を創出しています。

なお、「太陽と緑と大地のガーデンシティみやざき」をテーマに、平成31年(2019年)に「緑の基本計画」を改訂し、豊かな緑の保全や魅せる緑の創出、緑を生かし人の輪をつなげる共創など、宮崎の恵まれた自然環境を生かして、緑豊かな都市づくりを進めています。



フローランテ宮崎

<花と緑のまちづくりの取組>



まちななかフラワーパーク



花と緑の景観拠点づくり事業

(5) 具体的事業

景観形成の推進に関する施策に沿って、本市が過去に実施した景観形成の事業を以下に示します（令和4年(2022年)4月時点）。

表 景観形成の事業実績

施策の内容	事業実績
景観に関する継続的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・景観に関する各種パンフレットの作成・配布（9種） ・景観まちづくりのつどい（直近はR3.12開催） ・SNSを活用した情報発信（H24.3より運用） ・宮崎市公式Instagram投稿（H29.4より運用） ・新聞広告掲載
景観に関する参加、体験の機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・木漏れ陽のガーデン“球根ばらまき植え”イベント（R3.11） ・みやざきフラワーマーケットアベニュー（R3.12） ・NPO法人オープンガーデンサン・フラワー宮崎（市民見学会） ・まちななかフラワーパーク推進事業（毎年4、10月開催） ・フラワーポット講座（R2年度8回、R3年度10回） ・景観教室（R3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止。今後の景観教室のあり方について検討会を実施） ・風景絵画コンクールの実施（R3年度応募988点） ・路上違反広告物追放推進員（R3年度末時点7団体） ・路上違反広告物市内一斉除却（R3年度2回予定のところ、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市職員のみで1回実施）
優れた景観や団体個人の表彰・紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎市景観賞の実施（「みやざき景観100選フォトコンテスト」R2年度応募130作品、R3年度応募269作品） ・宮崎市花のまちづくりコンクール（R3年度応募27件）
景観形成を担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座の開催（R3年度9回（1回中止）） ・花のまちづくり推進員（97名委嘱） ・花のまちづくり地区推進協議会（17地区）
市民が行う景観形成への積極的な支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「緑の審議会」の開催（1回） ・郷土の名木（2本指定） ・緑の保全協定協力金助成（24地区） ・郷土の名木保存協力金助成（107件（110本）） ・緑の保全地区（25地区）、郷土の名木（145本）（R4.3現在） ・花いっぱい推進事業（470団体へ提供） ・緑化空間創出事業補助（R3年度4件） ・民間施設緑化の助成（R3年度0件） ・みやざき景観シンポジウム（H28.1実施） ・景観アドバイザー（H30：2件、R元：1件、R2：実績なし、R3：1件） ・グリーンアドバイザー（R元：2件、R2：3件、R3：1件）

施策の内容	事業実績
市民活動組織の設立、連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・“みやざき”をつなぐ「バス停」を創る会（シンポジウム、コンテスト、県産材を活用したバス停設置） ・「宮崎花旅365推進協議会」（ガーデンツーリズムの推進） ・景観整備機構の指定（（一社）宮崎県建築士会） ・日南海岸シーニックバイウェイ（R元.6全体会開催） ・公園愛護会促進事業（R3年度205団体） ・河川愛護会（R3年度15団体）
行政の連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・日南海岸シーニックバイウェイ行政連絡会議（R元.6全体会開催） ・景観形成庁内連絡会議（H28.5実施）
公正で専門性を持つ機関の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎市景観審議会（R2年度1回） ・宮崎市バス広告デザイン検討委員会（R2年度13件） ・宮崎市緑の審議会（R3年度1回）
相互に連携する推進体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・日南海岸シーニックバイウェイ宮崎エリア推進会議（R元.6全体会開催）
市全域におけるルールの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法及び景観条例改正に基づく届出・通知（R3年度353件） ・景観条例の改正及び景観計画の変更（条例改定 H23.3、計画変更 H25.10） ・移動通信用鉄塔景観ガイドラインの策定（H23.4策定） ・緑のまちづくり条例に基づく緑化計画書の届出（R3年度122件） ・屋外広告物適正化推進計画（H26.4改訂） ・屋外広告物許可事務（R3年度1,778件） ・違反広告物の是正及び除却（R3年度簡易除却688件） ・道路占用適正化推進事業（R3年度是正307件）
地区ごとの個別ルールの設定	<ul style="list-style-type: none"> ・重点景観形成地区等の指定（重点5地区、推進1地区） ・景観まちづくり協定の認定（四季通りまちづくり協定（H23.3認定）、高岡天ヶ城麓地区まちづくりガイドライン（H23.9認定）） ・風致条例に基づく建築等の許可事務 風致地区5地区（R3年度行為許可26件） ・地区計画制度によるまちづくり（R3年度届出・通知25件） ・建築協定導入地区（9地区） ・都市計画法に基づく開発許可事務（R3年度許可3件）
景観資源の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・景観重要建造物（5件）や景観重要樹木（2件）の指定 ・緑の保全地区（25地区）、郷土の名木（145本） ・指定文化財等の保護・管理（地元組織等への管理委託） ・生目古墳群史跡公園整備事業（21号墳整備、3号墳等樹木伐採） ・佐土原城跡保存整備事業（災害復旧（倒木等処分）） ・穆佐城跡保存整備事業（災害復旧（倒木等処分）、曲輪8発掘調査）
公共事業等にお	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎駅東通線景観形成事業（ガイドライン市民説明会等）

施策の内容	事業実績
<p>ける景観形成の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・景観に関するワークショップへの参加（H21年3回） ・花と緑の景観拠点づくり事業（草花の植栽20箇所） ・街路樹造園管理・草花管理事業 ・市庁舎及び周辺の緑化 ・歴史的まちなみ整備事業（修景整備助成） ・都市公園整備事業（街区公園、近隣公園） ・都市計画道路整備事業（昭和通線、宮崎駅東通線、吉村通線等） ・「宮崎市景観計画」に基づく景観に配慮した市有建築物の建築（宮崎市消防局・北消防署、新庁舎、宮崎市営住宅新町・追手団地） ・美しい農村景観支援事業（R3年度活動支援2団体） ・「緑の募金」事業（緑化助成） ・海岸松林保全地域活動支援事業（住吉海岸の松林を守る会） ・多面的機能支払交付金事業（R3年度102団体） ・ごみのぽい捨て・路上喫煙対策事業（巡回監視、指導、回収） ・不法投棄未然防止事業（調査、パトロール） ・景観重要公共施設の事前協議（R2年度12件）
<p>関連行政計画との連携による景観形成の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画（H31.3改訂） ・都市計画マスタープラン（H30.3改訂） ・立地適正化計画（R2.6） ・まちなか活性化推進計画（H30.3） ・第三次宮崎市商業振興計画（H30.3） ・環境基本計画（H30.3） ・観光振興計画（R2.3） ・農林水産業振興基本計画（R4.3）

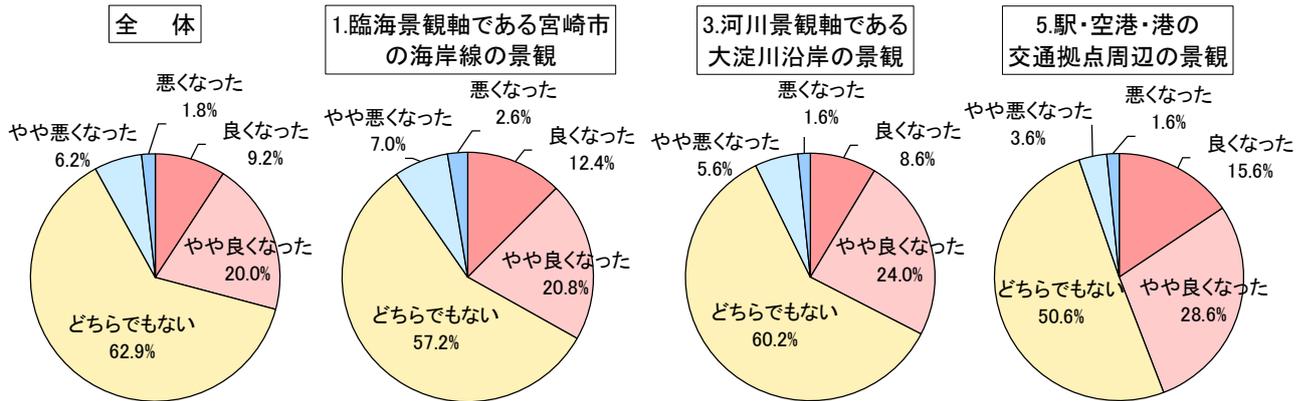
(6) 前計画の評価

前計画（平成19年(2007年)策定）の改訂にあたり、市民アンケート調査による景観施策の評価を行いました。

＜市民アンケート調査結果（令和3年(2021年)10月）＞

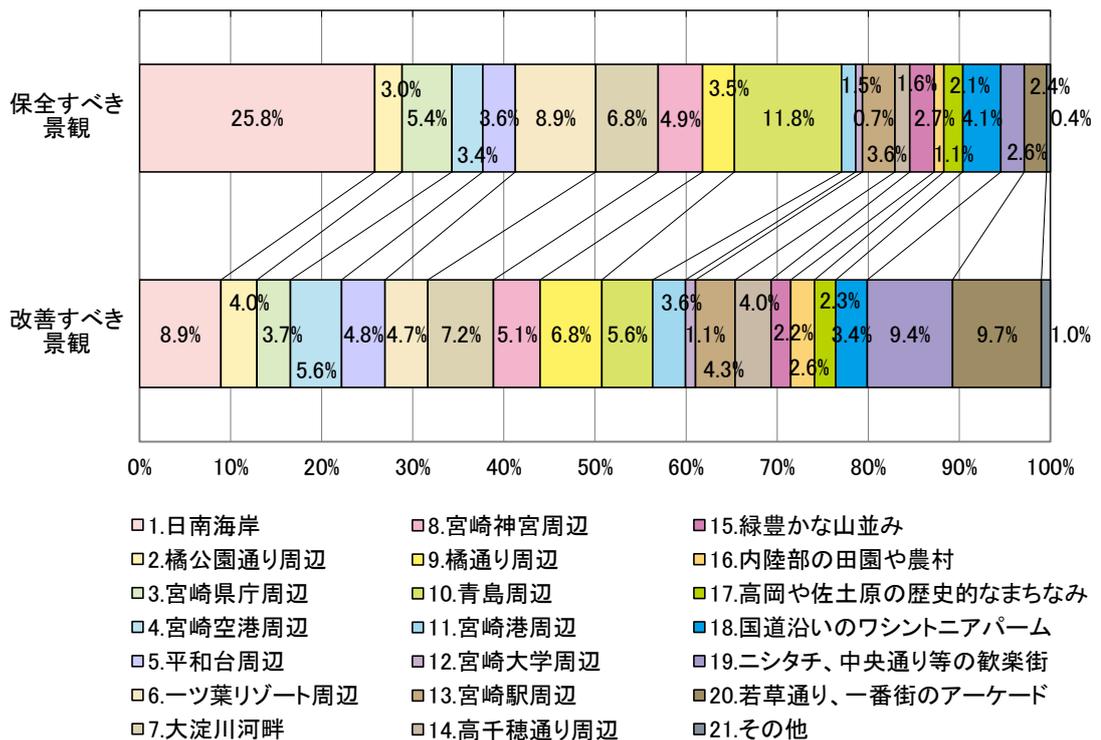
- まちなみや自然景観は、「良くなった」が「悪くなった」を大きく上回っており、海岸線、大淀川沿岸、交通拠点周辺は「良くなった」との回答が多くなっています。

(問) 本市のまちなみや自然の景観は、現計画が策定された以前（約11年前）と比べてどうなったか



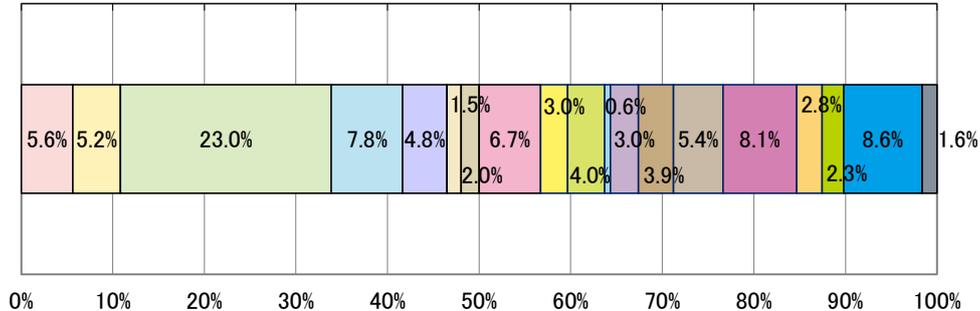
- 今後も保全すべき景観は、「日南海岸」「青島周辺」「ーツ葉リゾート周辺」などが多くなっており、改善すべき景観は、「若草通り、一番街のアーケード」「ニシタチ、中央通り等の歓楽街」などの中心市街地が多くなっています。

(問) 本市の今後も保全すべき景観と改善すべき景観



- 景観形成上好ましくないものは、「管理されていない空き家や空き店舗」「除草等の管理が不十分な道路等公共空間」「ごみなどで汚れた河川や水路」などが多くなっています。

(問) 市全域で良好な景観を形成する上で、好ましくないもの、障害となっているもの



- 1.色や大きさが周囲の景観と調和していない建築物
- 2.眺望を阻害するような建築物、工作物、樹木等
- 3.管理されていない空き家や空き店舗
- 4.耕作を放置した農地や管理されていない空き地
- 5.道路沿いや建築物に設置された看板や広告表示
- 6.LEDビジョンによる動画広告
- 7.電話や電気などの鉄塔やアンテナ
- 8.電柱や電線類
- 9.夜間照明
- 10.土地に自立する太陽光発電設備
- 11.派手な色彩の自動販売機
- 12.路上に放置された自転車
- 13.街路樹が整備されていない道路
- 14.剪定などの維持管理されていない街路樹
- 15.ごみなどで汚れた河川や水路
- 16.管理放棄された山林
- 17.海岸沿いのコンクリート護岸
- 18.除草等の管理が不十分な道路等公共空間
- 19.その他



上記の市民アンケート調査の結果より、前計画に基づく景観施策の評価について、以下のように考えられます。

<景観施策の評価>

- 景観の改善について市民から一定の評価を得ており、良好な景観形成が進んでいると考えられる。
 - 中心市街地では空地、空家等の低未利用地が増加しており、市民からも、景観阻害要素として挙げられている。
 - 今後、保全すべき景観として、「日南海岸」「青島周辺」「ーツ葉リゾート周辺」が上位となっている。
- ※市民からは、これまでの景観施策に対して一定の評価を得ていることから、これまでの景観計画の考え方を踏襲するとともに、引き続き課題解決のために部分的な改訂を行っていくものとする。

第4章 宮崎市における景観の特性と課題

1. 宮崎市の景観特性

(1) 気候に恵まれ明るく開放的な景観が形成されている

本市は、温暖な気候に恵まれるとともに、全国的にみて降水量の多い地域でありながら日照時間が長いという特徴があります。

こうした気候により、明るい青空の広がる、太陽の光り輝くイメージを感じさせる都市となっています。



明るく開放的な景観

(2) 地形条件により広がりのある景観が形成されている

南北に伸びる海岸線とその背後に広がる平野により、ダイナミックで広がりのある景観が見られます。また、平野の西から南へ山地が連なり、「緑のスクリーン」として市街地を取り囲んでいます。さらに山から海へと広々とした水と緑の空間を感じさせる大淀川が流れています。



南北方向の海岸線



市街地を流れる大淀川

(3) 地域の特性に応じて多様な景観が形成されている

広がりのある豊かな自然環境のもと、私たちの生活や産業活動に根ざした様々な景観が見られます。高層ビルや店舗が建ち並ぶ商業地、農地や山林を開発してつくられた住宅地、あるいは農産物等の生産や生活の場としての田園や集落などの多様な景観が、美しい沿道景観とあわせて形成されています。



天ヶ城からの眺望景観

(4) 自然や歴史、都市の特徴を表す多くの景観資源が分布している

本市には、特徴的な地形・植生を有する地域や自然公園などの自然的景観資源、歴史を物語る史跡や建造物などの歴史的景観資源、また大規模な都市公園、地区計画・建築協定により計画的に整備された住宅団地などの都市的な景観資源が数多く分布しています。



宮崎神宮

(5) 花と緑が景観形成の重要な要素となっている

本市は、海岸線に沿った緑豊かな都市公園、大きく育った亜熱帯性の街路樹、また四季折々のイベントや、商店街・住宅地等における市民主体の花植えなどによって「花や緑のまち」が強くイメージされるまでになり、全国的にも高い評価を得ています。



花と緑のまちづくりを支える市民の取組



地域における花づくりの取組

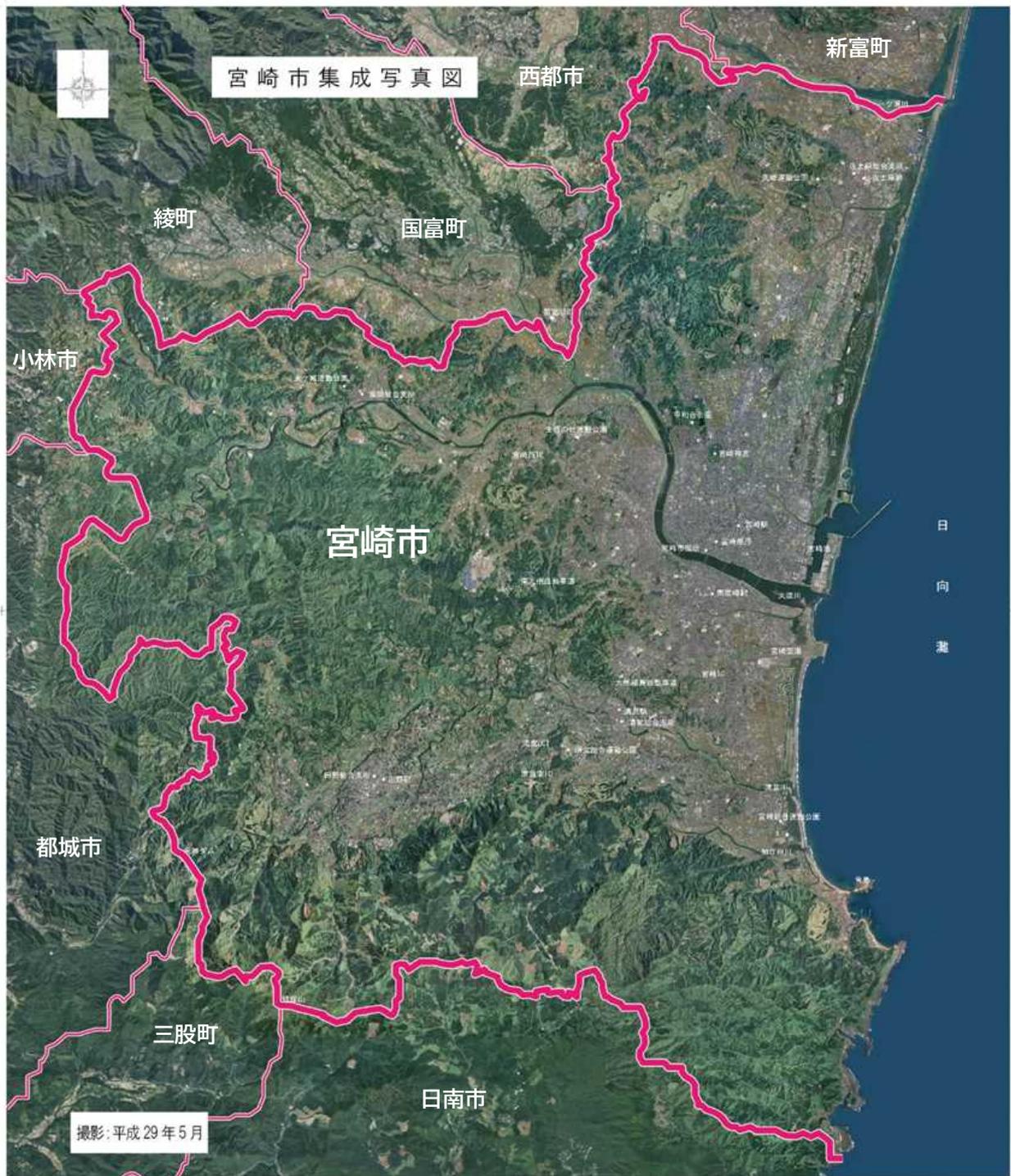


図 宮崎市の現況写真



図 宮崎市の景観特性

2. 景観をとりまく環境の変化

(1) 社会情勢の変化

平成16年(2004年)の景観法の制定以降、全国各地で景観計画を策定し、良好な景観形成に向けた取組が進められるようになりました。本市においても平成19年(2007年)に宮崎市景観計画を策定し、重点景観形成地区の追加や太陽光発電施設等に関する規定の追記など、景観づくりの進捗や時代に対応した変更を加えつつ、良好な景観形成を進めてきました。

これらの取組に対して、市民からも一定の評価が得られているところですが、宮崎市全体をとりまく状況は、人口減少・少子高齢化や大規模開発の沈静化、郊外の住宅団地のオールドタウン化、中心市街地における分譲マンション増加や大規模商業施設の新設、低未利用地の増加など大きく変化してきており、景観をつくる取組から、守り育てていく取組をより一層推進していくことが求められています。

(2) 新しい社会課題への対応

SDGs や脱炭素・循環型社会の実現など、新しい社会課題への対応が求められる中で、本市でも「2020-2030 MIYAZAKI SDGs ACTION」や「2050年ゼロカーボンシティみやざき」などの取組を進めているところです。

これらは、美しい海岸線や山並み、緑地などを保全していく本計画と共通する取組であり、一体的に行うことで、効率的で効果的な景観づくり、環境づくりの推進が期待されます。

本計画においても、第2部の基本方針、第7部の基本的施策について、SDGsの目標との関連を示しています。



図 SDGsの17の目標

3. 宮崎市における景観の現状と課題

前計画に基づく施策の評価や、景観をとりまく環境の変化を踏まえ、宮崎市における景観の現状と課題を以下に示します。

(1) 開発や地域社会の動向

本市の人口は平成27年(2015年)をピークに減少に転じるとともに、大規模開発が沈静化してきており、人口減少・少子高齢化に対応した都市づくりの必要性が高まっています。

また、まちなか居住の推進に伴い、中心市街地やその周辺での分譲マンションの増加や宮崎駅前の大規模商業施設の立地など、まちなかの景観も変化してきており、このような開発や地域社会の動向の変化に対応し、県都としての魅力ある景観づくりを進めていく必要があります。

(2) 建築物の動向

前計画の策定以降、景観条例に基づく届出、助言・指導を進めており、平成24年(2012年)には「建築物等色彩ガイドライン」を策定し、建築物の色彩統一を進めることなどにより、宮崎らしい良好な景観形成に対しては一定の成果が現れています。

一方で空地、空家、空店舗の増加や、中心市街地におけるスポンジ化の進展による景観阻害も懸念されており、既存ストックの活用や適正管理による景観の維持・向上を図っていく必要があります。

また、市街地の幹線道路沿道を中心に既存建物と新たに建設された高層マンションによる高さの不統一もみられ、調和のとれた建物群による景観形成も必要となっています。

青島地区などの観光地では、近年観光需要が高まっており、店舗等の建替えや改修が進んでいますが、前計画や関連法令による誘導により、良好な景観形成が進んでおり、これら施策を継続していく必要があります。

(3) 屋外広告物の動向

屋外広告物は、これまで「屋外広告物適正化推進計画」や「屋外広告物ガイドライン」等による規制、誘導を進めてきており、落ち着いた色合いの広告物へ改修されるなど一定の効果が見られます。

一方で、幹線道路などを中心に周辺の景観と調和していないものや、山並みの眺望を阻害するものなども残されており、引き続き規制、誘導を進めていく必要があります。

(4) その他

空港やインターチェンジとつながる広域的な移動を支える幹線道路は、観光都市宮崎の顔であり、沿道の草刈りや除草など適正な管理を継続していく必要があります。

その他に、農地、山並み景観に影響を与える耕作放棄地や森林伐採地の適正な管理、大規模太陽光発電施設や風力発電施設の周辺環境への配慮も進めていく必要があります。

第 2 部

景観形成の 基本的な考え方

景観形成の基本理念や目標（本市が目指すべき景観のイメージ）を定めるとともに、目標の実現に向けての基本方針及び個別方針を示します。

第1章 景観形成の基本理念

本市における景観形成を進める上で大切にすべき考え方を、基本理念として以下のように設定します。

「次世代につなぐ美しい景観都市・みやざき」

「空、海、山、川に象徴される豊かな自然」、「人々の豊かな心」を大切に育むとともに、市民、事業者、行政との連携により、美しい景観都市・みやざきを創り、次世代に引き継いでいきます。

景観は、普段の生活で見えている身近にある建物や街路樹等の木々の緑、これらをとりまく山や川だけでなく、市民の日常生活やなりわいから生まれてくるまちの表情、歴史や文化、さらには心象風景などの要素が相互に重なり合うことで、まちの個性や感性として表現されたものといえます。

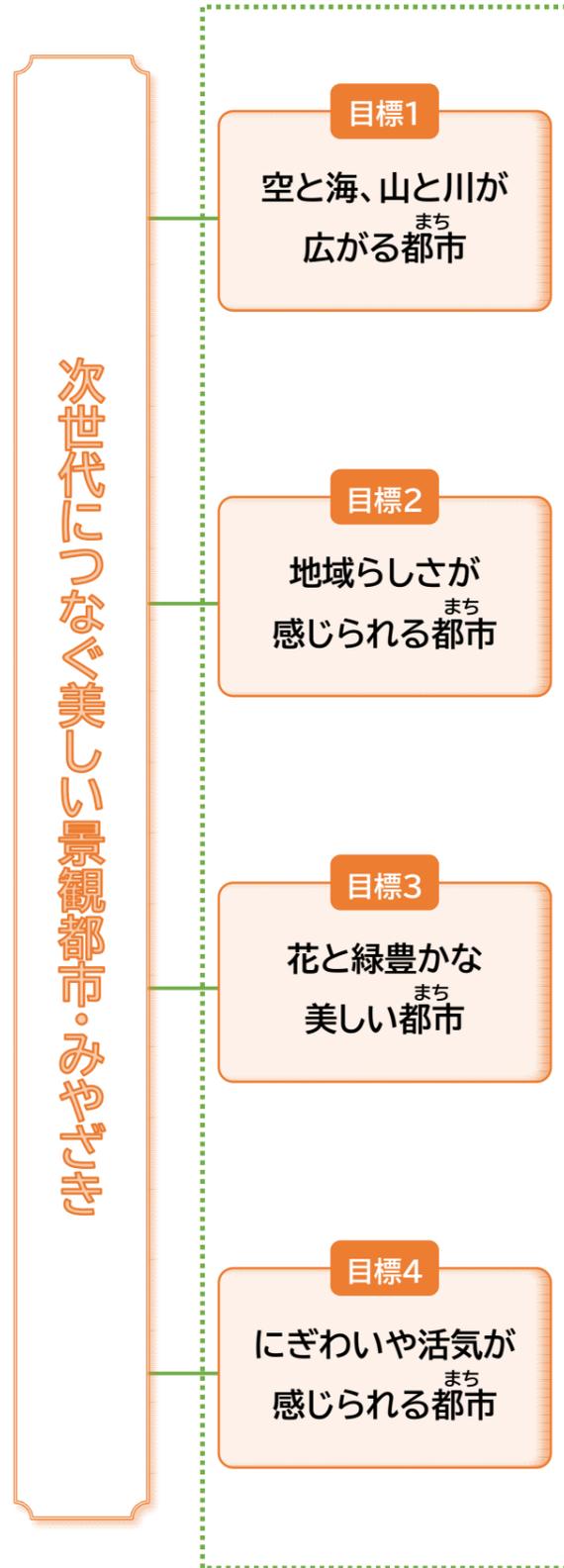
本市の景観は、広がりのある青空のもと、日向灘の美しい海岸線や緑豊かな山々、市街地を流れる大淀川など、恵まれた自然環境によって成り立っています。また、まちに彩りを与える様々な花や緑は、市内各地域の個性が表れたものであり、これらは美しいまちづくりに取り組む人々によって過去から現在に引き継がれています。

これからも、“空、海、山、川”に象徴される豊かな自然の広がり、“花や緑”に象徴される人々の豊かな心、これらを市民共有の財産として大切に育むとともに、快適に暮らせるまち、活力のあるまちを創造することが必要です。

このような背景を踏まえ、SDGsにも配慮した持続可能なまちの形成を目指すとともに、令和32年(2050年)のゼロカーボンシティの実現も視野に入れた取組を市民、事業者、行政との連携により推進することで、美しい景観都市・みやざきを創り、次世代に引き継いでいきます。

基本理念

目標



基本方針

個別方針



図 「景観形成の基本的な考え方」の体系図

第2章 景観形成の目標

基本理念を踏まえ、本市が目指すべき景観のイメージとなる、景観形成の目標について以下の4つを設定します。

空と海、山と川が広がる都市

花と緑豊かな美しい都市

地域らしさが感じられる都市

にぎわいや活気が感じられる都市

目標1 空と海、山と川が広がる都市

南国を感じさせる強い日差しのもと、青く澄んだ空と日向灘の美しい海は、周囲をとりまく山並みやゆったりと流れる大淀川とともに、本市の景観の根幹をなすものです。

まちのどこにいても、空や海、山や川の広がりを感じさせるような伸びやかで開放的な景観の形成をめざします。



目標2 地域らしさが感じられる都市

景観は、地域の自然、歴史や文化、また地域住民の生活や営みの積み重ねによってはぐまれていきます。

それぞれの地域で、日常生活や産業活動と密接に結びつき、地域特性を生かした、市民が誇りと愛着を抱くような景観の形成をめざします。



目標3 花と緑豊かな美しい^{まち}都市

本市は、これまで豊かな自然との調和を図りながら、積極的に花や緑のまちづくりを進めてきました。美しい花や緑にあうまちの姿は景観に対する市民意識の高さを感じさせます。

今後とも、市民の心にゆとりとやすらぎを与え、まちにうるおいやくつろぎをもたらす花と緑豊かな美しいまちをめざします。



目標4 にぎわいや活気が感じられる^{まち}都市

景観には、自然環境やまちなみなどだけでなく、人々が集い、華やか様子など人々が活動する姿そのものも含んでいます。

多くの人が集まる中心市街地や観光地等については、まちの活力を表現し、人々をひきつけるような、美しい中にもにぎわいや活気を感じさせる魅力ある景観の形成をめざします。



第3章 景観形成の基本方針

景観形成の4つの目標の実現に向け、市民、事業者、行政が協働して進める取組の柱を、4つの基本方針として以下に示します。

基本方針1 景観の骨格を保全し強調する

本市の景観の印象を効果的に高めるには、本市独自の地形的特徴や地域の特性を最大限に生かすことが必要です。

このような本市の景観の骨格をなすものとしては、地域全体をわかりやすく示す海岸線や大淀川、国道などの主要幹線道路及びその周辺といった、一定の方向性を持って空間が連続する「軸的景観」と、山や丘陵などの景観の目標物（ランドマーク）や良好な眺望が得られる眺望点、多くの人々が集まる交通拠点（駅・空港など）の周辺など景観の核となる「拠点的景観」があります。

そこで、軸や拠点ごとの方針を定め、それぞれの特性を生かして美しく強調するような景観形成の取組を推進します。

表 本市の景観の骨格

<軸的景観>

景観の骨格	捉え方	主な対象
臨海景観軸	本市の南北方向の軸線の印象が強い景観の基盤となる海岸線とその背後地一体	海岸線
道路景観軸	市内中心部と佐土原、高岡、田野、清武などの各地区を結ぶ幹線道路とその沿道	国道10号 / 国道220号 国道269号 / 県道宮崎停車場線 市道宮崎駅東通線
河川景観軸	山から田園、市街地を貫流する大淀川とその河畔	大淀川沿岸

<拠点的景観>

景観の骨格	捉え方	主な対象
ランドマーク・眺望点周辺	本市を代表する景観の目標物、及び、多くの人々が利用する主要な眺望点とその周辺	平和台公園 / 天神山公園 宮崎神宮 / 青島 / 天ヶ城公園 久峰総合公園 / 宝塔山公園 双石山 / 鰐塚山 / 堀切峠 いるか岬 / 城山公園 / 里山の楽校 荒平山 / 皇宮神社 フェニックス・シーガイア・リゾート
交通拠点周辺	本市の玄関口となる主要な駅・空港・港湾とその周辺	宮崎駅 / 南宮崎駅 / 佐土原駅 田野駅 / 清武駅 宮崎港 / 宮崎空港



図 宮崎市の景観の骨格

1 軸的景観【骨格別方針】

1-1 臨海景観軸



南北方向に続く変化に富んだ海岸線と、その背後の松林や海に迫る丘陵の緑からなる景観を保全しながら、本市の観光・リゾート地の中核をなす地区として、その特徴を強調するような景観の形成を図ります。

<個別方針>

- (1) 連続する海岸線の保全
- (2) 変化に富んだ景観の保全、活用
- (3) 観光・リゾート地にふさわしい景観の形成

(1) 連続する海岸線の保全

- 直線的に続く佐土原海岸や一ツ葉海岸、緩やかに湾曲する空港から青島にかけての海浜、複雑に入り組む日南海岸を保全する。
- 砂浜の侵食対策も講じつつ、海岸線の景観を保全していく。

(2) 変化に富んだ景観の保全、活用

- 連続する松林とそのスカイライン、広がる田園と一体のワシントンアパーム、沿道に迫る樹林、日南海岸方面のフェニックスなど多様な景観要素を保全する。
- 開放的な海への眺望の保全、活用を図る。

(3) 観光・リゾート地にふさわしい景観の形成

- 建築物や工作物などについては、臨海部の自然景観との調和に配慮する。
- 海沿いの道路等からの眺望を阻害しないように配慮する。
- 建築物や工作物の跡地については、景観面にも配慮した適切な維持管理を行う。



1-2 道路景観軸

地域ごとの美しい景観を連続的に眺めることができる動線として、道路と沿道の景観が一体となった魅力ある景観軸の形成を図ります。

<個別方針>

- (1) 景観に配慮した質の高い道路の整備
- (2) 良好な沿道景観の形成
- (3) 高千穂通り、橘通り等中心市街地の沿道景観の形成

(1) 景観に配慮した質の高い道路の整備

- 街路樹や緑地等により緑の連続性が感じられる景観を形成する。
- 景観軸の連続性や地域の特性を考慮した施設整備（舗装、街灯、防護柵、道路標識など）を行う。
- 花づくりや美化活動を推進するとともに、適切な維持管理に努める。
- 山地・田園部等の道路は、草刈り、除草等の適切な維持管理に努め、周辺と一体となった良好な景観を形成する。
- 街路樹については、緑の量から質の向上を重視し、適切な維持管理に努める。
- 災害時の安全性向上やライフラインの安定供給、安全で快適な移動環境の実現と併せ、沿道のにぎわいや緑のうらおいを感じられる空間形成の観点も含め、より良い景観形成への効果が高いと考えられる路線について無電柱化を推進する。

(2) 良好な沿道景観の形成

- 沿道の敷地における緑化を推進し緑豊かな景観を形成する。
- 建築物や工作物、広告物の規制誘導により、良好な沿道景観を形成する。
- 良好な眺望箇所に配慮した沿道景観を形成する。

(3) 高千穂通り、橘通り等中心市街地の沿道景観の形成

- 都市計画マスタープラン、立地適正化計画、まちなか活性化推進計画等に基づく中心市街地への商業・業務機能の集積にあたっては、宮崎市の玄関口にふさわしい風格ある景観を形成する。
- 緑の基本計画と連携し、花と緑によるうらおいのある空間を創出する。
- 道路を活用したイベント等のにぎわい創出に努める。

1-3

河川景観軸



豊かな自然、素晴らしい風景を有し本市のシンボルとなる大淀川の「水と緑」の自然景観を保全するとともに、河川と周辺の景観が一体となった魅力ある景観軸の形成を図ります。

<個別方針>

- (1) 美しく親しみやすい河川景観の形成
- (2) 河川と周辺が調和した景観の形成

(1) 美しく親しみやすい河川景観の形成

- 緑地の保全や河川整備に伴う配慮により、河川の自然景観を保全する。
- 親水空間や河川の眺望を生かした空間の整備、河川沿いの緑化を推進する。
- 水質の改善や美化活動を推進し河川環境の維持に努める。
- 河川区域内の草刈り、除草等の適切な維持管理に努める。

(2) 河川と周辺が調和した景観の形成

- 周辺の山並みや田園などへの良好な眺望を保全する。
- 建築物や工作物、広告物の規制誘導により、良好な河川景観を形成する。

2 拠点景観【骨格別方針】

2-1 ランドマーク・眺望点周辺



本市の景観の代表的な目標物（ランドマーク）への眺めや、きわめて優れた眺望を有する箇所（眺望点）からの眺めを保全するとともに、積極的に活用を図ります。

<個別方針>

- (1) ランドマークの保全・強調
- (2) ランドマークを活用した景観の形成
- (3) 眺望点からの眺めの保全・活用

(1) ランドマークの保全・強調

- 風致地区や自然公園法の許可の基準等との連携を図りながら、市民から親しまれているランドマークを将来にわたり保全する。
- ランドマークをより印象づけるような演出を行う。
- 周辺や眺望箇所からのランドマークへの眺望を妨げないように、建築物や工作物の設置等に配慮する。

(2) ランドマークを活用した景観の形成

- ランドマークの特性を生かした周辺地域の景観形成を推進する。

(3) 眺望点からの眺めの保全・活用

- 眺望点からの優れた景観を将来にわたり保全する。
- 魅力ある夜間の眺望を創出する。
- 優れた景観を快適に眺めることができるように眺望点を整備する。
- 大規模な太陽光発電施設、風力発電施設の設置や植林地の管理については、眺望点からの景観に配慮する。

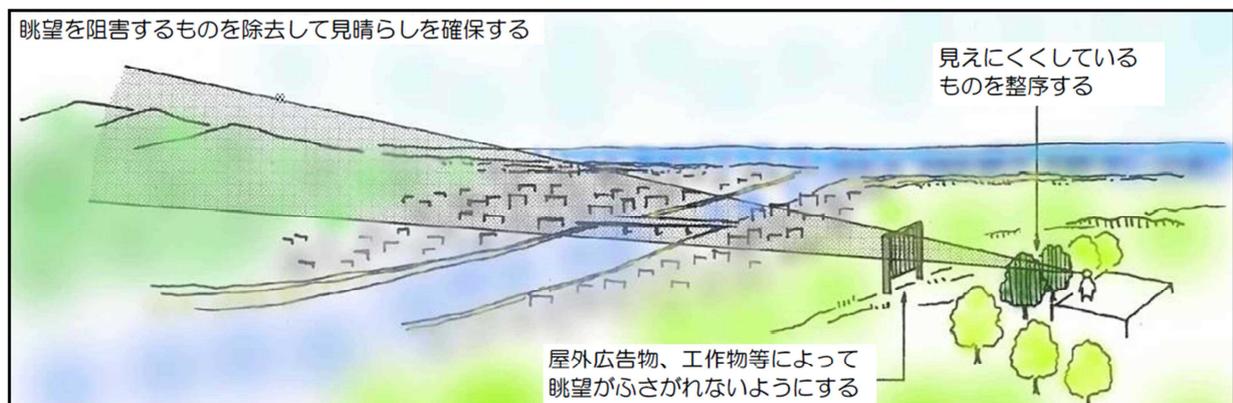


図 眺望点からの眺めの保全イメージ



2-2

交通拠点周辺



陸と空と海の玄関口であり、本市の景観を最初にイメージさせる都市の顔として、訪れる人々の印象を高めるとともに、施設の位置づけや地域性に合わせた景観を形成します。

<個別方針>

- (1) 景観に配慮した質の高い施設の整備
- (2) 施設の位置づけや地域性を考慮した周辺景観の形成

(1) 景観に配慮した質の高い施設の整備

- 本市の顔にふさわしい施設となるようデザインに配慮する。
- 来訪者に「花や緑のまち」が強くイメージされるように、敷地内や施設の緑化に努める。

(2) 施設の位置づけや地域性を考慮した周辺景観の形成

- 交通拠点に至る道路では、地域性を考慮した街路樹の植栽や質の高い施設整備に努める。
- 空港や宮崎駅など県都の玄関口では、本市の印象をより高めるような周辺景観を形成する。
- 日常的に人々が集まり交流する駅前などでは、にぎわいや活力のあるまちなみを形成する。
- 周辺道路は、草刈り、除草等の適切な維持管理を行い、質の高い景観形成に努める。

基本方針2 地域の景観の特性を生かす

本市では、活力ある市街地、ゆとりとやすらぎのある田園、緑の背景となる山並みや緑地など自然や人々の営みによりはぐくまれた多様な景観が形成されています。

このため、市域の景観を市街地（中心市街地、一般の商業地・業務地、住宅地）、田園・集落、山並み・緑地に分類し、それぞれに応じた景観形成の方針を設定して、地域ごとの特性を生かした景観形成の取組を推進します。

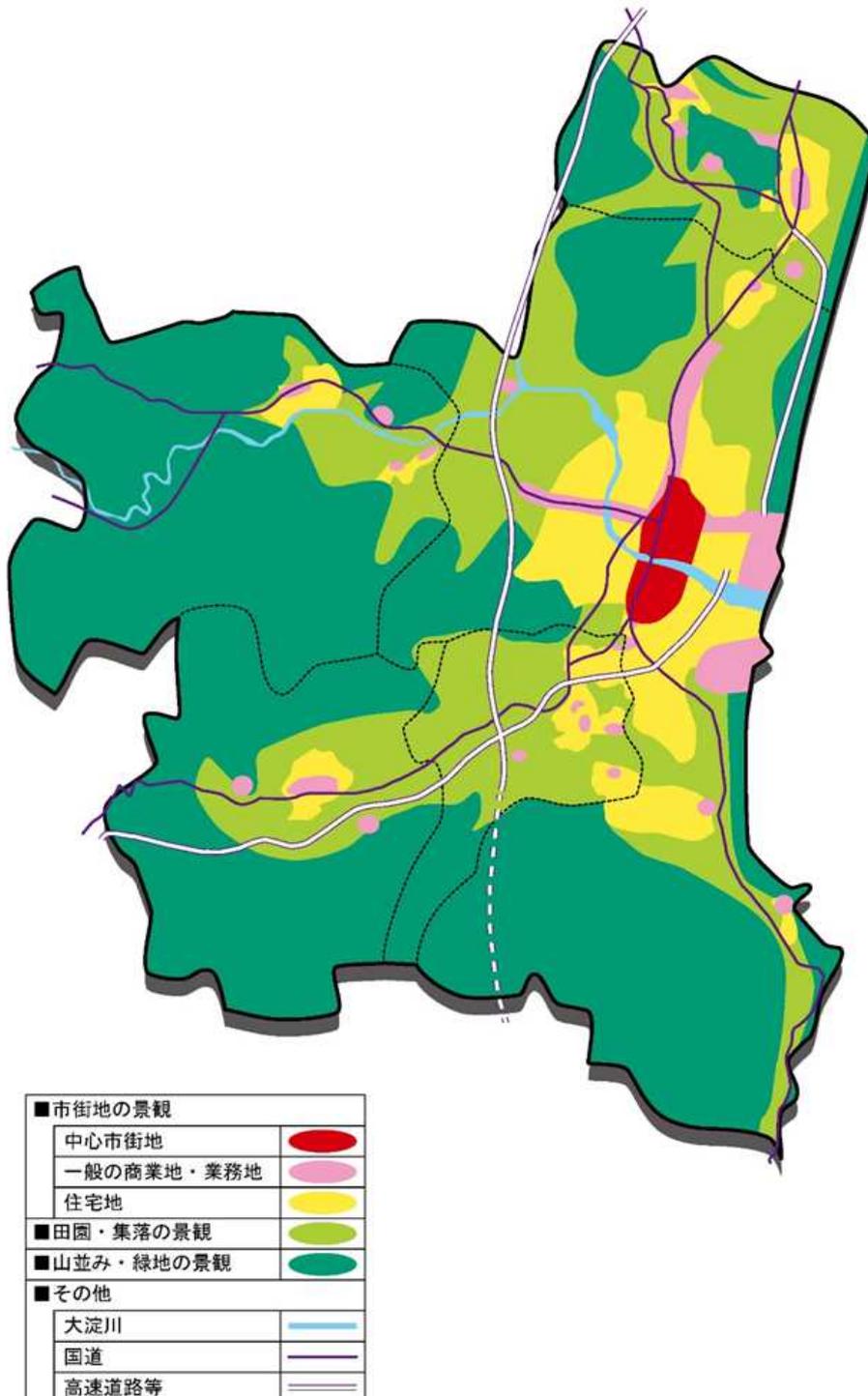


図 宮崎市の景観の類型（概念図）

1 市街地の景観【類型別方針】

1-1 中心市街地



県都の中心となる地区として、総合計画や都市計画マスタープラン、立地適正化計画等の上位・関連計画と連動し、宮崎市の玄関口にふさわしい風格と活力やにぎわいが感じられる景観を創出するとともに、重点的に緑化を行い、ゆとりとうるおいのある市街地景観を形成します。

<個別方針>

- (1) 活力と風格のあるまちなみの形成
- (2) ゆとりとうるおいのある美しい市街地景観の形成
- (3) にぎわいが感じられる景観の形成

(1) 活力と風格のあるまちなみの形成

- 建築物や工作物の形態意匠などに配慮するとともに、幹線道路沿いでは高度利用を適切に誘導しスカイラインを整えるなど、風格のあるまちなみを形成する。
- 立地適正化計画やまちなか活性化推進計画等と連携し、建築物の低層部への商業業務機能の誘導を図り、連続的な活力のあるまちなみを形成する。
- 地区内の幹線道路では、シンボルロードとして質の高い空間づくりを行う。

(2) ゆとりとうるおいのある美しい市街地景観の形成

- 公共空間や民有空間の緑化を重点的に推進し、花と緑豊かな美しい市街地を形成する。
- 人々が交流する、ゆとりのあるオープンスペースの確保を図る。
- 無電柱化の推進、路上の広告物や放置自転車などを整序することにより、美しくゆとりのある市街地を形成する。

(3) にぎわいが感じられる景観の形成

- ウォーカブルなまちづくりと連携して、道路等の公共空間でもにぎわい創出を推進する。
- 空地などの低未利用地は、まちなか活性化推進計画に基づく憩い・交流の場としての活用等の取組と連携し、にぎわいが感じられる景観の形成に努める。
- 長期間利用されていない空家、空店舗については、まちなか活性化推進計画に基づいて行うまちなか居住の推進や民間投資の誘導、空き家等対策計画に基づいて行う解体・除却の推進、流通の促進等の取組と連携し、安全面だけでなく景観面にも配慮した維持管理・活用を図る。
- 植栽の工夫による四季の彩りや夜間の表情づくりなどに努める。
- 商店街では、建築物の前面や広告物の形態意匠をそろえることなどにより、統一感を持たせる。
- 宮崎駅や高千穂通りなどにおいては、玄関口にふさわしい美しい景観づくりに取り組む。



図 中心市街地における美しい景観のイメージ

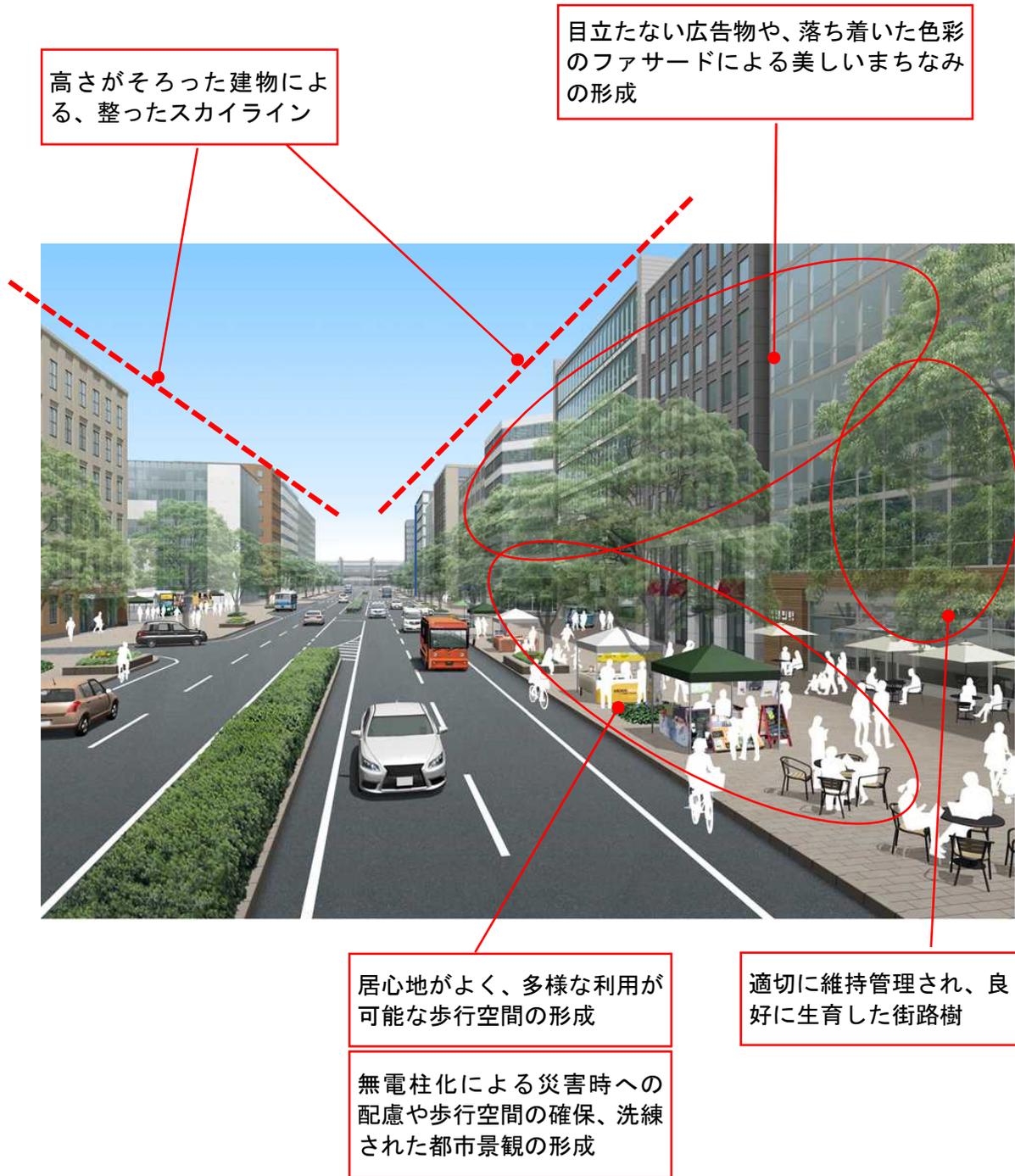


図 美しい景観づくりのための具体的内容

各地域の商業や産業の拠点として、地域の特性を生かしながら、活気とうるおいのある景観を形成します。

<個別方針>

- (1) 地域の特性を生かした商業地のまちなみの形成
- (2) 周辺景観と調和した業務地のまちなみの形成

(1) 地域の特性を生かした商業地のまちなみの形成

- 地域の拠点となる商業地では、地域ごとの特性に応じたまちなみを形成する。
- 商業機能を集積し、建築物や広告物の形態意匠などに統一感を持たせるなど、連続性に配慮した活気のあるまちなみを形成する。
- 駐車場や民有地の緑化、通りの緑化や花植えなどを推進し、うるおいのある市街地景観の形成に努める。
- 長期間利用されていない空店舗や低未利用地については、まちなか活性化推進計画や空き家等対策計画に基づく実態把握や解体・除却、流通促進等の取組と連携し、安全面だけでなく景観面にも配慮した維持管理・活用を図る。

(2) 周辺景観と調和した業務地のまちなみの形成

- 建築物等については、ゆとりのある配置に努めるとともに、周辺の緑地や住宅に配慮して敷地内や接道部の緑化や修景を図る。
- 無機質で単調になりがちな工場や倉庫については、色彩や建築デザインを工夫し、圧迫感の軽減などに努める。



1-3 住宅地



地域の特性を生かしながら、人々の誇りと愛着を育むような快適でうるおいのある住宅地の景観を形成します。

<個別方針>

- (1) 周辺景観と調和したまちなみの形成
- (2) ゆとりとうるおいのある住環境の形成
- (3) 快適で安全な住環境の形成

(1) 周辺景観と調和したまちなみの形成

- 周辺の自然環境や、歴史、文化など地域の特性に応じたまちなみを形成する。
- 建築物の形態意匠に配慮し、調和のとれた住宅地のまちなみを形成する。
- 商業店舗や広告物などについては、住宅地のまちなみと調和するように配慮する。
- 既成市街地の沿道地域では、都市計画とも連携しつつ、建築物の高さなど周辺と調和するよう配慮する。

(2) ゆとりとうるおいのある住環境の形成

- 住環境にうるおいをもたらす里山などの既存の緑地や水辺空間を保全する。
- 公共空間や住宅敷地内の緑化を推進し、花と緑豊かな住環境を形成する。
- 敷地の細分化を避けるほか、建築物の配置に配慮しゆとりある空間を形成する。

(3) 快適で安全な住環境の形成

- 公園や安全な歩道空間の確保などにより、快適で安心できる住環境を形成する。
- ごみ対策や環境美化の取組を推進する。

2 田園・集落の景観【類型別方針】

2 田園・集落の景観



市街地周辺に広がり、市域にうるおいやゆとり、やすらぎをもたらす田園・集落の景観を、将来にわたって保全します。

<個別方針>

- (1) 農地や緑地の保全
- (2) 田園風景と調和した景観の形成
- (3) 農山村の文化や地域性を感じさせる要素の保全
- (4) 農業振興を通じた景観形成の取組の推進

(1) 農地や緑地の保全

- 田園・集落の景観の基盤となる農地を保全する。
- 里山などの既存の緑地やため池などの水辺空間を保全する。

(2) 田園風景と調和した景観の形成

- 建築物や工作物などについては、田園風景と調和するように配慮する。
- 沿道型サービス施設の立地については、建築物や広告物の規模や形態意匠について特に配慮するとともに、駐車場や接道部の緑化や修景を図る。

(3) 農山村の文化や地域性を感じさせる要素の保全

- 農山村の景観を特徴づける資源（大根やぐらや屋敷林など）を保全する。
- 伝統的な行事や祭りなど地域が有する文化を保全・継承する。

(4) 農業振興を通じた景観形成の取組の推進

- 景観と調和した農業生産基盤整備（ほ場整備や農道整備など）を推進する。
- 耕作放棄地の解消、景観作物の導入など農村景観の保全・創出を図る。
- 農業者と地域住民が連携して草花植栽などの地域活動を推進する。

3 山並み・緑地の景観【類型別方針】

3 山並み・緑地の景観



本市を大きく取り囲む、雄大な山並みや緑地の景観を、将来にわたって保全します。

<個別方針>

- (1) 山並みの稜線の保全
- (2) 緑地や自然景観と調和した景観の形成
- (3) 良好な自然環境の保全

(1) 山並みの稜線の保全

- 遠景の山並みの稜線を阻害しないように努める。

(2) 緑地や自然景観と調和した景観の形成

- 建築物や工作物、広告物などについては、周囲の緑地や自然景観との調和に配慮する。

(3) 良好な自然環境の保全

- 優れた自然景観を形成している山地や緑地を保全する。
- 植林地については、伐採後に長期にわたって山肌が露出するなど景観を阻害しないよう、適切な管理を行う。

基本方針3 花と緑あふれる美しい景観づくりを行う



本市では、公共空間の緑化、市民・事業者の取組による花や緑の創出が景観の重要な要素となっており、青空と一体となって、うるおいのあるまちなみの形成や南国情緒あふれる景観を特徴づけています。

花や緑づくりは、人々の豊かな心を大切に育むものであり、今後ともその取組を推進します。

また、市内各地において美しい環境づくりのための取組を推進します。

＜個別方針＞

- (1) 緑の保全や創出、花づくり
- (2) 美しい環境づくり

(1) 緑の保全や創出、花づくり

- 宮崎市緑の基本計画（平成31年(2019年)3月改訂）に基づき、緑の保全や創出、花づくりに関わる取組を総合的に推進する。

表 緑の基本計画の施策概要

緑を保全する	<ul style="list-style-type: none"> ・樹林地の保全（緑地保全地域の検討、風致地区の継続等） ・農地の保全（農用地区域の適正な維持等） ・水辺の保全（多自然川づくりの推進と維持管理等） ・開発行為における緑の保全（条例に基づく緑の保全指導等）
緑を創出する	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園の整備・維持管理（身近な公園の整備・維持管理等） ・都市公園以外の施設の緑化（交通結節点の緑地整備等） ・水と緑の空間の形成（河川や池周辺の整備） ・花と緑を生かした空間形成（花と緑による地域性の演出等） ・公共施設の緑化（道路緑化の推進及び適切な維持管理等） ・民有地の緑化（民有地の緑化、重点景観形成地区等の継続等）
緑を共創する	<ul style="list-style-type: none"> ・市民緑化活動の促進・支援（小中学生による緑化活動の推進、花と緑を増やす運動の推進等）

(2) 美しい環境づくり

- 道路や河川、海岸などの美化活動を推進する。
- 放置自転車の防止、ごみのポイ捨て防止などに関するマナーの徹底を図る。
- 美しい空や海を守るために大気や水質の保全を図る。

基本方針4 豊かな表情が感じられる景観づくりを行う



本市は、県都として、様々な人々が暮らしを営み、多くの市民や来訪者が集い交流する地域です。その中では、美しく整ったまちとあわせて、人々が安心していきいきと暮らす姿や地域の歴史、文化が感じられるような、豊かな表情や雰囲気を持った景観を形成することも大切です。

このため、人々の感性を呼び覚ます心に残るような景観を大切にしながら、魅力ある景観づくりの取組を推進します。

<個別方針>

- (1) 時間に伴う変化が感じられる景観づくり
- (2) 快適で安心できる空間づくり
- (3) リズムのある演出された空間づくり
- (4) 人々が集うしかけづくり

(1) 時間に伴う変化が感じられる景観づくり

- 四季の彩りが感じられる樹木や草花の植栽を行う。
- 夜間の景観も意識した表情づくり（ライトアップやショーウィンドウの照明の工夫など）を行う。
- 積み重ねた歴史や文化などが感じられる情緒豊かなまちなみを形成する。

(2) 快適で安心できる空間づくり

- 快適に歩くことのできるゆとりある歩行者空間を形成する。
- 誰もが分かりやすい案内表示に努める。
- 休憩・交流機能が備わったゆとりあるオープンスペースの確保を図る。
- 照明の工夫や植栽の適切な維持管理により安全・安心な歩行者空間を形成する。

(3) リズムのある演出された空間づくり

- まちかどや通りごとに変化や発見があり、歩いて楽しい景観を形成する。
- 通りや広場のアクセントとなるしかけづくりを行う。

(4) 人々が集うしかけづくり

- 各地域の伝統的な祭り・行事の継承と活性化を図る。
- 魅力的な新しいイベントなどの誘致・開催を図る。
- 人々がたたずみ、憩い、交流する空間を創出する。

第 3 部

市内全域における景観形成 方針及び行為の制限

景観計画区域と市内全域における行為の制限、景観形成のための配慮事項を示します。

第1章 景観計画区域

(景観法第8条第2項第1号関係)

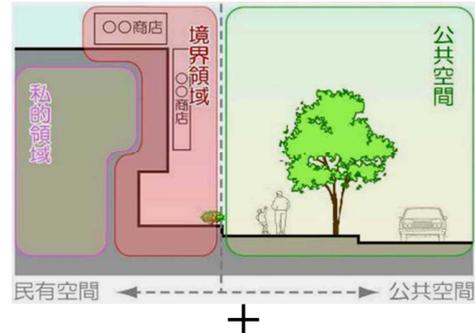
(景観法第8条第3項関係)

1. 景観形成の対象範囲

景観は、道路などの公共空間から見ることでできるすべてのものが一体となって、見る人の心に働きかけ印象づけられます。

このため、景観形成の対象範囲は、景観を見る場所となる公共空間とともに、私有空間のうち、公共空間から見ることでできる範囲（境界領域）を含むこととします。この境界領域は、道路やまちを眺める眺望点など、景観を見る場所によって変化するものであり、周囲からの見え方に十分配慮する必要があります。また、道路や河川などの公共施設、建築物や工作物、広告物のほか、田園、緑地や自然環境など、対象とする景観の要素を幅広く捉えるとともに、必要に応じて隣接市町などと連携し広域の景観についても考慮します。

【「境界領域」を含む】



【幅広い景観構成要素を対象】



2. 景観計画区域

本市では、市内全域を景観計画区域とします。



図 宮崎市景観計画区域図

3. 重点景観形成地区・景観形成推進地区

景観計画区域のうち、景観形成上特に重要な地区については、「重点景観形成地区」に定め、地区ごとの方針や基準などに基づき、重点的・先導的に景観形成を推進します。

重点景観形成地区は、以下の方針に基づき、地元との協議を踏まえ順次、定めていきます。

- ・本市の景観の骨格となる軸や拠点の周辺地域。
- ・景観資源の周辺などで、景観形成を一体的に推進する必要がある地域。
- ・新規の公共事業や公共施設の改修などとあわせて、一体的な景観形成の取組が期待できる地域、または景観が大きく変化することが予想される地域。
- ・その他、良好な自然景観、歴史的景観の保全、新たな景観の創出を重点的に推進する必要がある地域。

表 重点景観形成地区

	地区名	位置
①	高千穂通り地区	橋通東三丁目、橋通東四丁目、高千穂通一丁目、高千穂通二丁目、広島一丁目、広島二丁目、老松二丁目、橋通西三丁目、橋通西四丁目、錦町の各一部、宮崎駅西口駅前広場、JR宮崎駅
②	一ツ葉リゾート地区	阿波岐原町の一部、山崎町の一部、新別府町の一部
③	日南海岸地区	大字折生迫の一部、大字内海の一部
④	大淀川地区	下北方町、祇園一丁目、祇園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、和知川原三丁目、大橋三丁目、大工三丁目、鶴島一丁目、鶴島二丁目、鶴島三丁目、松橋一丁目、橋通西一丁目、橋通東一丁目、川原町、松山一丁目、松山二丁目、吾妻町、出来島町、高洲町、港一丁目、大字小松、大塚町、福島町、花山手東一丁目、大坪町、大坪東一丁目、谷川一丁目、天満町、天満一丁目、淀川一丁目、淀川二丁目、中村西一丁目、中村東一丁目、太田一丁目、大淀一丁目、東大淀一丁目、城ヶ崎一丁目、城ヶ崎二丁目、城ヶ崎三丁目、城ヶ崎四丁目、大字恒久、大字田吉、恒久六丁目の各一部 福島町一丁目、福島町二丁目、福島町三丁目、谷川町三丁目、谷川二丁目、谷川三丁目
⑤	宮崎駅東通り地区	宮崎駅東一丁目、宮崎駅東二丁目、大和町、宮脇町、吉村町、昭栄町の各一部

また、地域住民や事業者などが、自ら積極的に景観形成に取り組もうとする地域については、「景観形成推進地区」に定め、地元と連携しながら景観形成を推進します。

表 景観形成推進地区

	地区名	位置
6	四季通り地区	宮崎市橋通東三丁目の一部

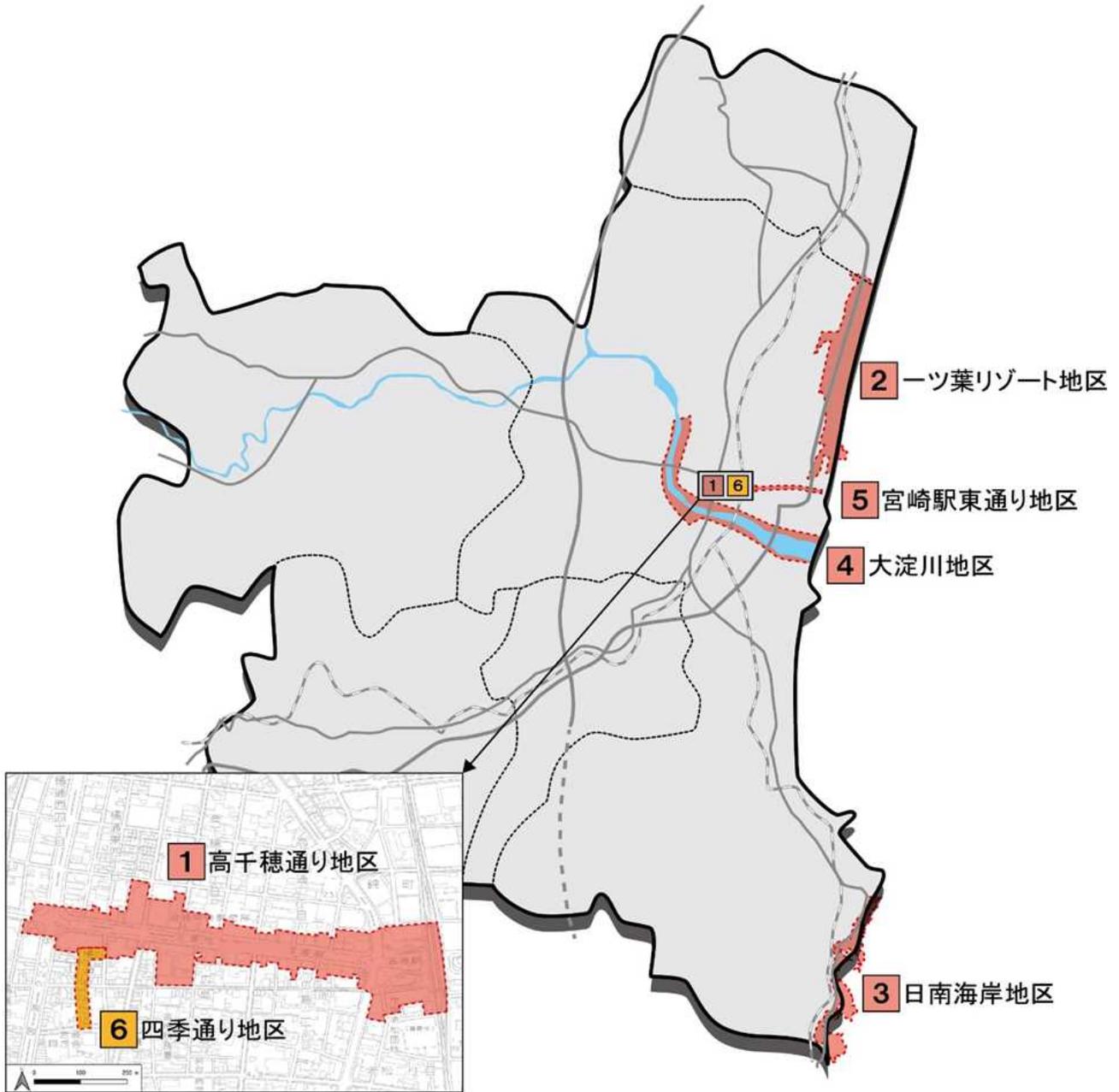


図 重点景観形成地区・景観形成推進地区位置図

第2章 行為の制限及び景観形成のための配慮事項

1. 景観形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第2号関係)

(1) 届出の対象となる行為

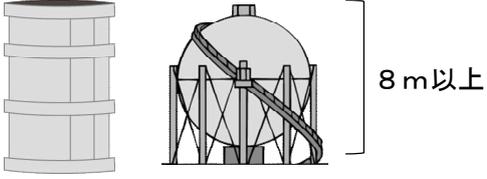
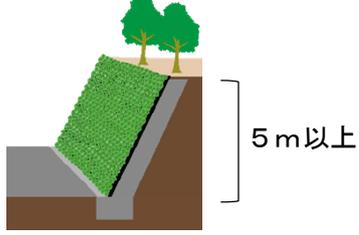
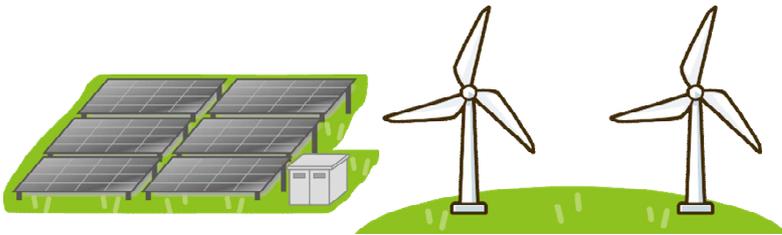
市内全域（重点景観形成地区及び景観形成推進地区を除く）において、景観法第16条第1項に基づく届出対象となる行為及び規模は以下のいずれかに該当するものとします。

<届出対象行為>

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（太陽光発電設備を設置する場合も含む）
- (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

表 届出対象となる規模

建築物	(1) 地盤面から最高部までの高さが10m以上	 10m以上
	(2) 延べ面積又は建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、延べ面積又は建築面積の合計）が300㎡以上 ※：景観法第16条第1項に基づく届出対象行為となる規模の建築物において、壁面及び屋根・屋上に100㎡以上の太陽光発電設備（建築基準法第2条第3号に該当するもの）を設置する場合は建築物の一部とみなす。	
工作物	煙突・排気塔	高さ6m以上  6m以上
	RC柱・木柱・鉄柱	高さ15m以上  15m以上
	記念塔・装飾塔	高さ4m以上  4m以上

工 作 物	高架水槽・冷却塔	高さ8 m以上	
	物見塔・サイロ		
	石油・ガスタンク		
	擁壁	高さ5 m以上	
その他 景観規則第2条第1項第13号市長が指定するもの	地上に設置される太陽光発電設備等※1 地上に設置される風力発電設備※2 地上に配置されるその他の発電施設※3 (外灯及びそれに類するものための微小なものを除く)		※1：太陽光を電気に変換するための設備（太陽電池モジュール、太陽光発電パネル、ソーラーパネル等（以下「モジュール」という。））及びその附属設備（支柱や基礎、変圧器、蓄電設備、送電線等）をいう。 ※2：風を電気に変換するための設備（ブレード、ナセル等）及びその附属設備（タワーや基礎、変圧器、蓄電設備、送電線等）をいう。なお、届出の規模は、ブレードを含む高さ15m以上とする。 ※3：バイオマス発電施設等、その他の発電施設は、事前協議の対象とし、必要に応じて届出対象とする。

(2) 行為の制限

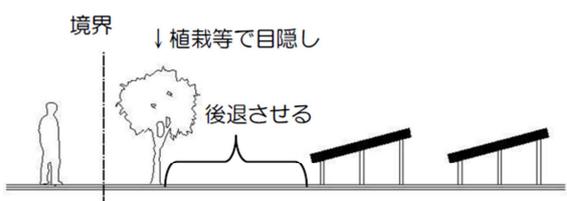
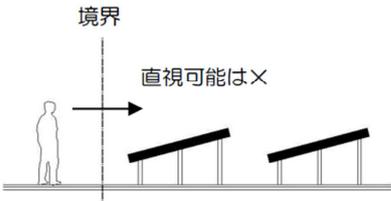
市内全域（重点景観形成地区及び景観形成推進地区を除く）における行為の制限を以下の通り定めます。

なお、日南海岸国定公園の特別地域に該当する地域については、下記の制限を自然公園法第20条第3項の許可の基準として扱うこととします。この許可により景観法第16条第1項に基づく届出対象行為の届出は不要になります。

表 建築物に関する制限

項目	行為の制限
色 彩	○外観の基調色（屋根や壁面などで主に用いられる色彩）は、別表3-1の基準により制限を行うこととする。
建築物に設置する太陽光発電設備	<p>※：景観法第16条第1項に基づく届出対象行為となる規模の建築物において、壁面及び屋根面に太陽光発電設備を設置する場合は建築物の一部とみなし、以下の制限を定める。その面積が100㎡以上のものを設置する場合は、届出対象とする。</p> <p>○太陽光パネル（太陽電池モジュール）の色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たないものとし、光沢や反射が少なく、模様が目立たないものを使用する。</p> <p>○架台やモジュールのフレームの色はできるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用する。</p> <p>○太陽光発電設備を屋根材又は外壁材として使用する場合は、その他の屋根材又は外壁材と調和するものとする。</p> <p>○勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の最上部を越えないように設置して屋根と一体化させる。</p> <p>○陸屋根に設置する場合は、最上部をできるだけ低くするか、ルーバーなどにより目立たないようにして建築物と一体化させる。</p> <p>○太陽光発電設備における屋外用パワーコンディショナなどは、建築物と一体化するか、又は、通りから見えない位置に設置する。それが困難な場合は、壁面と同系色にするなど修景を図ること。</p> <p style="text-align: center;"> ＜勾配屋根の場合＞ ＜陸屋根の場合＞ </p> <p style="text-align: center;"> 配慮 ○ 配慮 × 配慮 ○ 配慮 × </p>

表 工作物に関する制限

項目	行為の制限
高さ・形態	<p>○道路景観軸に位置づけられている道路（国道10号、国道220号、国道269号、県道宮崎停車場線、市道宮崎駅東通線）の路端から300m以内の区域では、航空法第51条の2の規定に基づく昼間障害標識の設置の必要がない高さ又は形態とすること。</p> <p>※：都市計画法第8条第1項第1号で定める商業地域に設置するもの、その他周辺状況等により市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。</p>
色 彩	<p>○外観の基調色（主に用いられる色彩）は、別表3-2の基準により制限を行うこととする。</p>
太陽光発電設備	<p>○太陽光発電設備におけるモジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。また、モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用する。</p> <p>○太陽光発電設備におけるパワーコンディショナなど附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するものを使用する。</p>
	<p>○尾根線上、丘陵地または高台での設置は避けること。</p> <p>○歩行者や周辺の景観への影響のあるものは、敷地の境界からできるだけ後退し、必要に応じて植栽などにより目立たないようにすること。</p> <p>○主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、周辺景観を阻害しないよう、配置の工夫や植栽などにより目立たないようにすること。</p> <p><例示></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>景観への配慮 ○</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>景観への配慮 ×</p> </div> </div>

2. 景観形成のための配慮事項

(景観法第8条第3項関係)

(1) 基本的事項

建築物や工作物を設置する際には、施設の性格や地域の特性に応じて、周囲の景観に調和するように努めます。

(2) 個別事項

①本市の景観の向上に関する配慮

- 立地する場所の都市機能、歴史的背景、自然条件などの地域特性を生かして建築物や工作物、及びその敷地の総合的なデザインを行い、景観の形成に努める。
- 本市の歴史的な景観、市民の多くが愛着を持っている景観の周辺地区においては、その特徴を壊すことのないように、形態、意匠に十分配慮する。
- 開放された景観を持つ場所においては、周囲からの眺望を妨げないように、形態、意匠に十分配慮する。
- 交差点などのまちかど、景観の軸線上などのアイストップとなる場所に立地する場合は、地域のシンボル、ランドマークになるように配慮する。
- 夜間の景観向上に資するものについては、ライトアップや効果的な照明を行い、夜の景観やにぎわいの演出に配慮する。

②地域特性に対する配慮

- 中心市街地の商業系用途地域では、建築物の外壁の位置、スカイラインの連続性、オープンスペースの確保などに配慮し、周囲のまちなみと調和したゆとりある都市空間を作り出すように努める。
- 特に、商業業務の集積する商店街では、にぎわいのある雰囲気を醸し出すために建築物の低層部分において、壁面のデザインの工夫などに配慮する。
- また、建築物の正面にショーウィンドウを設置したり、シャッターなどの形態や色彩に配慮し、中心商業地らしいまちなみの連続性を確保する。
- 既成市街地の沿道商業・沿道住居などの地域では、建築物の高さ、外壁の位置、オープンスペース、屋外広告物などに配慮し、周囲のまちなみとの調和を図る。
- 住宅地では、建築物の高さやオープンスペースの確保、敷地外周部の緑化などに配慮し、周囲との調和や落ち着きのあるまちなみの形成に努める。
- リゾート地区周辺では、開放的で豊かな自然景観と調和するように、建築物のスカイラインや規模、形態や意匠に十分配慮する。
- 歴史的なまちなみの保全や再生を図る地域では、歴史的な建造物や工作物と調和した形態や意匠に配慮し、周囲と一体的な景観の形成に努める。

③建築本体に関する配慮

<建築物の配置・規模>

- 施設相互のゆとりの確保、道路からの壁面線の後退、建築物の分棟化などにより、ゆとりのある景観の形成に努める。
- 周囲の建築物と調和が得られやすい規模とし、一体感のあるまちなみを形成するように努める。
- 大規模な建築物については、主要な外壁の位置をそろえるなど、周囲の建築物や前面道路などの調和を図る。また、一般に開放されたオープンスペースを確保するために、公開空地等を積極的に取り入れるように建築物の配置を行う。
- 良好な眺望が得られる場所では、道路や眺望点などから見て、眺望の妨げとならないような配置や規模とする。

<建築物の形態・意匠>

- 周囲の景観との調和に配慮したデザインとする。
- 建築物全体として統一感のあるデザインとする。
- 大規模な建築物については圧迫感や単調さの軽減に配慮したデザインとする。

<建築物の色彩>

- 周囲の景観との調和が得られる色彩とする。外観の基調色（屋根や壁面などで主に用いられる色彩）は、**別表 3 - 3**の推奨値を参考とする。（重点景観形成地区の大淀川地区、宮崎駅東通り地区（住宅地ゾーン、港周辺ゾーン）を除く。）ただし、建築物の規模や機能、形態、周辺環境によっては推奨値外の色彩でも適する場合などがあることから、色彩の選定にあたっては十分に検討する。



<建築物の設備>

- 配水管、空調用ダクト等の設備配管、配線は外壁面に露出しないように配置する。やむを得ず露出する場合は外壁の色彩とそろえるなど建築物本体との一体化を図る。
- クーリングタワー等の屋上設備は、壁面の建ち上げやルーバー等による適切な遮蔽を行う。やむを得ず露出する場合は前面道路から見えにくい位置とする。
- 非常階段等の屋外階段は、形状、材料、色彩などを建築物本体とそろえる等の適切な処置を講じる。
- ベランダ、バルコニー等は洗濯物等が前面道路から直接見えにくい構造や形態とする。

<建築物の外構及び付属施設等>

- 建築物の前面道路と一体的な利用ができ、また一体的な修景空間となるように、敷地面積の規模に応じて接道部にオープンスペースを確保し、植栽等による修景を行う。
- 屋外の駐車場、駐輪場等はまちなみの連続性や雰囲気壊さないように配慮するとともに、植栽等による修景緑化に努める。
- 付属施設（給水室、機械室、ごみ置場、倉庫等）は建築物本体やまちなみと調和するように配慮する。
- 柵、門、塀等は、建築物本体やまちなみと調和するように配慮する。

<建築物の維持管理>

- 空家、空店舗等の長期間利用されていない建築物については、安全面だけでなく景観面にも配慮した適切な維持管理を行う。

④工作物等に関する配慮

＜工作物の配置＞

- 自然景観を背景に設置される工作物等については、周辺の緑化などによる修景を行う。

＜工作物の形態・意匠＞

- 工作物等の色彩、前面のデザイン等については、周囲のまちなみとの調和に配慮する。

＜その他＞

- 夜間の景観の向上に資するものについては、ライトアップ等の効果的な照明を行うなど、夜の景観の演出に配慮する。

＜太陽光発電設備＞

- 尾根線上、丘陵地または高台での設置は避けること。
- 歩行者や周辺の景観への影響があるものは、敷地の境界からできるだけ後退し、必要に応じて植栽などにより目立たないようにすること。
- 主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、周辺景観を阻害しないよう、配置の工夫や植栽などにより目立たないようにすること。

＜風力発電設備＞

- 風力発電設備の色彩は、周辺の景観と調和するものを使用する。
- 尾根線上、山の中腹や海岸線沿い等においては、周辺の景観に対し過大でない規模とすること。
- 主要な眺望点や主要な道路から見た際に、周辺景観を阻害しないよう、配置や高さに配慮すること。
- 風力発電設備を複数設置する場合は、整然と配置すること。
- 付属設備については、必要に応じて植栽などにより目立たないようにすること。

＜バイオマス発電施設＞

- バイオマス発電施設の色彩は、周辺の景観と調和するものを使用する。
- 歩行者や周辺の景観への影響があるものは、敷地の境界からできるだけ後退し、必要に応じて植栽などにより目立たないようにすること。
- 主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、周辺景観を阻害しないよう、配置の工夫や植栽などにより目立たないようにすること。

3. 色彩の基準値及び推奨値

(景観法第8条第2項第2号関係)

(景観法第8条第3項関係)

■ 基準値

【行為の制限（色彩）】

◇別表3-1：建築物の外観

色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
基準値	彩度6以下	彩度6以下	彩度5以下

※：表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。

※：表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色、各面の見附面積の20%以内のアクセントカラー（強調色）は、適用を除外する。

※：景観向上に大きく寄与するとして市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。

◇別表3-2：工作物の外観

色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
基準値	彩度6以下	彩度6以下	彩度5以下

※：表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。

※：背景が緑地等の自然地となる場合は、上記基準に次の基準を追加する。

明度2以上7以下（鉄柱のみ）

※：景観向上に大きく寄与するとして市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。

■ 推奨値

【推奨値（望ましい建築物の色彩）】

◇別表3-3：望ましい建築物の色彩

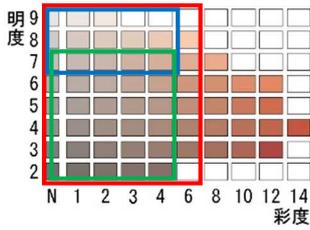
色相		R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
推奨値	緑地内や背景が緑地等の自然地となる建築物の場合	彩度4以下 かつ 明度2以上7以下	彩度3以下 かつ 明度2以上7以下	彩度2以下 かつ 明度2以上7以下
	その他	彩度4以下 かつ明度7以上	彩度3以下 かつ明度7以上	彩度2以下 かつ明度7以上

※：表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。

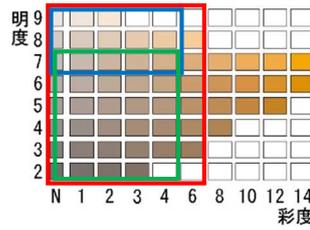
※：表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。

◇建築物

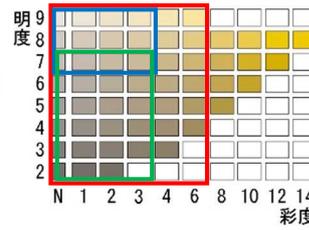
◆ R系の色相



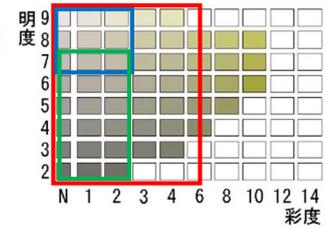
◆ Y R系の色相



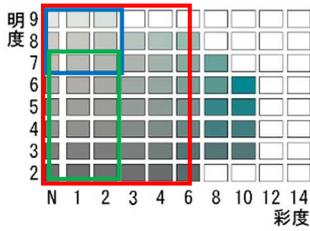
◆ Y系の色相



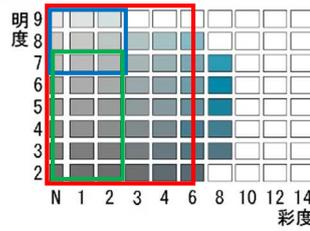
◆ G Y系の色相



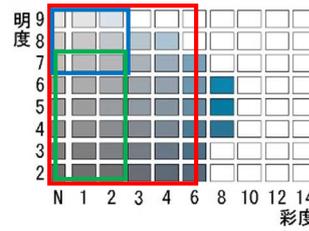
◆ G系の色



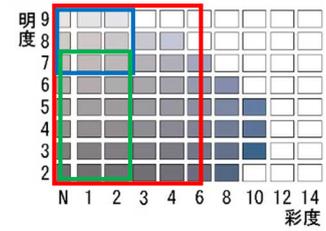
◆ B G系の色相



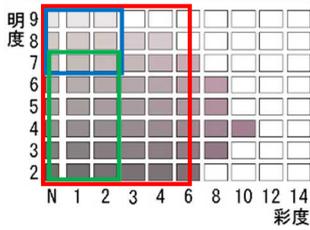
◆ B系の色相



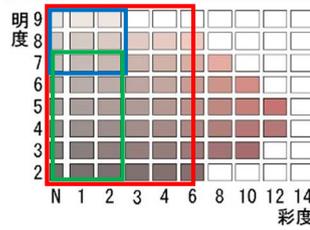
◆ P B系の色相



◆ P系の色相



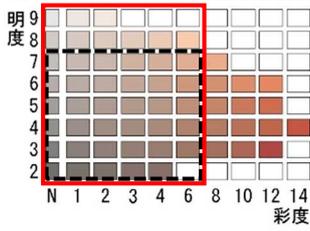
◆ R P系の色相



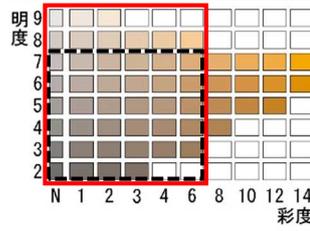
基準値
 推奨値：緑地内や背景が緑地等の
 自然地となる建築物の場合
 推奨値：その他

◇工作物

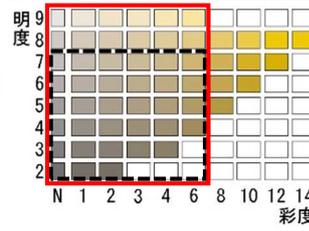
◆ R系の色相



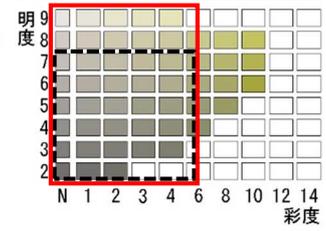
◆ Y R系の色相



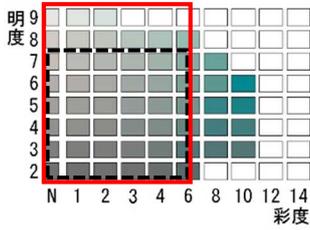
◆ Y系の色相



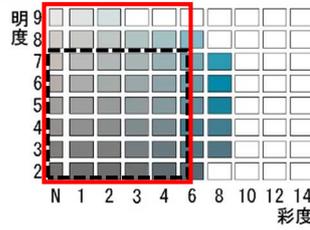
◆ G Y系の色相



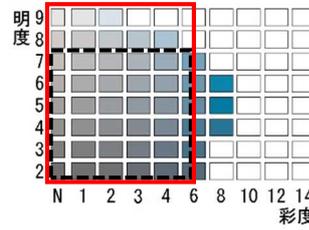
◆ G系の色



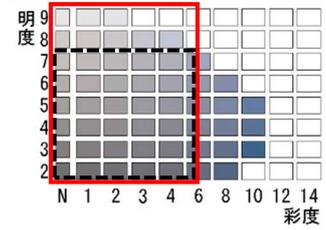
◆ B G系の色相



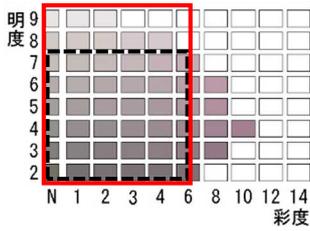
◆ B系の色相



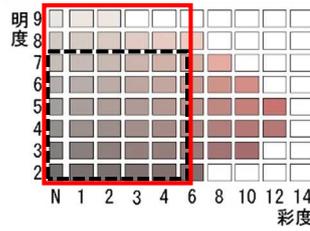
◆ P B系の色相



◆ P系の色相



◆ R P系の色相



基準値
 背景が緑地等の自然地となる
 場合の追加基準（鉄柱のみ）

第 4 部

地区別の景観形成方針 及び行為の制限

重点景観形成地区、景観形成推進地区における行為の制限、景観形成のための配慮事項を示します。

第1章 重点景観形成地区

(景観法第8条第2項第2号関係)

(景観法第8条第3項関係)

1. 届出対象行為

重点景観形成地区において、景観法第16条第1項に基づく届出対象行為は以下のいずれかに該当するものとします。

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（太陽光発電設備を設置する場合も含む）
- (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
- (3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
- (4) 土地の形質の変更【(3) 開発行為を除く。】
- (5) 木竹の伐採又は植栽

届出の対象となる工作物は、宮崎市景観規則第2条に示す以下のものとします。

<宮崎市景観規則第2条>

第2条 条例第2条第2項第2号の規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 垣、さく、門、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 日よけ（支持物を含む。）
- (3) 煙突及び排気塔
- (4) コンクリート柱、鉄柱及び木柱
- (5) 高架水槽
- (6) 装飾塔、冷却塔その他これらに類するもの
- (7) 立体駐車場（建築物に該当するものを除く。）
- (8) ゴルフ練習場その他これに類するもの（建築物に該当するものを除く。）
- (9) アスファルトプラント、コンクリートプラント及びクラッシャープラント
- (10) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物その他これらに類するものを貯蔵する施設
- (11) メリーゴーランド、観覧車、コースターその他これらに類するもの
- (12) 街灯その他これに類するもの
- (13) 前各号に定めるもののほか、市長が指定するもの
 - ① 地上に設置される太陽光発電設備等※1
 - ② 地上に設置される風力発電設備※2
 - ③ 地上に配置されるその他の発電施設※3

(外灯及びこれに類するものための微小なものを除く)

※1：太陽光を電気に変換するための設備（太陽電池モジュール、太陽光発電パネル、ソーラーパネル等（以下「モジュール」という。））及びその附属設備（支柱や基礎、変圧器、蓄電設備、送電線等）をいう。

※2：風を電気に変換するための設備（ブレード、ナセル等）及びその附属設備（タワーや基礎、変圧器、蓄電設備、送電線等）をいう。

※3：バイオマス発電施設等、その他の発電施設は、事前協議の対象とし、必要に応じて届出対象とする。

2. 高千穂通り地区

(1) 景観形成方針及び区域

<景観形成の基本目標>

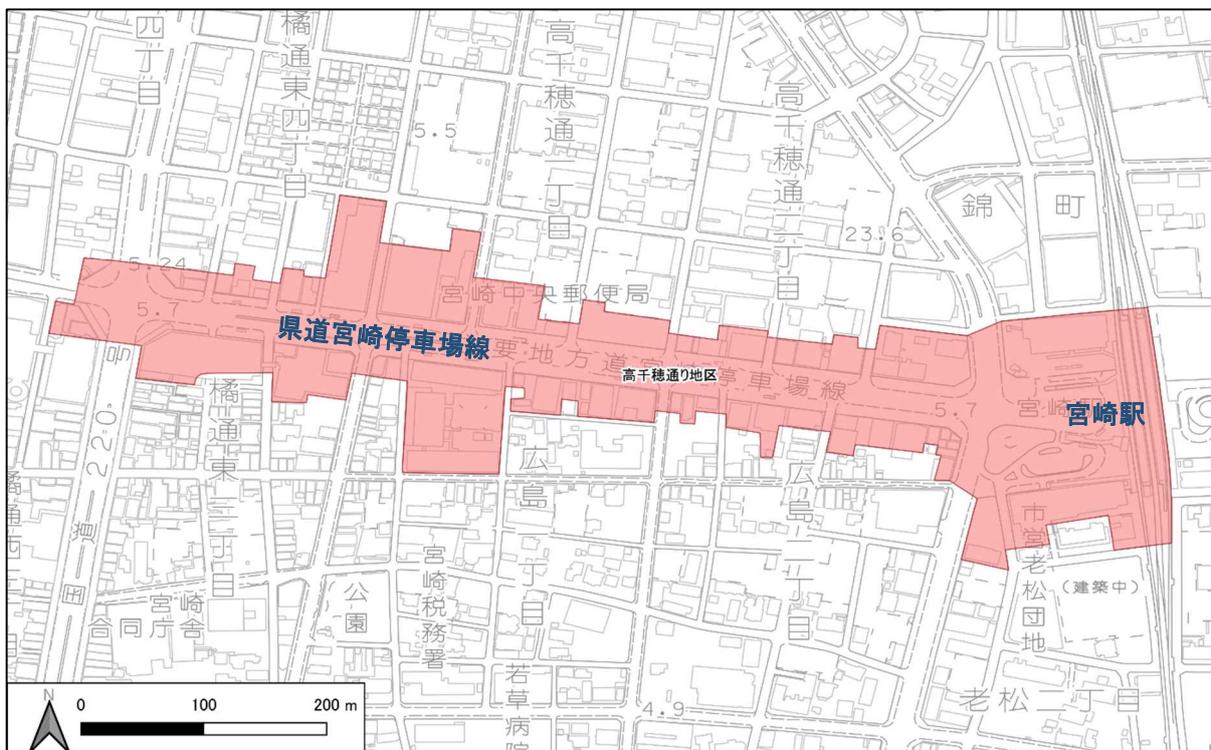
- (1) 観光宮崎の陸の玄関口にふさわしい景観の形成
- (2) 中心市街地として魅力ある都市空間の形成
- (3) 身近で親しみのある美しいまちなみの形成

<公共施設に係る景観形成に関する方針>

- 街路樹、植栽、噴水などシンボルロードに調和したアメニティあふれる道路景観と、安全で快適な歩行者空間を確保する。

<整備方針>

- 建築物のスカイラインを整え、都会的な沿道景観の形成を行う。
- 「にぎわい」「やすらぎ」「ときめき」など、人を引きつける表情豊かな景観の形成を行う。
- ライトアップや閉店後の照明等による「夜の景観」づくりを行う。
- 沿道に調和した植栽、花壇等により、四季の移り変わりを積極的に演出する。
- 既存建築物等については、より良い景観形成のため周辺への配慮を行い、維持管理を徹底し景観の向上に努める。



※届出対象行為のうち、県道宮崎停車場線、国道10号及び宮崎駅西口駅前広場から容易に望見されることができない行為は、重点景観形成地区としての届出等の適用除外とする。

図 1 重点景観形成地区に定める土地の区域(高千穂通り地区)

表 工作物に関する制限

項目		行為の制限
高さ・形態		<p>○道路景観軸に位置づけられている道路（県道宮崎停車場線）の路端から300m以内の区域では、航空法第51条の2の規定に基づく昼間障害標識の設置の必要がない高さ又は形態とすること。</p> <p>※：都市計画法第8条第1項第1号で定める商業地域に設置するもの、その他周辺状況等により市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。</p>
色彩		<p>○外観の基調色（主に用いられる色彩）は、別表4-2の基準により制限を行うこととする。</p>
太陽光発電設備	色彩	<p>○太陽光発電設備におけるモジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。また、モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用する。</p> <p>○太陽光発電設備におけるパワーコンディショナなど附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するものを使用する。</p>
	配慮事項	<p>○尾根線上、丘陵地または高台での設置は避けること。</p> <p>○歩行者や周辺の景観への影響のあるものは、敷地の境界からできるだけ後退し、必要に応じて植栽などにより目立たないようにすること。</p> <p>○主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、周辺景観を阻害しないよう、配置の工夫や植栽などにより目立たないようにすること。</p> <p><例示></p> 

表 開発行為等に関する制限

項目	行為の制限
開発行為・土地の形質の変更	<p>○造成を伴う土地の形質の変更は、最小限とし周囲は十分な緑化を行うこと。</p> <p>○擁壁等を伴う法面については、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き、緑化に努めること。</p>
木竹の伐採又は植栽	<p>○道路に面する部分ではできる限り伐採を避けるよう努めること。</p> <p>○植栽にあたっては、地域性を考慮した樹種の選定等に努めること。</p>

(3) 景観形成のための配慮事項

表 高千穂通り地区における配慮事項

項目		配慮事項
建築物等	規模	○建築物の高さについては、土地の有効利用、高度利用を図り既存の建築物と調和したスカイラインを形成するように配慮する。
	壁面の位置	○建築物の壁面は、県道宮崎停車場線、市道錦町通線、市道宮崎駅東1号自転車歩行者道路、市道宮崎駅東4号自転車歩行者道路、宮崎駅西口駅前広場（以下「前面道路等」という。）に面して歩行者スペース、修景スペースを確保し、特に前面道路等とそれに接続する道路に面する角地の建築物にあっては、低層階にオープンスペースを設けて「ゆとり」ある空間を形成するよう配慮する。
	色彩及び形態	○周囲の景観との調和が得られる色彩とする。外観の基調色（屋根や壁面などで主に用いられる色彩）は、 別表4-3 の推奨値を参考とする。ただし、建築物の規模や機能、形態、周辺環境によっては推奨値外の色彩でも適する場合などがあることから、色彩の選定にあたっては十分に検討する。 ○前面道路等に面する建築物の1階部分については、中心市街地にふさわしい表情を持った外観とすること。また、シャッターを設ける場合は、意匠に留意し「夜の景観」にも配慮したものとすること。 ○前面道路等に面する建築物の壁面に屋外設備類を設けてはならない。ただし、やむを得ない場合は、外壁と調和した部材で有効に遮蔽するか、外壁と調和した色彩とする。 ○前面道路等に面する壁面にベランダ、バルコニー類を設ける場合は、周囲の景観と調和するように構造及び意匠を工夫する。 ○屋上に設ける屋外設備類は、路上から見えない位置に設置するか、外壁と調和した部材で有効に遮蔽する。
工作物	○工作物等の色彩、前面のデザイン等については、周辺の街並みとの調和に配慮する。	
その他	○自動販売機は、建築物内に収納するなど、設置個所に留意する。 ○前面道路等に面する部分に物品を集積、貯蔵してはならない。 ○工事中の仮囲いは、周囲の景観に配慮したものとすること。	
広告物	○広告物は、景観を阻害しないよう設置場所、形態等に留意し維持管理を徹底する。 ○商業目的で、常設の「旗・のぼり」を設けてはならない。 ○窓面広告（内側から掲出するものも含む。）は周囲の景観に配慮したものとすること。	

(4) 色彩の基準値及び推奨値

■ 基準値

【行為の制限（色彩）】

◇別表4-1：建築物の外観

色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
基準値	彩度6以下	彩度6以下	彩度5以下

※：表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。

※：表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色、各面の見附面積の10%以内のアクセントカラー（強調色）は、適用を除外する。

※：景観向上に大きく寄与するとして市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。

◇別表4-2：工作物の外観

色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
基準値	彩度6以下	彩度6以下	彩度5以下

※：表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。

※：表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。

※：景観向上に大きく寄与するとして市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。

■ 推奨値

【推奨値（望ましい建築物の色彩）】

◇別表4-3：望ましい建築物の色彩

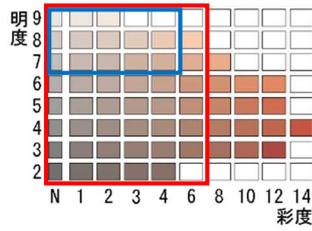
色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
推奨値	彩度4以下 かつ明度7以上	彩度3以下 かつ明度7以上	彩度2以下 かつ明度7以上

※：表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。

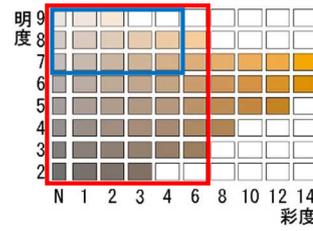
※：表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。

◇建築物

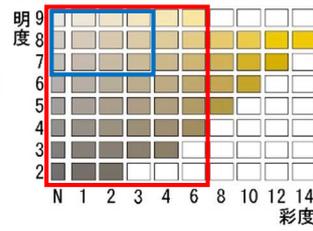
◆ R系の色相



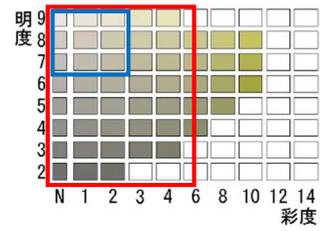
◆ Y R系の色相



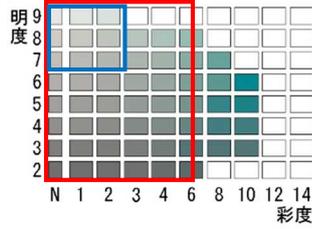
◆ Y系の色相



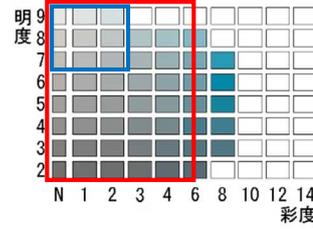
◆ G Y系の色相



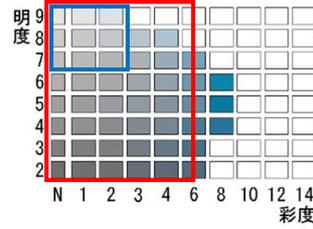
◆ G系の色



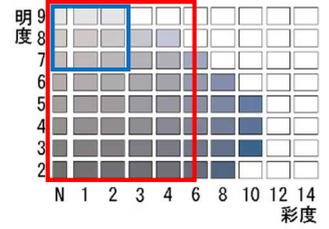
◆ B G系の色相



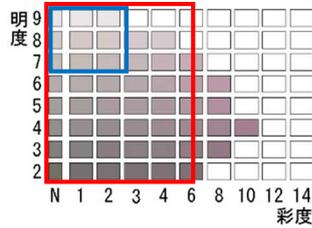
◆ B系の色相



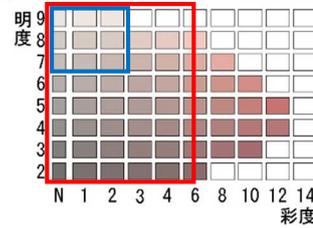
◆ P B系の色相



◆ P系の色相

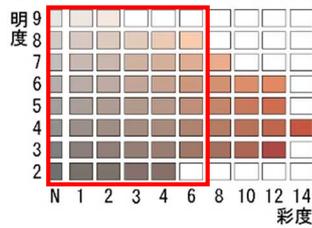


◆ R P系の色相

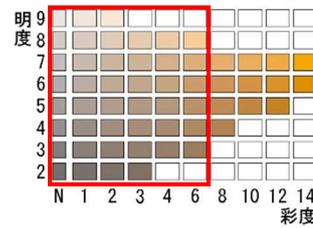


◇工作物

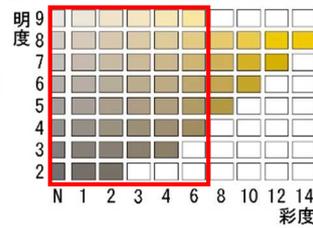
◆ R系の色相



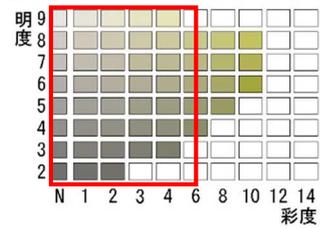
◆ Y R系の色相



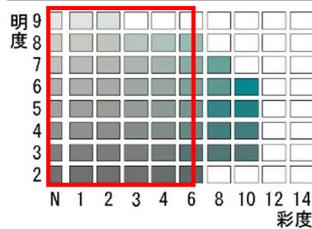
◆ Y系の色相



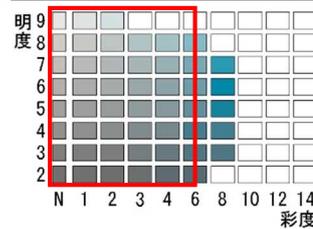
◆ G Y系の色相



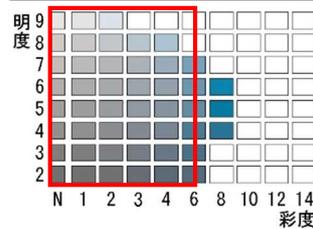
◆ G系の色



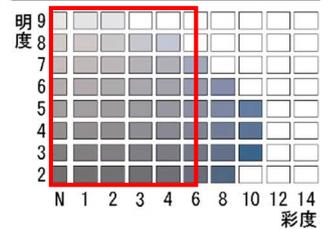
◆ B G系の色相



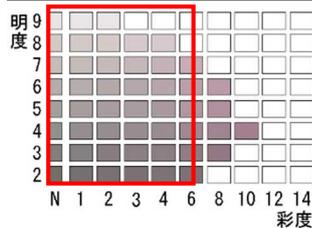
◆ B系の色相



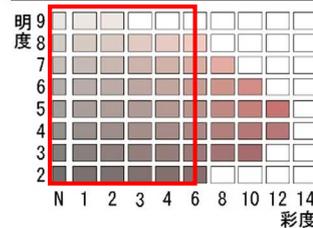
◆ P B系の色相



◆ P系の色相



◆ R P系の色相



3. ーツ葉リゾート地区

(1) 景観形成方針及び区域

<景観形成の基本目標>

- (1) ーツ葉浜が創り出す「臨海景観軸」の保全・強化
- (2) 優れた自然景観と調和したリゾート景観の創出

<公共施設に係る景観形成に関する方針>

- ・ 開放的な美しい海岸線の保全を図る。
- ・ 森林が創り出す自然景観の保全とレクリエーション機能の保全・活用を図る。

<整備方針>

- ・ ーツ葉有料道路からの開かれた眺望を確保し、リゾート地区にふさわしい質の高い施設整備を行う。
- ・ 自然環境に配慮し、森林の緑を生かした整備を行う。

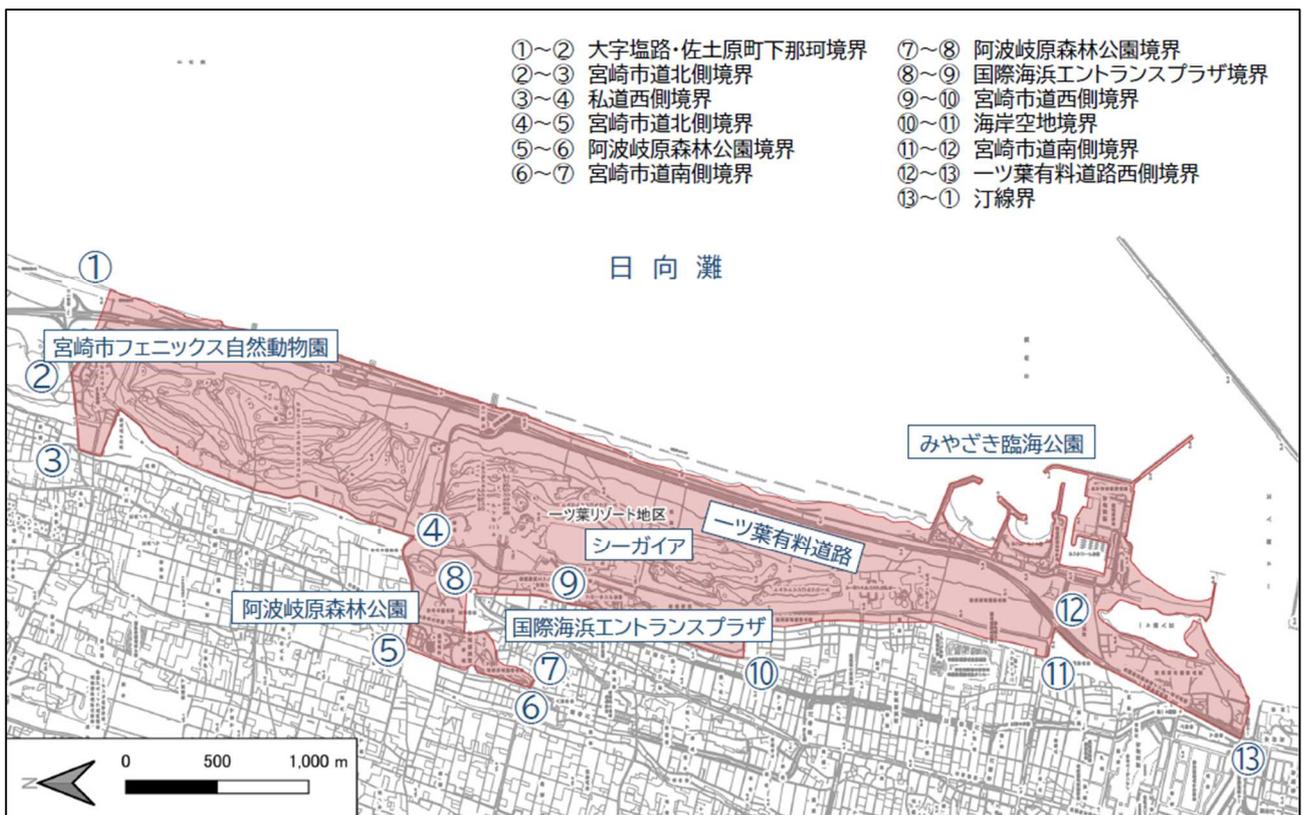


図 2 重点景観形成地区に定める土地の区域(ーツ葉リゾート地区)

表 工作物に関する制限

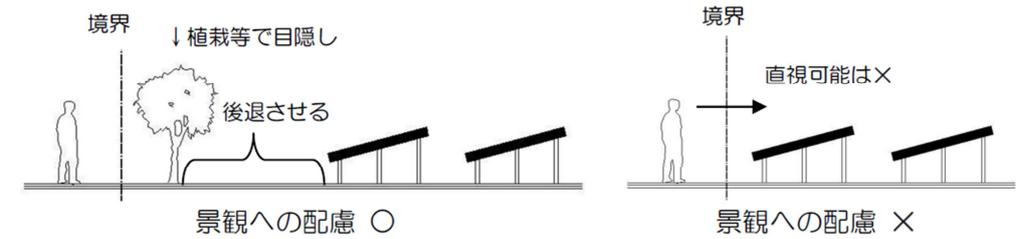
項目		行為の制限
色	色彩	○外観の基調色（主に用いられる色彩）は、別表4-2の基準により制限を行うこととする。
太陽光発電設備	色彩	○太陽光発電設備におけるモジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。また、モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用する。 ○太陽光発電設備におけるパワーコンディショナなど附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するものを使用する。
	配慮事項	○尾根線上、丘陵地または高台での設置は避けること。 ○歩行者や周辺の景観への影響のあるものは、敷地の境界からできるだけ後退し、必要に応じて植栽などにより目立たないようにすること。 ○主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、周辺景観を阻害しないよう、配置の工夫や植栽などにより目立たないようにすること。 <例示> 

表 開発行為等に関する制限

項目		行為の制限
開発行為・土地の形質の変更		○造成を伴う土地の形質の変更は、最小限とし周囲は十分な緑化を行うこと。 ○擁壁等を伴う法面については、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き、緑化に努めること。
木竹の伐採又は植栽		○道路に面する部分ではできる限り伐採を避けるよう努めること。 ○植栽にあたっては、地域性を考慮した樹種の選定等に努めること。

(3) 景観形成のための配慮事項

表 ツツ葉リゾート地区における配慮事項

項目		配慮事項
建築物等	配 置	○周辺の開放された環境に配慮した配置計画とする。
	色 彩 及 び 形 態	○森林の緑や海と空の青さなど、周囲の景観との調和が得られる色彩とする。外観の基調色（屋根や壁面などで主に用いられる色彩）は、別表４－４の推奨値を参考とする。ただし、建築物の規模や機能、形態、周辺環境によっては推奨値外の色彩でも適する場合などがあることから、色彩の選定にあたっては十分に検討する。 ○屋外設備類は、外壁と調和した部材で有効に遮蔽するか、目立たないデザインとする。 ○ベランダやバルコニー類を設ける場合は、周囲の景観と調和するよう構造及び意匠を工夫する。
工 作 物		○自然景観等を背景に設置される工作物等については、周辺の緑化などによる修景を行う。 ○工作物等の色彩、前面のデザイン等については、周辺の街並みとの調和に配慮する。
外 構		○道路に面する部分に植栽による修景を行うこととし、塀を設ける場合は、周囲の環境と調和したものとする。 ○道路に面する部分に駐車場を設ける場合は、植栽等で修景を行う。
広 告 物		○広告物はできるだけ控え、設置する場合は意匠及び形態を工夫し、維持管理を徹底する。

(4) 色彩の基準値及び推奨値

■ 基準値

【行為の制限（色彩）】

◇別表４－１：建築物の外観

色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
基準値	彩度 6 以下	彩度 6 以下	彩度 5 以下

※：表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。

※：表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色、各面の見附面積の10%以内のアクセントカラー（強調色）は、適用を除外する。

※：景観向上に大きく寄与するとして市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。

◇別表４－２：工作物の外観

色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
基準値	彩度 6 以下	彩度 6 以下	彩度 5 以下

※：表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。

※：背景が緑地等の自然地となる場合は、上記基準に次の基準を追加する。

明度 2 以上 7 以下（鉄柱のみ）

※：表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。

※：景観向上に大きく寄与するとして市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。

■ 推奨値

【推奨値（望ましい建築物の色彩）】

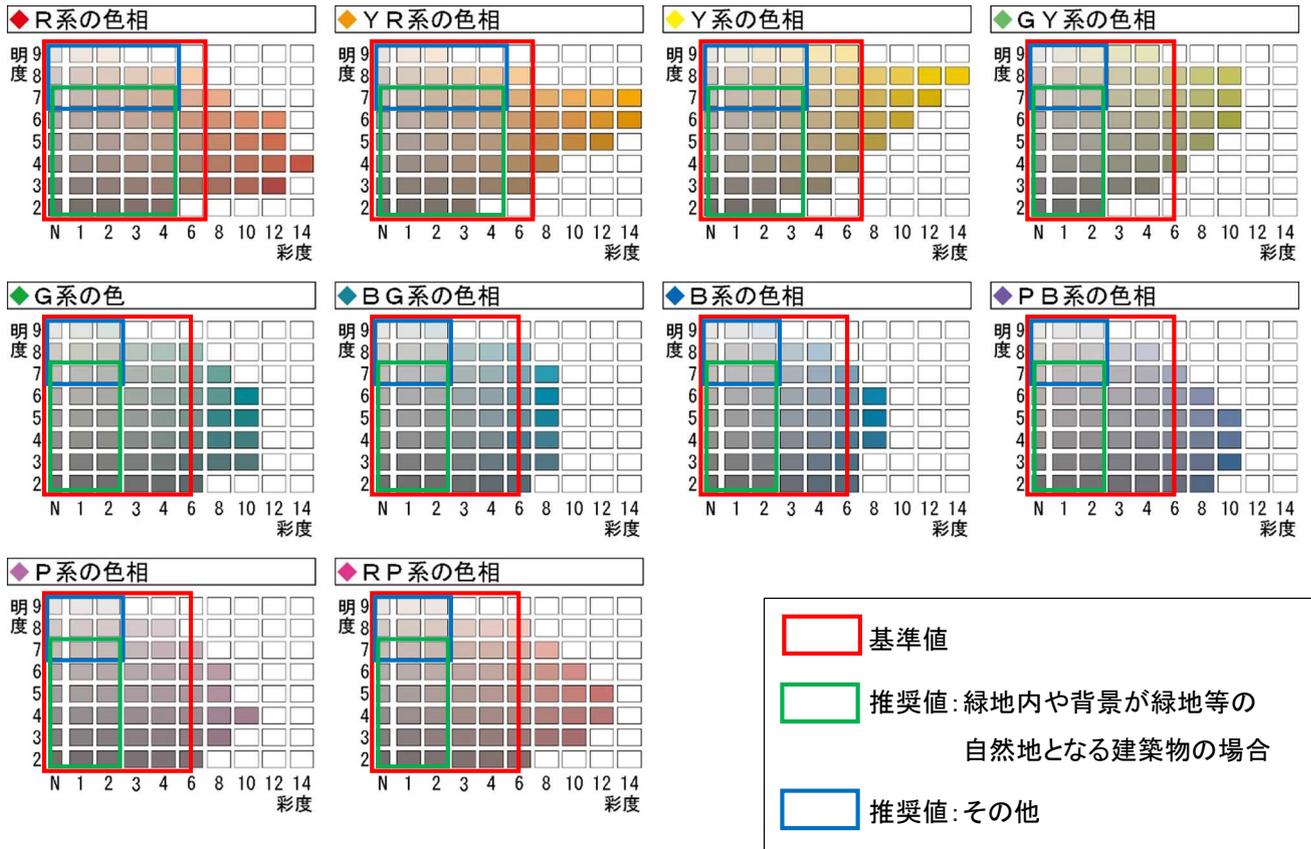
◇別表４－４：望ましい建築物の色彩

色相		R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
推奨値	緑地内や背景が緑地等の自然地となる建築物の場合	彩度 4 以下 かつ 明度 2 以上 7 以下	彩度 3 以下 かつ 明度 2 以上 7 以下	彩度 2 以下 かつ 明度 2 以上 7 以下
	その他	彩度 4 以下 かつ明度 7 以上	彩度 3 以下 かつ明度 7 以上	彩度 2 以下 かつ明度 7 以上

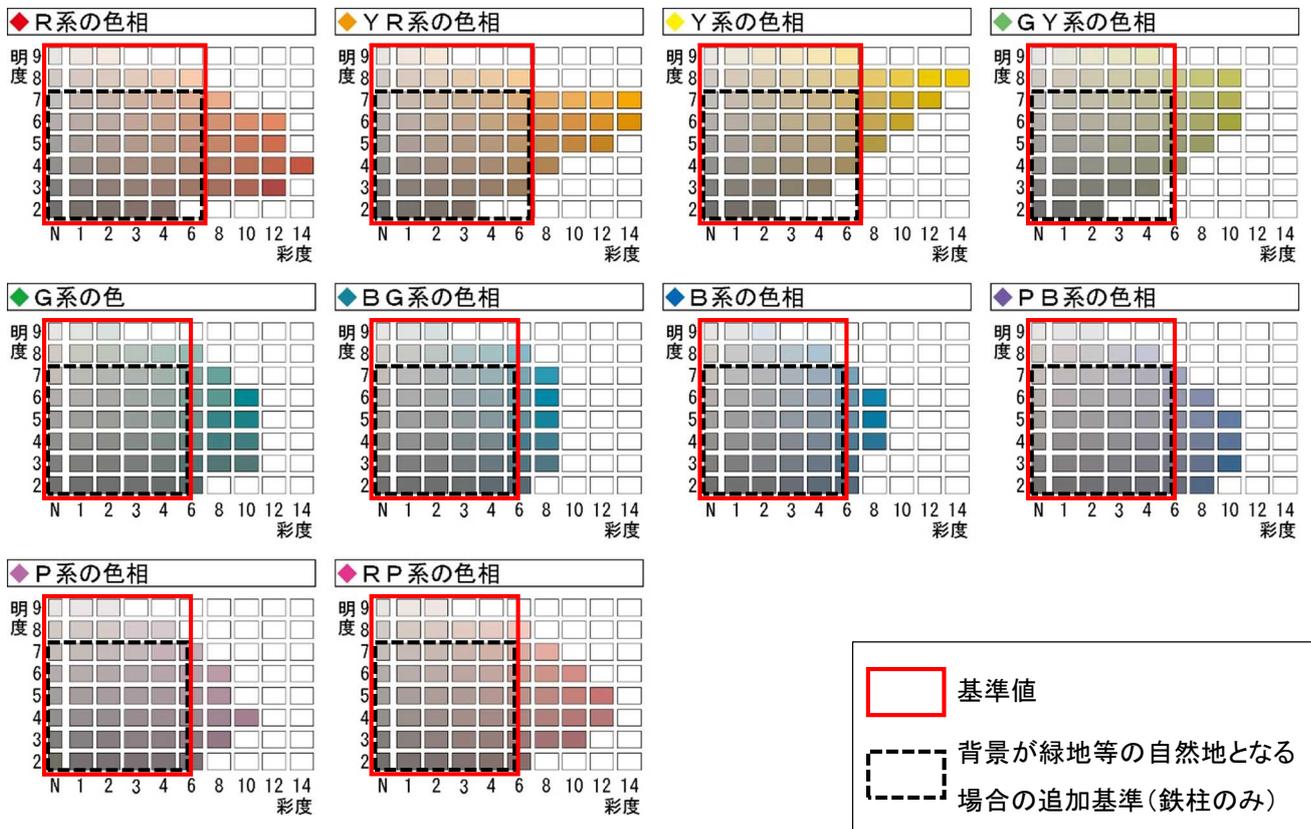
※：表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。

※：表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。

◇建築物



◇工作物



4. 日南海岸地区

(1) 景観形成方針及び区域

<景観形成の基本目標>

- (1) 雄大な海の景色と山の緑の変化に富んだ美しい自然環境の保全・強化
- (2) 優れた自然環境と調和したリゾート景観の創出

<公共施設に係る景観形成に関する方針>

- 背景の丘陵部や海浜部の豊かな自然環境に配慮した景観の形成を図る。
- 堀切峠などの眺望点を確保し、開放的な景観の強化を図る。

<整備方針>

- 建築物、工作物等については、周囲の環境に十分配慮したものとする。

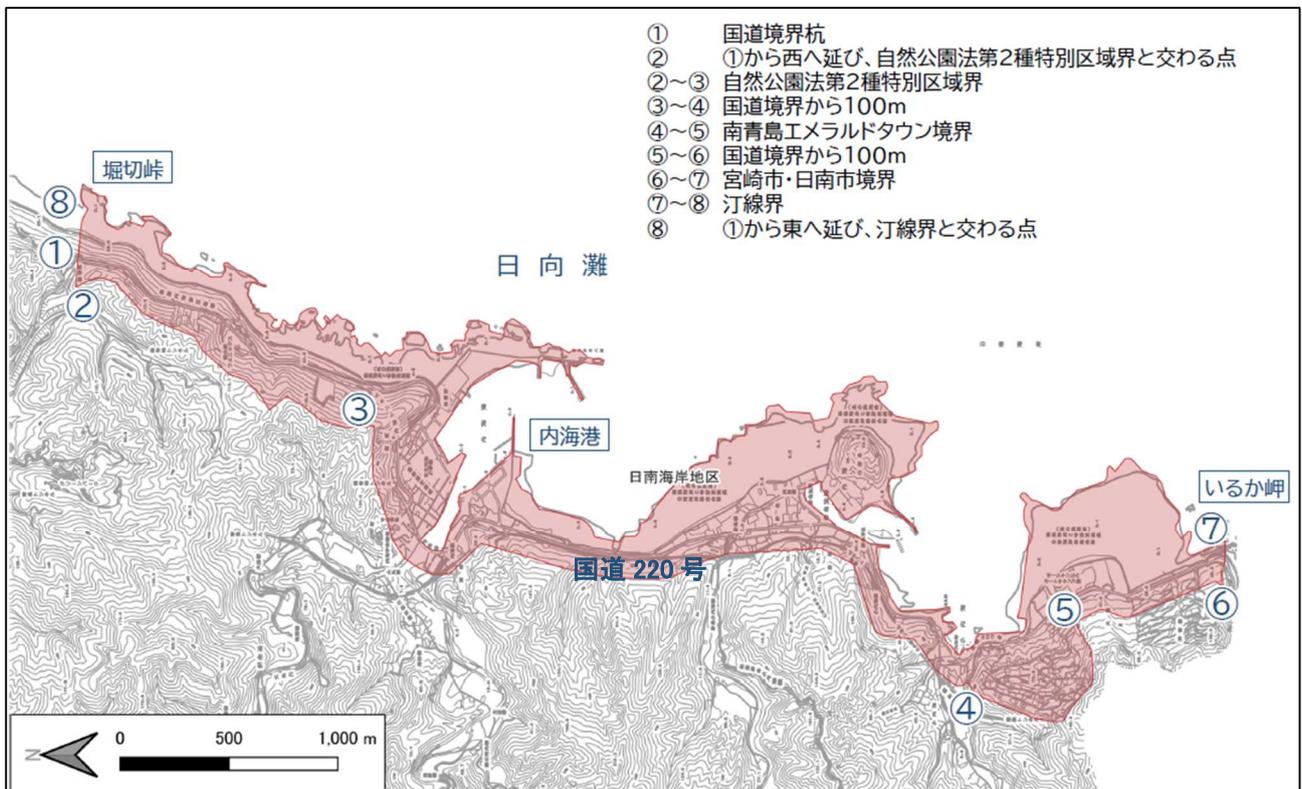


図 3 重点景観形成地区に定める土地の区域(日南海岸地区)

表 工作物に関する制限

項目	行為の制限
高さ・形態	<p>○道路景観軸に位置づけられている道路（国道220号）の路端から300m以内の区域では、航空法第51条の2の規定に基づく昼間障害標識の設置の必要がない高さ又は形態とすること。</p> <p>※：都市計画法第8条第1項第1号で定める商業地域に設置するもの、その他周辺状況等により市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。</p>
色彩	<p>○外観の基調色（主に用いられる色彩）は、別表4-2の基準により制限を行うこととする。</p>
太陽光発電設備	<p>○太陽光発電設備におけるモジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。また、モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用する。</p> <p>○太陽光発電設備におけるパワーコンディショナなど附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するものを使用する。</p>
	<p>○尾根線上、丘陵地または高台での設置は避けること。</p> <p>○歩行者や周辺の景観への影響のあるものは、敷地の境界からできるだけ後退し、必要に応じて植栽などにより目立たないようにすること。</p> <p>○主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、周辺景観を阻害しないよう、配置の工夫や植栽などにより目立たないようにすること。</p> <p><例示></p> 

表 開発行為等に関する制限

項目	行為の制限
開発行為・土地の形質の変更	<p>○造成を伴う土地の形質の変更は、最小限とし周囲は十分な緑化を行うこと。</p> <p>○擁壁等を伴う法面については、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き、緑化に努めること。</p>
木竹の伐採又は植栽	<p>○道路に面する部分ではできる限り伐採を避けるよう努めること。</p> <p>○植栽にあたっては、地域性を考慮した樹種の選定等に努めること。</p>

(3) 景観形成のための配慮事項

表 日南海岸地区における配慮事項

項目		配慮事項
建築物等	配置及び規模	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の開放された環境に配慮した配置計画とする。 ○建築物の高さは、背景の丘陵部のスカイラインを塞ぐことのないように配慮する。
	色彩及び形態	<ul style="list-style-type: none"> ○森林の緑や海と空の青さなど、周囲の景観との調和が得られる色彩とする。外観の基調色（屋根や壁面などで主に用いられる色彩）は、別表４－４の推奨値を参考とする。ただし、建築物の規模や機能、形態、周辺環境によっては推奨値外の色彩でも適する場合などがあることから、色彩の選定にあたっては十分に検討する。 ○屋外設備類は、外壁と調和した部材で有効に遮蔽するか、目立たないデザインとする。 ○前面道路に面する部分にベランダやバルコニー類を設ける場合は、路上から洗濯物等が見えにくい構造とし、緑化に努めるなど意匠を工夫する。
工 作 物		<ul style="list-style-type: none"> ○自然景観等を背景に設置される工作物等については、周辺の緑化などによる修景を行う。 ○工作物等の色彩、前面のデザイン等については、周辺の街並みとの調和に配慮する。
外 構		<ul style="list-style-type: none"> ○道路に面する部分には植栽による修景を行うこととし、塀を設ける場合は、周囲の環境と調和したものとする。 ○道路に面する部分に駐車場を設ける場合は、植栽等で修景を行う。
そ の 他		<ul style="list-style-type: none"> ○自動販売機は、景観を阻害しないよう設置箇所と色彩に留意する。 ○前面道路に面する部分に物品を集積・放置してはならない。
広 告 物		<ul style="list-style-type: none"> ○広告物はできるだけ控え、設置する場合は景観を阻害しないよう意匠及び形態を工夫し、維持管理を徹底する。

(4) 色彩の基準値及び推奨値

■基準値

【行為の制限（色彩）】

◇別表４－１：建築物の外観

色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
基準値	彩度 6 以下	彩度 6 以下	彩度 5 以下

※：表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。

※：表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色、各面の見附面積の10%以内のアクセントカラー（強調色）は、適用を除外する。

※：景観向上に大きく寄与するとして市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。

◇別表４－２：工作物の外観

色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
基準値	彩度 6 以下	彩度 6 以下	彩度 5 以下

※：表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。

※：背景が緑地等の自然地となる場合は、上記基準に次の基準を追加する。

明度 2 以上 7 以下（鉄柱のみ）

※：表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。

※：景観向上に大きく寄与するとして市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。

■推奨値

【推奨値（望ましい建築物の色彩）】

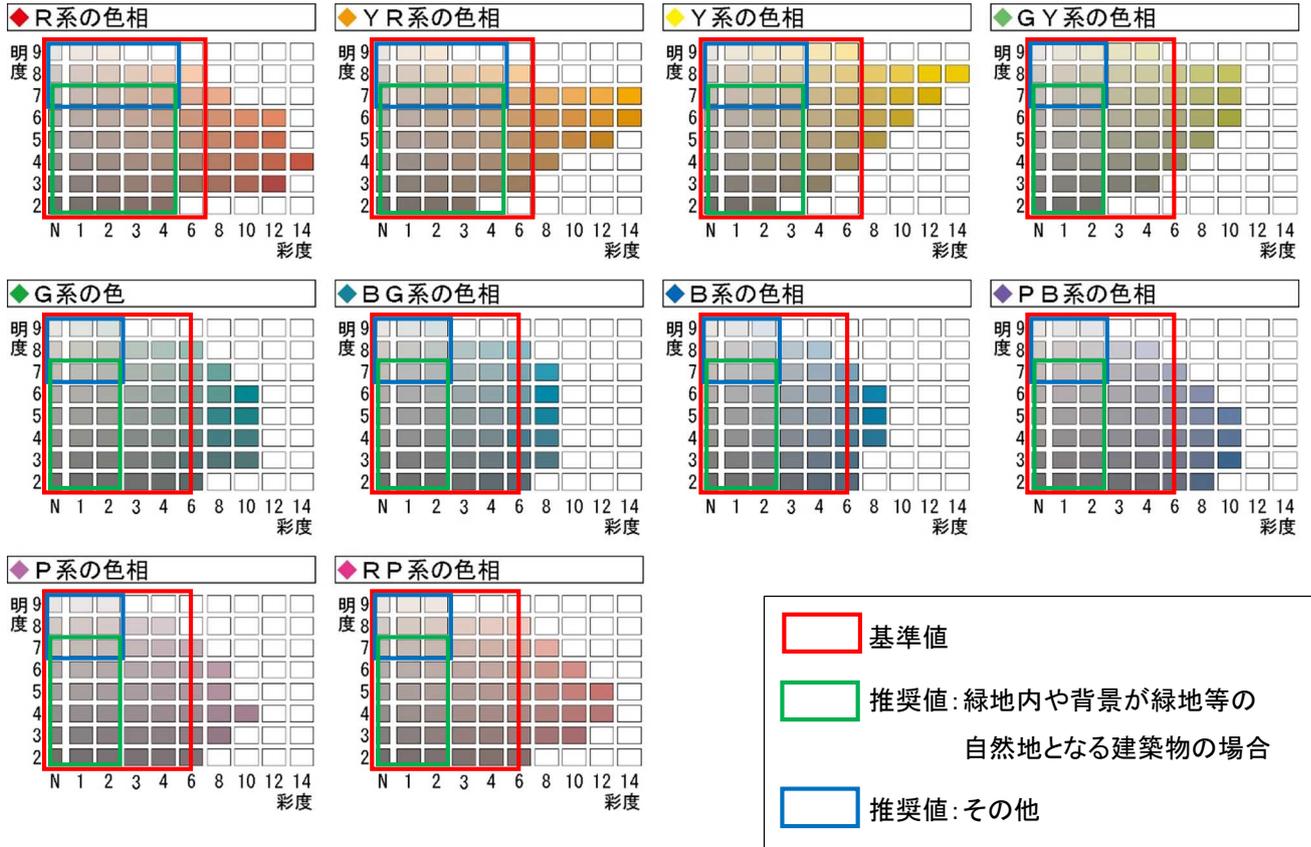
◇別表４－４：望ましい建築物の色彩

色相		R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
推奨値	緑地内や背景が緑地等の自然 地となる建築物 の場合	彩度 4 以下 かつ 明度 2 以上 7 以下	彩度 3 以下 かつ 明度 2 以上 7 以下	彩度 2 以下 かつ 明度 2 以上 7 以下
	その他	彩度 4 以下 かつ明度 7 以上	彩度 3 以下 かつ明度 7 以上	彩度 2 以下 かつ明度 7 以上

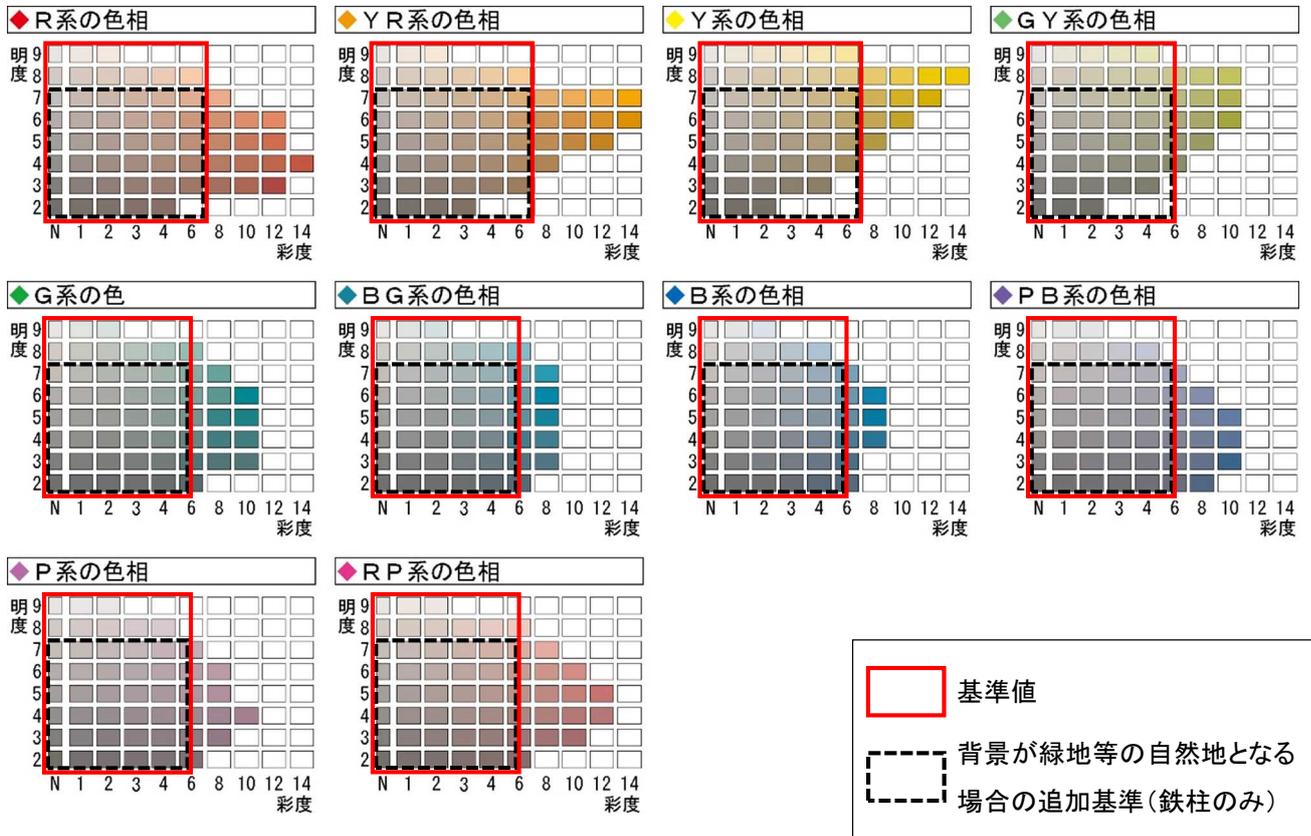
※：表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。

※：表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。

◇建築物



◇工作物



5. 大淀川地区

(1) 景観形成方針及び区域

<景観形成の基本目標>

雄大な大淀川と、緑・山並み・空・まちが一つにとけ込んだ、光り輝くシンボル景観の形成

<公共施設に係る景観形成に関する方針>

- 市民に親しまれる河川環境の保全及び整備を行う。
- 河畔、沿道及び公園を総合的に整備し、花と緑豊かな景観を形成する。
- 周辺からの見え方や河畔から周囲への眺望に配慮した整備を行い、適正な維持管理に努める。

<地区全体に係る景観形成方針>

- 川・緑・山並み・空・まちが一つとなったシンボル景観の形成
 - ・大淀川は、本市の重要な景観のシンボルであり、沿岸の緑やまち、背景の空や山並みが組み合わせられた雄大な景観を形成している。大淀川を中心とした景観の重要性を認識し、川・緑・山並み・空・まちを一つに捉え、本市のシンボルにふさわしい魅力ある景観を形成する。
- 川と緑が一体となったうるおいあふれる景観の形成
 - ・沿岸の緑及び隣接する緑地は、大淀川と一体となって市街地に豊かな自然を提供し、散策等で河畔を利用する人々にうるおいを与えている。それらの緑及び緑地を保全・活用し、新たな緑を創出することによりうるおいあふれる景観を形成することが重要である。河川空間を積極的に緑化するとともに、沿岸の民有地及び公有地の緑化を推進する。
 - ・天神山及び愛宕山の緑地の保全と眺望の確保を図り、川と緑が一体となった景観形成を行う。
- 空、遠景の山並みへの眺望を確保した広がりある景観の形成
 - ・大淀川は広い川幅を有するため、背景となる空や遠景の山並みが河川と一体的に視認でき、広がりを強く感じることができる。建築物の高さや色彩等に配慮して、空への広がりや遠景の山並みへの眺望を守り、大淀川の魅力である雄大な景観を守り育てていく。
- バランスのとれた、まとまりと連続感が感じられるまちなみ景観の形成

<ゾーン別基本方針>

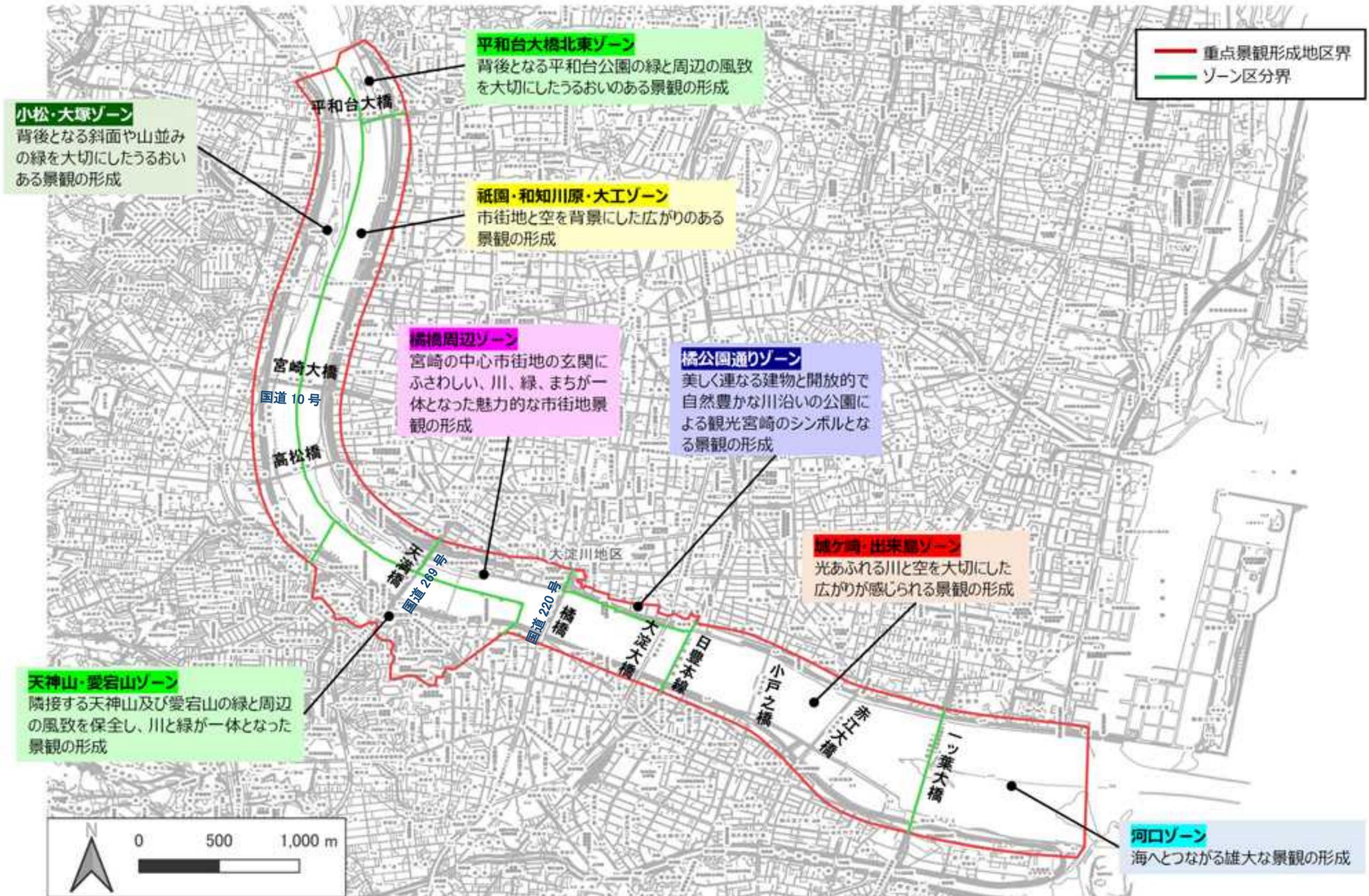


図 4 重点景観形成地区に定める土地の区域(大淀川地区)

表 工作物に関する制限

項目	行為の制限
高さ・形態	<p>○道路景観軸に位置づけられている道路（国道10号、国道220号、国道269号）の路端から300m以内の区域では、航空法第51条の2の規定に基づく昼間障害標識の設置の必要がない高さ又は形態とすること。</p> <p>※：都市計画法第8条第1項第1号で定める商業地域に設置するもの、その他周辺状況等により市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。</p>
色彩	<p>○外観の基調色（主に用いられる色彩）は、別表4-7の基準により制限を行うこととする。</p>
太陽光発電設備	<p>○太陽光発電設備におけるモジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。また、モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用する。</p> <p>○太陽光発電設備におけるパワーコンディショナなど附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するものを使用する。</p>
	<p>○尾根線上、丘陵地または高台での設置は避けること。</p> <p>○歩行者や周辺の景観への影響のあるものは、敷地の境界からできるだけ後退し、必要に応じて植栽などにより目立たないようにすること。</p> <p>○主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、周辺景観を阻害しないよう、配置の工夫や植栽などにより目立たないようにすること。</p> <p><例示></p> 

表 開発行為等に関する制限

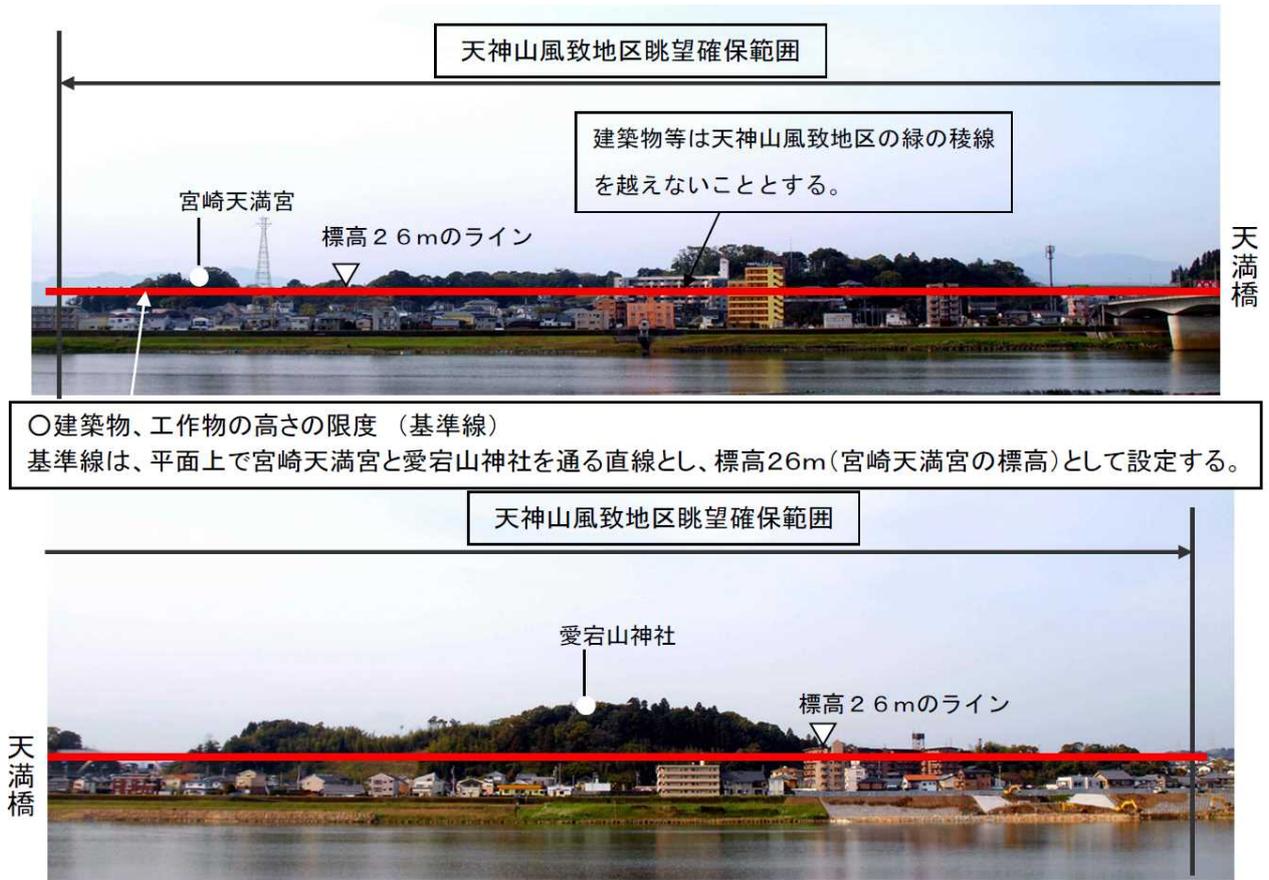
項目	行為の制限
開発行為・土地の形質の変更	<p>○造成を伴う土地の形質の変更は、最小限とし周囲は十分な緑化を行うこと。</p> <p>○擁壁等を伴う法面については、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き、緑化に努めること。</p>
木竹の伐採又は植栽	<p>○道路に面する部分ではできる限り伐採を避けるよう努めること。</p> <p>○植栽にあたっては、地域性を考慮した樹種の選定等に努めること。</p>

(3) 景観形成のための配慮事項

表 大淀川地区における配慮事項【ゾーン別】

項目	配慮事項								
	小松・大塚ゾーン	祇園・和知川原・大工ゾーン	平和台大橋北東ゾーン	天神山・愛宕山ゾーン	橋橋周辺ゾーン	橋公園通りゾーン	城ヶ崎・出来島ゾーン	河口ゾーン	
ゾーン別基本方針	○背後となる斜面や山並みの緑を大切にしたいうおいある景観の形成	○市街地と空を背景にした広がりある景観の形成	○背後となる平和台公園の緑と周辺の風致を大切にしたいうおいある景観の形成	○隣接する天神山及び愛宕山の緑と周辺の風致を保全し、川と緑が一体となった景観の形成	○宮崎の中心市街地の玄関にふさわしい、川、緑、まちが一体となった魅力的な市街地景観の形成	○美しく連なる建物と開放的で自然豊かな川沿いの公園による観光宮崎のシンボルとなる景観の形成	○光あふれる川と空を大切にしたい広がりを感じられる景観の形成	○海へとつながる雄大な景観の形成	
建築物・工作物等	配置	○建築物は、大淀川や大淀川に接する道路から後退して配置し、緑化空間の確保に努める。			○隣接する建築物と調和の取れた高さとし、連続的なスカイラインとなるように配慮する。				
	高さ	○大淀川右岸区域については、対岸から見て背景となる遠景の山並みの稜線から突出しない高さとする。			○対岸や橋橋・天満橋・高松橋から見て、背景となる天神山及び愛宕山の稜線から突出しない高さとする。 (※1)				
	色彩及び形態	○建築物の壁面は、長大な壁面とならないように配慮する。やむを得ず大壁面となる場合は、形態や色彩等の工夫により周辺に圧迫感を与えないように配慮する。 ○隣接する建築物等の色彩を考慮して、連続感のある色相・配色とする。 ○建築物側面は、前面の仕上げ及び意匠と調和させる。							
	設備等	○屋上や壁面に設置する設備等は、周辺から視認できないよう遮蔽する。もしくは建築物と一体的なデザインとする。 ○屋上や地上に携帯電話等の鉄塔を設置してはならない。やむを得ず設置する場合は周辺から見てわかりにくいように、位置やデザインを工夫する。 ○ベランダやバルコニーを設ける場合は、周囲の景観と調和するよう構造及び意匠を工夫し、洗濯物等は見えないようにする。 ○工事中の仮囲いは、周囲の景観に配慮したものとす。				○建築物や外構のデザインに調和した照明やライトアップにより、大淀川周辺にふさわしい夜間景観を演出する。			
緑化	○既存の樹木等は、できる限り保全する。 ○建築物の周辺はできる限り緑化を行う。		○大淀川に面する部分には、可能な限り中高木の植栽を行う。		○前面道路に面する部分は、コンクリート塀やブロック塀を避け、できる限り南国的な植栽を行う。		○前面道路に面する部分は、コンクリート塀やブロック塀を避け、できる限り生け垣とする。		
広告物	共通事項	○必要最小限の掲出とし、周辺景観や建築物本体と調和した質の高い広告物の設置に努める。 ○できる限り低層に掲出し、複数の広告物は集約する。 ○地色について、建築物本体と調和した色彩を用いるとともに、多色使いを避ける。 ○窓面広告は設けてはならない。							
	屋上広告	○大淀川右岸部の屋上広告物は、対岸から見て背景となる山並みの稜線から突出しないように設置する。		○大淀川右岸部の屋上広告物は、対岸から見て背景となる山並みの稜線から突出しないように設置する。		○大淀川右岸部の屋上広告物は、対岸から見て背景となる山並みの稜線から突出しないように設置する。			
	壁面広告	○対岸から視認できるものはできる限り掲出しない。やむを得ず掲出する場合は、派手な色彩や形態を避け、建築物と一体的なデザイン、もしくは切り文字とする。				○掲出してはならない。やむを得ず掲出する場合は、建築物と一体的なものとし、壁面に切り文字等で横書きとする。		○対岸から視認できるものはできる限り掲出しない。やむを得ず掲出する場合は、派手な色彩や形態を避け、建築物と一体的なデザインもしくは切り文字とする。	
	その他					○独立広告や突出広告は自家用かつ集約したものに限り、各建築物1個までとする。 ○建築物の敷地内に、簡易広告物（貼り紙、貼り札、立て看板、常設のぼり等）を設けてはならない。 ○通りに面して自動販売機を設けてはならない。やむを得ず設置する場合は、位置や色彩等に配慮する。			

※1：高さの方針についての詳細は、次ページを参照



○建築物、工作物の高さの限度（基準線）
基準線は、平面上で宮崎天満宮と愛宕山神社を通る直線とし、標高26m（宮崎天満宮の標高）として設定する。

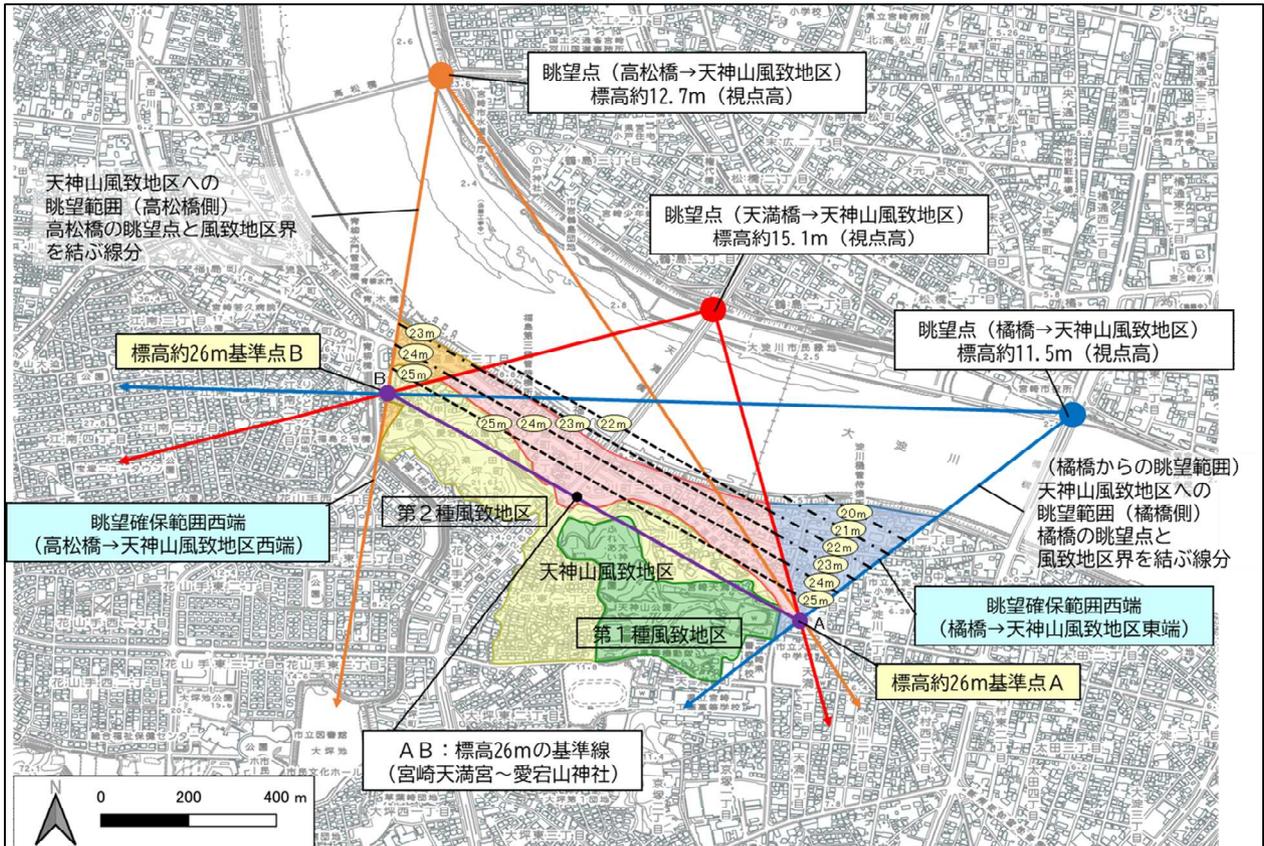


図 5 建築物に関する高さの方針のイメージ

(4) 色彩の基準値

■基準値

【行為の制限（色彩）】

◇別表4-5：建築物の壁面

色相		R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相	
基準値	一定規模以上のもの	平和台大橋北東ゾーン 天神山・愛宕山ゾーン	彩度4以下 かつ 明度2以上7以下	彩度3以下 かつ 明度2以上7以下	彩度2以下 かつ 明度2以上7以下
		その他のゾーン	彩度4以下 かつ明度7以上	彩度3以下 かつ明度7以上	彩度2以下 かつ明度7以上
	小規模のもの	彩度4以下	彩度3以下	彩度2以下	

※：表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。

※：表中の「一定規模以上のもの」とは、延べ面積300㎡以上かつ、高さ10m以上または3階建て以上の建築物を、「小規模のもの」とは、それに該当しない建築物をいう。

※：表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色、各面の見附面積の10%以内のアクセントカラー（強調色）は、適用を除外する。

※：景観向上に大きく寄与するとして市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。

◇別表4-6：建築物の屋根

色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
基準値	彩度4以下	彩度3以下	彩度2以下

※：表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。

※：表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色、各面の見附面積の10%以内のアクセントカラー（強調色）は、適用を除外する。

※：景観向上に大きく寄与するとして市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。

◇別表4-7：工作物の外観

色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
基準値	彩度4以下	彩度3以下	彩度2以下

※：表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。

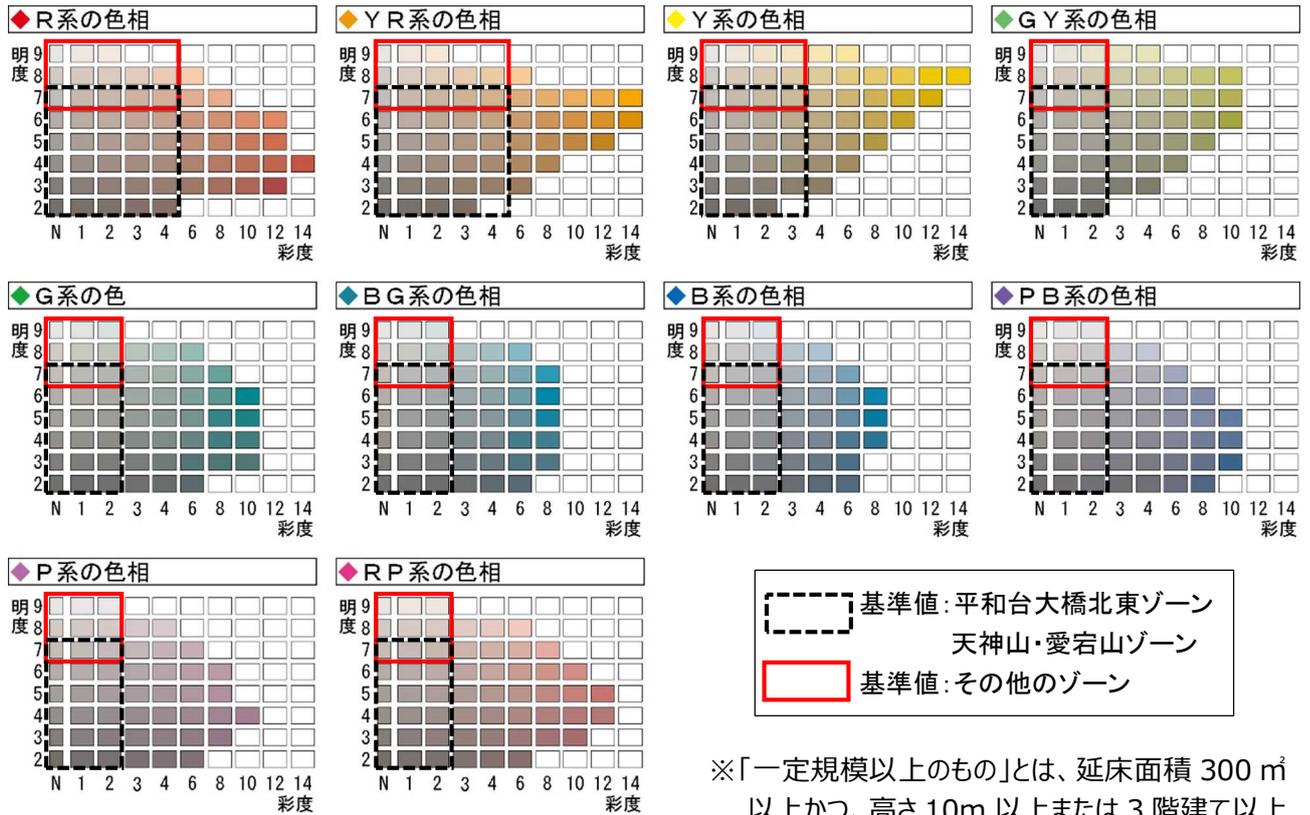
※：背景が緑地等の自然地となる場合は、上記基準に次の基準を追加する。

明度2以上7以下（鉄柱のみ）

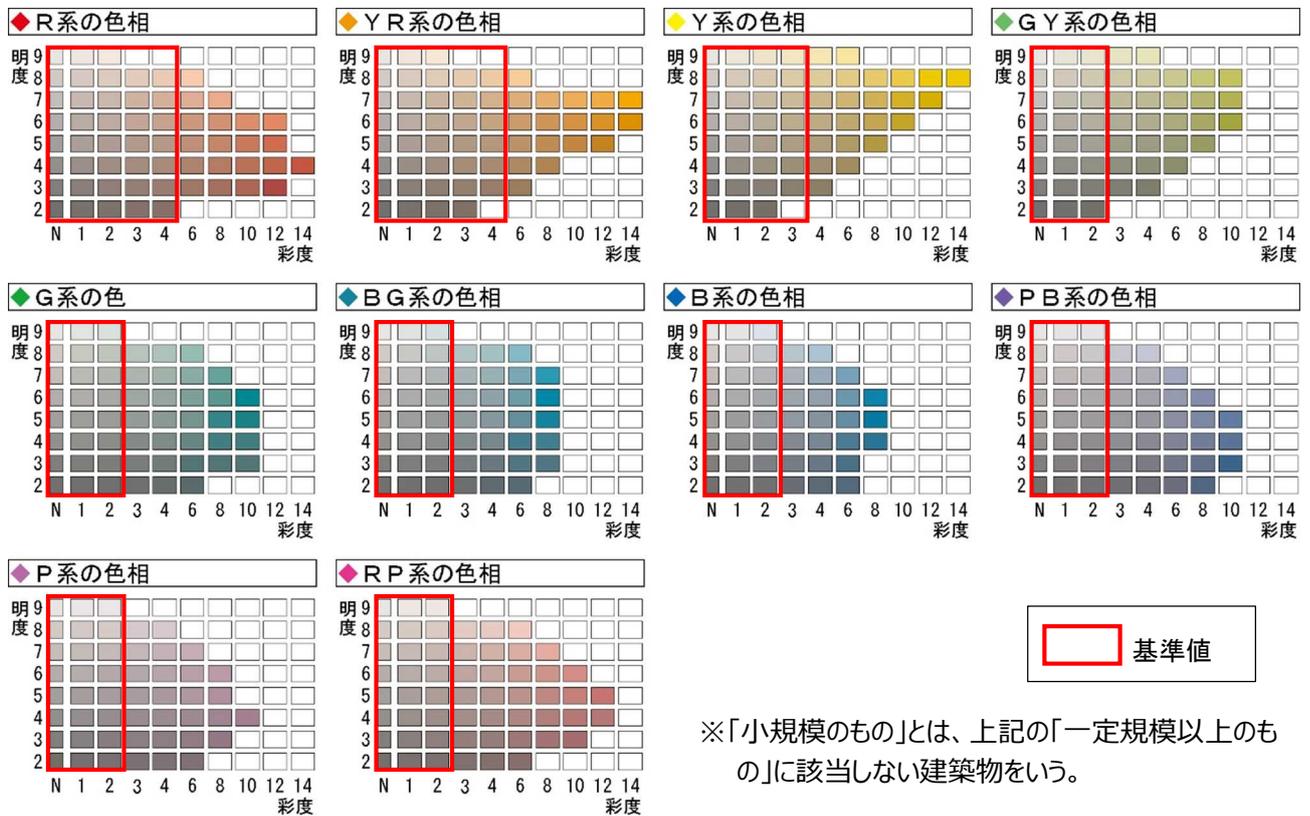
※：表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。

※：景観向上に大きく寄与するとして市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。

◇建築物の壁面【一定規模以上のもの】

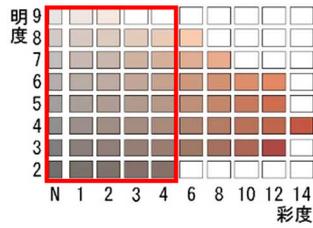


◇建築物の壁面【小規模のもの】

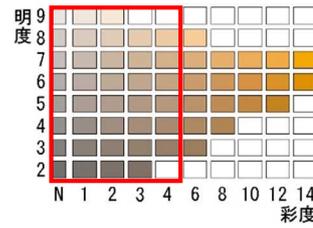


◇建築物の屋根

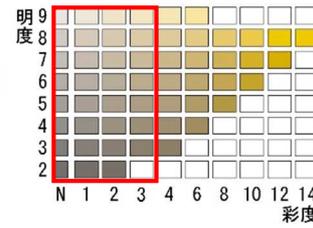
◆ R系の色相



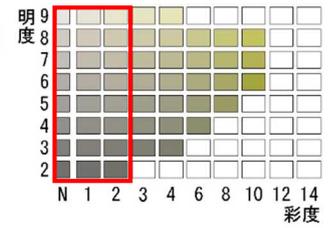
◆ Y R系の色相



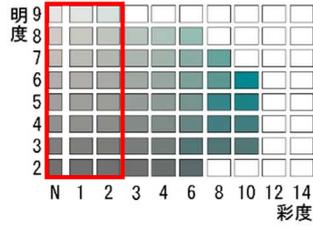
◆ Y系の色相



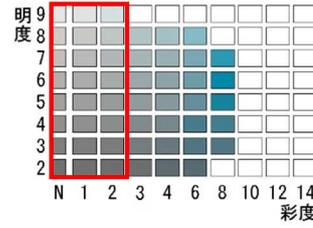
◆ G Y系の色相



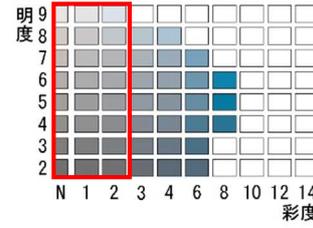
◆ G系の色



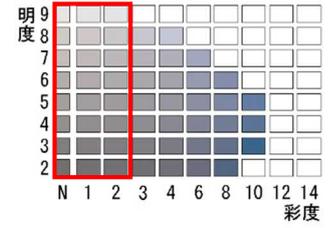
◆ B G系の色相



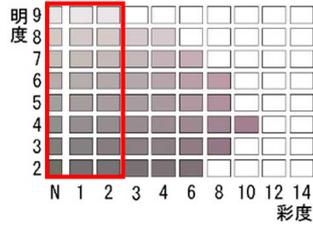
◆ B系の色相



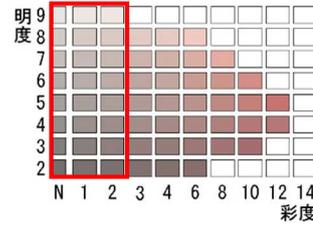
◆ P B系の色相



◆ P系の色相



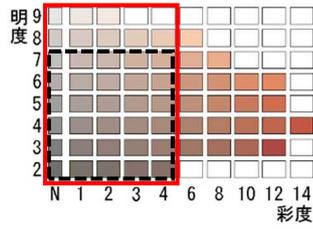
◆ R P系の色相



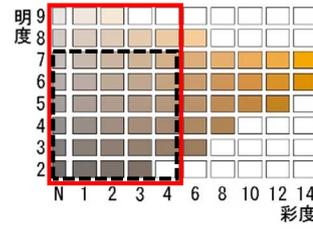
基準値

◇工作物

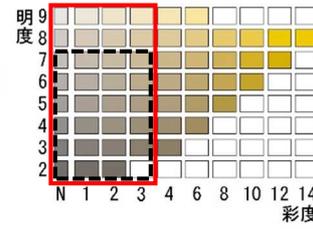
◆ R系の色相



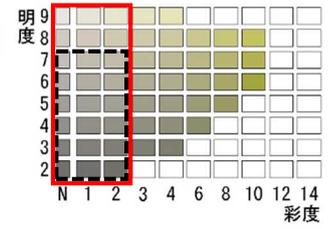
◆ Y R系の色相



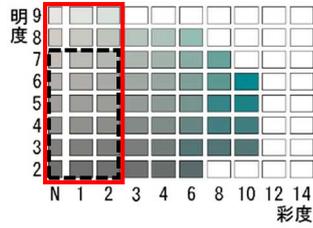
◆ Y系の色相



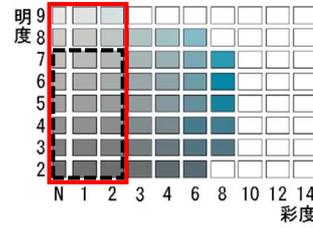
◆ G Y系の色相



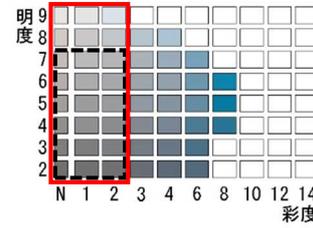
◆ G系の色



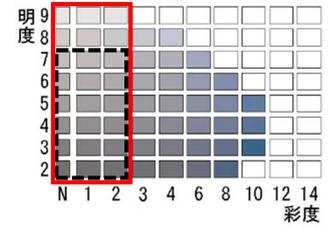
◆ B G系の色相



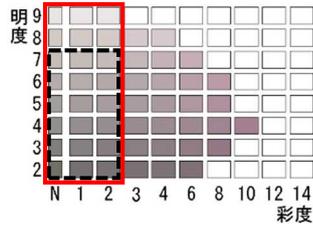
◆ B系の色相



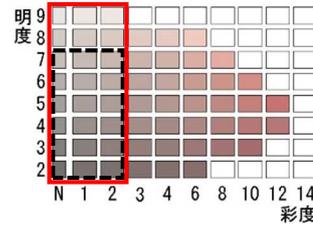
◆ P B系の色相



◆ P系の色相



◆ R P系の色相



基準値
背景が緑地等の自然地となる
場合の追加基準(鉄柱のみ)

6. 宮崎駅東通り地区

(1) 景観形成方針及び区域

<景観形成の基本目標>

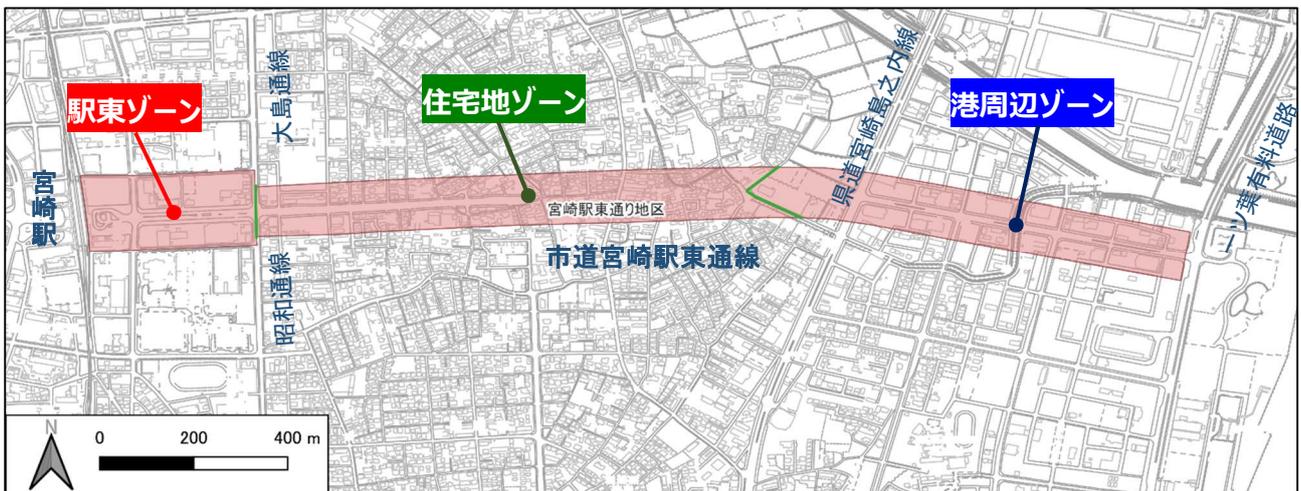
まちの色と花・緑が調和した、歩いて楽しいまちなみの形成

<公共施設に係る景観形成に関する方針>

- ・ 街路樹、植栽等はまちなみの景観と調和を図るとともに、安全で快適な歩行者空間を確保する。
- ・ 港周辺では海の玄関口にふさわしい、南国らしさがあふれた道路空間を形成する。

<地区全体に係る景観形成方針>

- ・ 駅と海の玄関口をつなぐ風格のある都市軸の形成
 - ・ 駅前にふさわしいにぎわいのある歩行空間づくりや、統一感のある道路空間づくり等により、宮崎駅と宮崎港の2つの玄関口をつなぐ道路軸として風格のあるまちなみを形成する。
- ・ 空と海とが一体となった開放感のあるまちなみの形成
 - ・ 建物の形態・意匠への配慮や適切な街路樹の選定、南国らしい草花の植栽等により、空と海が一体となった開放感のあるまちなみを形成する。
- ・ 暮らしやすく、散策が楽しいまちなみの形成
 - ・ ユニバーサルデザインに配慮し、たまり空間・休憩スペースの設置等により、歩行者などが楽しく散策できるまちなみを形成する。



※届出対象行為のうち、市道宮崎駅東通線から容易に望見されることができない行為は、重点景観形成地区としての届出等の適用除外とする。

図 6 重点景観形成地区に定める土地の区域(宮崎駅東通り地区)

表 工作物に関する制限

項目	行為の制限
高さ・形態	<p>○道路景観軸に位置づけられている道路（市道宮崎駅東通線）の路端から300m以内の区域では、航空法第51条の2の規定に基づく昼間障害標識の設置の必要がない高さ又は形態とすること。</p> <p>※：都市計画法第8条第1項第1号で定める商業地域に設置するもの、その他周辺状況等により市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。</p>
色彩	<p>○外観の基調色（主に用いられる色彩）は、別表4-10の基準により制限を行うこととする。</p>
太陽光発電設備	<p>○太陽光発電設備におけるモジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。また、モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用する。</p> <p>○太陽光発電設備におけるパワーコンディショナなど附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するものを使用する。</p>
	<p>○尾根線上、丘陵地または高台での設置は避けること。</p> <p>○歩行者や周辺の景観への影響のあるものは、敷地の境界からできるだけ後退し、必要に応じて植栽などにより目立たないようにすること。</p> <p>○主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、周辺景観を阻害しないよう、配置の工夫や植栽などにより目立たないようにすること。</p> <p><例示></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;"> <p>境界 ↓ 植栽等で目隠し 後退させる 景観への配慮 ○</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>境界 直視可能は× 景観への配慮 ×</p> </div> </div>

表 開発行為等に関する制限

項目	行為の制限
開発行為・土地の形質の変更	<p>○造成を伴う土地の形質の変更は、最小限とし周囲は十分な緑化を行うこと。</p> <p>○擁壁等を伴う法面については、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き、緑化に努めること。</p>
木竹の伐採又は植栽	<p>○道路に面する部分ではできる限り伐採を避けるよう努めること。</p> <p>○植栽にあたっては、地域性を考慮した樹種の選定等に努めること。</p>

(3) 景観形成のための配慮事項

表 宮崎駅東通り地区における配慮事項

項目		配慮事項
建築物等	配 置	○建築物は市道宮崎駅東通線に面して歩行者スペース、修景スペースを確保し、低層階にオープンスペースを設けて「ゆとり」ある空間を形成するよう配慮する。(駅東ゾーンのみ)
	高 さ	○建築物の高さについては、土地の有効利用、高度利用を図り既存の建築物と調和したスカイラインを形成するよう配慮する。
	色 彩	○建築物の壁面の基調色(主に用いられる色彩)は、別表4-11の推奨値を参考とする。(駅東ゾーンのみ) ○建築物の屋根の基調色(主に用いられる色彩)は、別表4-12の推奨値を参考とする。(駅東ゾーンのみ) ○工作物の外観の基調色(主に用いられる色彩)は、別表4-13の推奨値を参考とする。(駅東ゾーンのみ)
	壁 の 位 置	○住宅地ゾーン及び港周辺ゾーンについては、敷地が市道宮崎駅東通線に接する 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱面から市道宮崎駅東通線までの距離は1m (延べ面積が2,000㎡以上の建築物にあっては2m)以上とする。
設 備 そ の 他	○通りの連続性を確保するために、市道宮崎駅東通線に面して平面駐車場をできる限り設置しない。(駅東ゾーンのみ) ○建築物等の附帯する設備等は、周辺から見えにくい場所に設置する。やむを得ず設置する場合は、目隠し等を行い、景観に配慮する。	
緑 化	○空地や駐車場は、できるだけ緑化・修景を行い、うるおいのある空間づくりに努める。 ○通りとの境界は、生け垣や樹木、草花等の植栽により、歩いて楽しい空間づくりに努める。 ○既存の樹木等は、できる限り保全する。	
広告物	共通事項	○必要最小限の掲出とし、周辺景観や建築物本体と調和した質の高い広告物の設置に努める。 ○できる限り低層に掲出し、複数の広告物は集約する。 ○地色について、建築物本体と調和した色彩を用いるとともに、多色使いを避ける。
	野立広告	○まちなみや周辺建物との調和に配慮したデザインとする。
	屋上広告	○派手な色彩や形態を避け、建築物と一体となったデザインとする。(駅東ゾーンのみ)
	そ の 他	○窓面広告(内側から掲出するものも含む。)は設けないこととする。 ○建築物の敷地内に、簡易広告物(貼り紙、貼り札、立て看板、常設のぼり等)を設けないこととする。
そ の 他	○自動販売機を通りに面して設置する場合は、位置や色彩等に配慮する。	

(4) 色彩の基準値及び推奨値

■基準値

【行為の制限（色彩）】

◇別表４－８：建築物の壁面

色相		R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
基準値	駅東ゾーン	彩度 6 以下	彩度 6 以下	彩度 5 以下
	住宅地ゾーン、 港周辺ゾーン	彩度 4 以下 かつ明度 7 以上	彩度 3 以下 かつ明度 7 以上	彩度 2 以下 かつ明度 7 以上

※：表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。

※：住宅地ゾーン・港周辺ゾーンにおいては、小規模のもの（延べ面積300㎡未満かつ、高さ10m未満または3階建て未満に該当する建築物）に限り、明度基準の適用を除外する。

※：表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色、各面の見附面積の10%以内のアクセントカラー（強調色）は、適用を除外する。

※：景観向上に大きく寄与するとして市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。

◇別表４－９：建築物の屋根

色相		R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
基準値	駅東ゾーン	彩度 6 以下	彩度 6 以下	彩度 5 以下
	住宅地ゾーン、 港周辺ゾーン	彩度 4 以下	彩度 3 以下	彩度 2 以下

※：表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格 Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。

※：表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色、各面の見附面積の10%以内のアクセントカラー（強調色）は、適用を除外する。

※：景観向上に大きく寄与するとして市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。

◇別表４－１０：工作物の外観

色相		R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
基準値	駅東ゾーン	彩度 6 以下	彩度 6 以下	彩度 5 以下
	住宅地ゾーン、 港周辺ゾーン	彩度 4 以下	彩度 3 以下	彩度 2 以下

※：表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。

※：表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。

※：景観向上に大きく寄与するとして市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。

■ 推奨値

【推奨値（望ましい建築物及び工作物の色彩）】

◇別表４－１１：建築物の壁面

色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
推奨値 (駅東ゾーンのみ)	彩度４以下 かつ明度７以上	彩度３以下 かつ明度７以上	彩度２以下 かつ明度７以上

※：表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格 Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。

※：表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。

◇別表４－１２：建築物の屋根

色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
推奨値（駅東ゾーンのみ）	彩度４以下	彩度３以下	彩度２以下

※：表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格 Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。

※：表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。

◇別表４－１３：工作物の外観

色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
推奨値（駅東ゾーンのみ）	彩度４以下	彩度３以下	彩度２以下

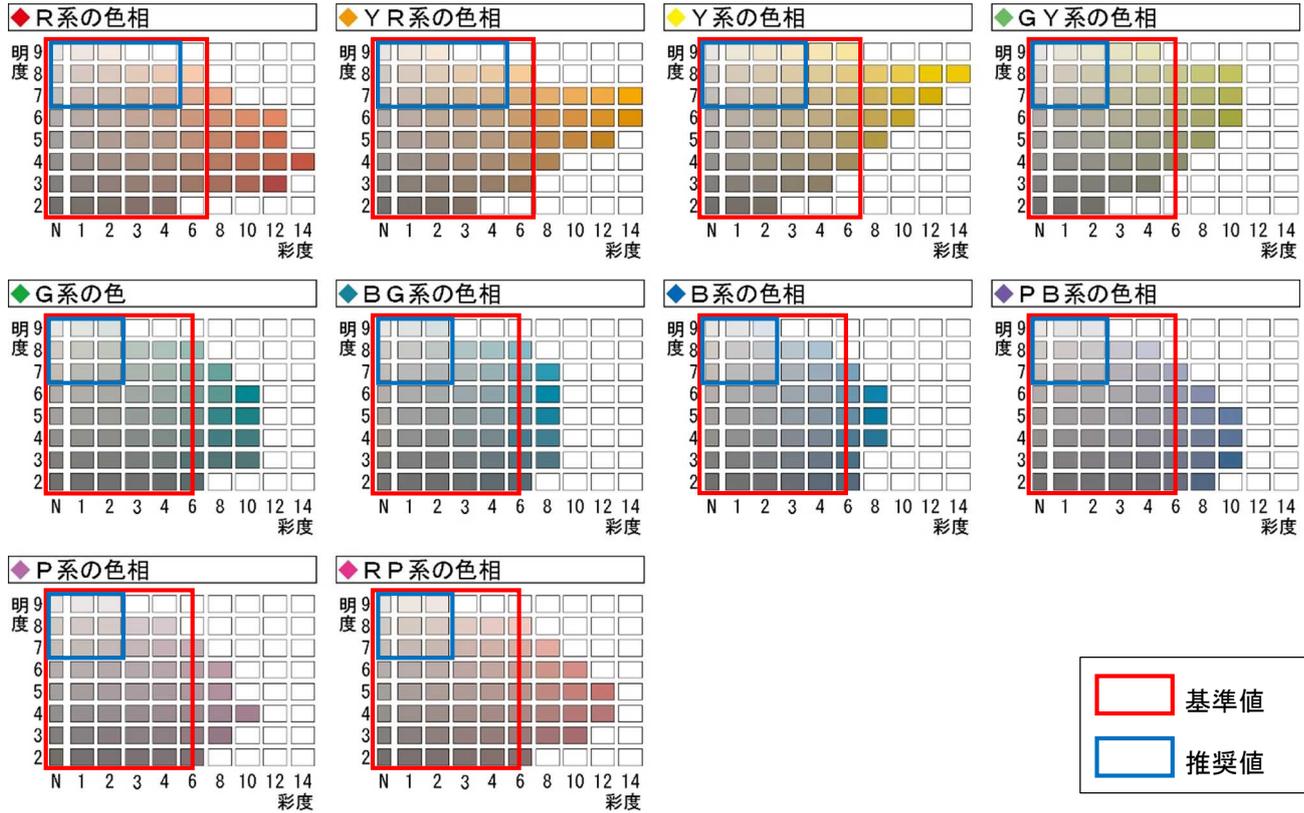
※：表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格 Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。

※：表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。

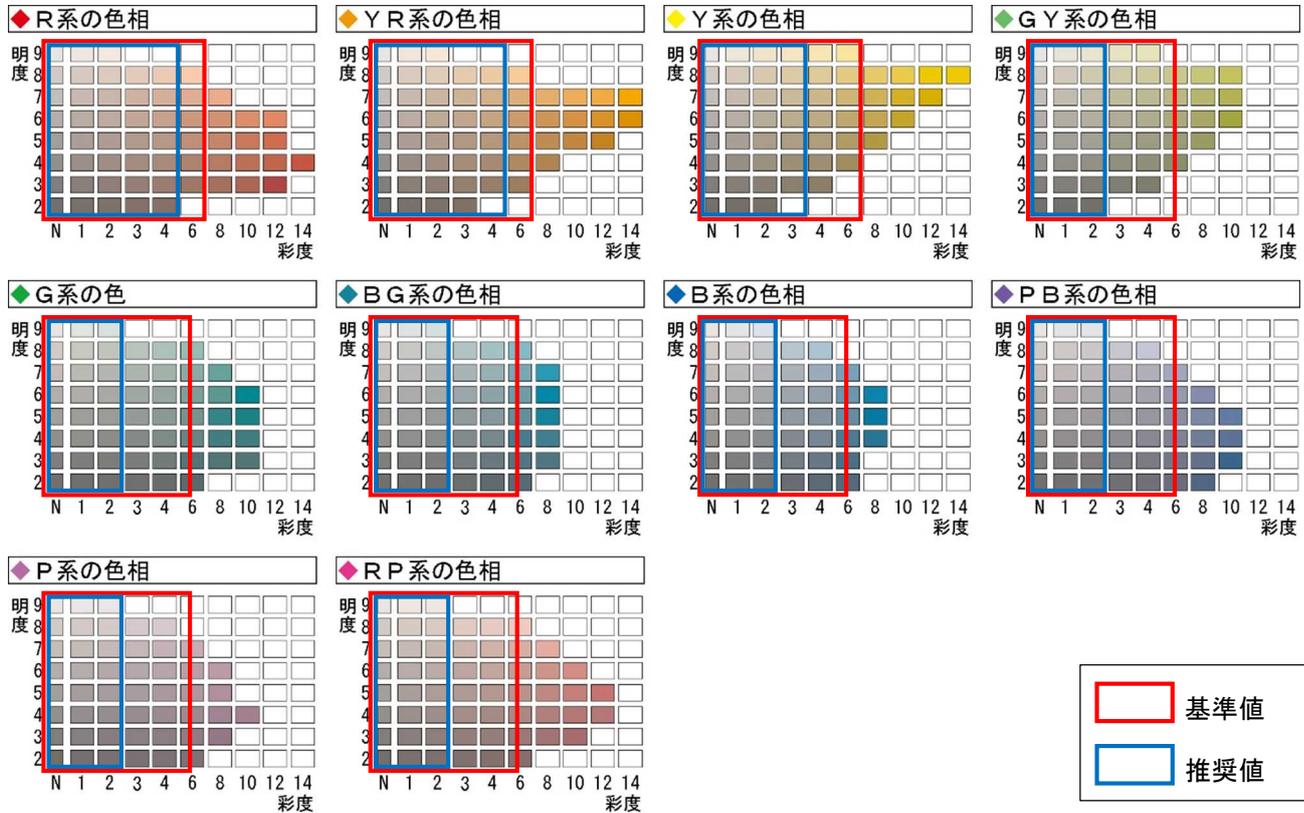


【駅東ゾーン】

◇建築物の壁面

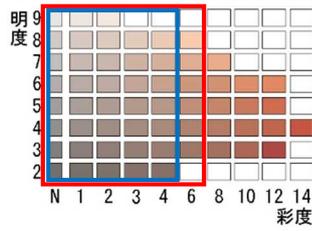


◇建築物の屋根

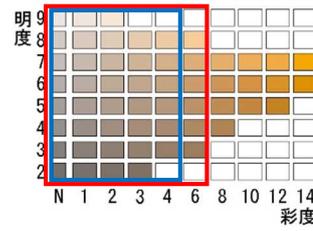


◇工作物の外観

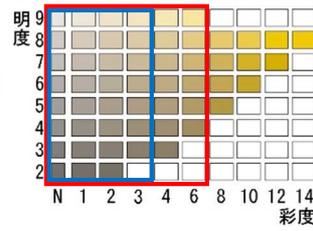
◆ R系の色相



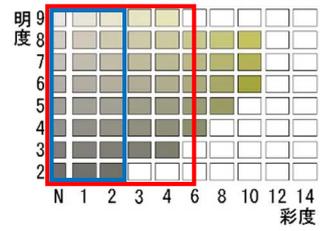
◆ Y R系の色相



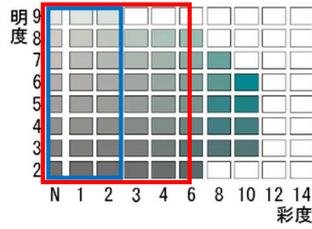
◆ Y系の色相



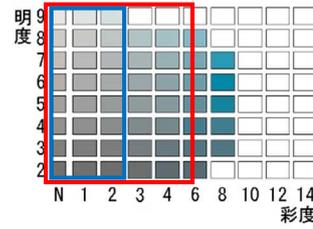
◆ G Y系の色相



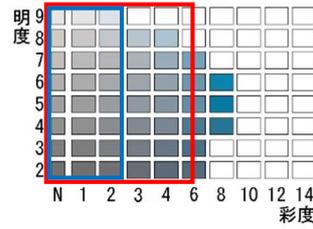
◆ G系の色



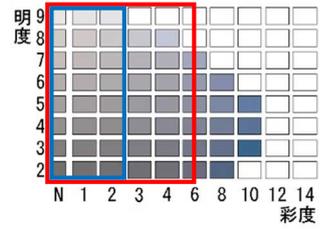
◆ B G系の色相



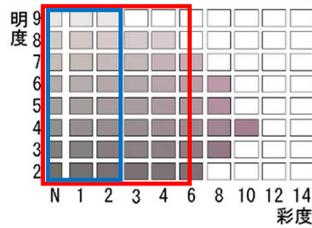
◆ B系の色相



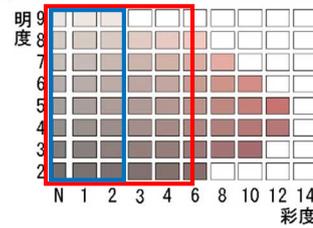
◆ P B系の色相



◆ P系の色相



◆ R P系の色相

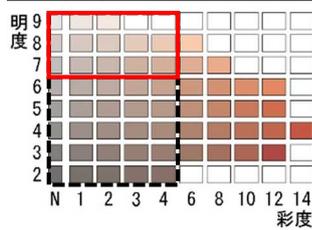


基準値
 推奨値

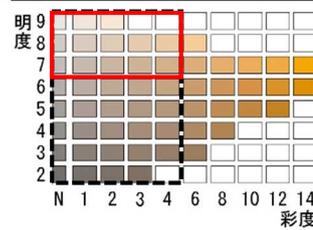
【住宅地ゾーン、港周辺ゾーン】

◇建築物の壁面

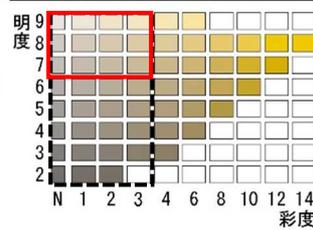
◆ R系の色相



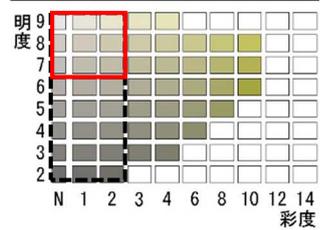
◆ Y R系の色相



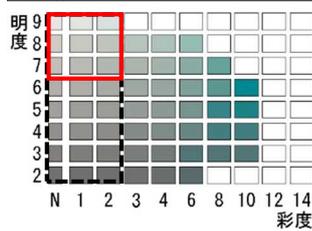
◆ Y系の色相



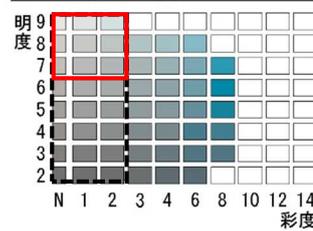
◆ G Y系の色相



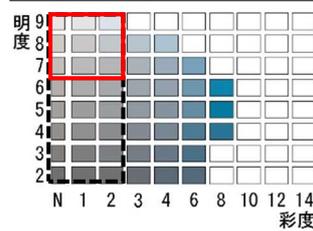
◆ G系の色



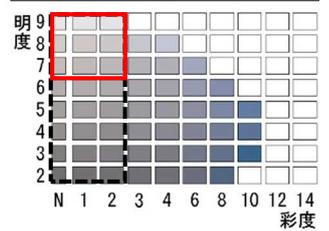
◆ B G系の色相



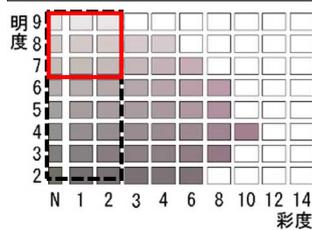
◆ B系の色相



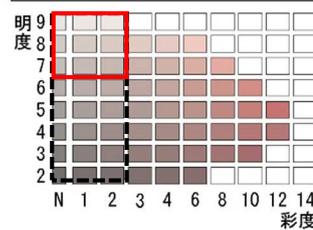
◆ P B系の色相



◆ P系の色相



◆ R P系の色相

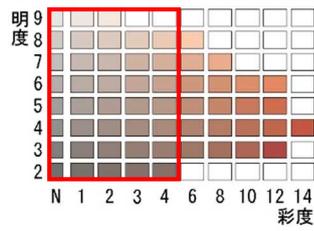


基準値
 基準値(小規模のもの)

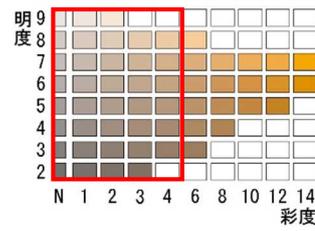
※「小規模のもの」とは延床面積300㎡未満かつ、高さ10m未満または3階建て未満に該当する建築物をいう。

◇建築物の屋根

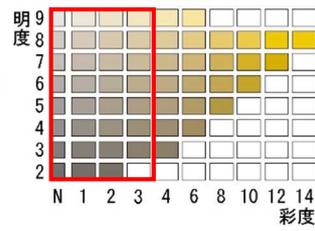
◆ R系の色相



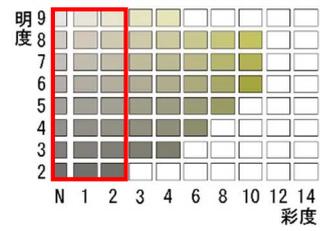
◆ Y R系の色相



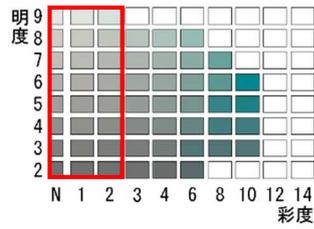
◆ Y系の色相



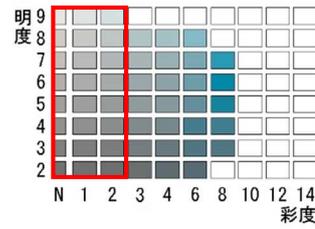
◆ G Y系の色相



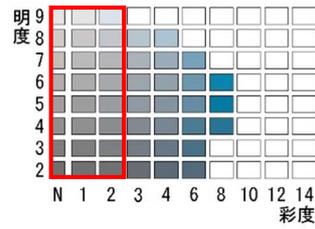
◆ G系の色



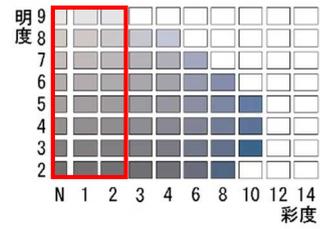
◆ B G系の色相



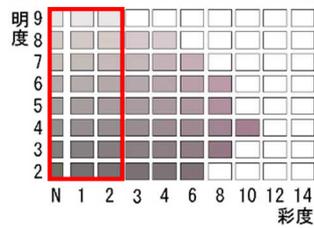
◆ B系の色相



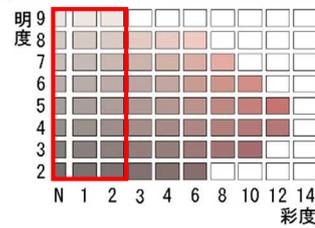
◆ P B系の色相



◆ P系の色相



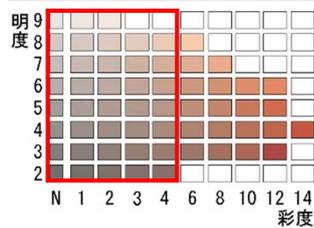
◆ R P系の色相



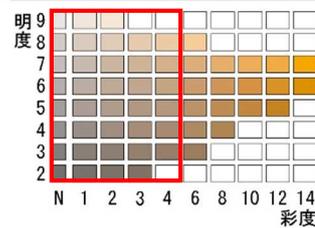
□ 基準値

◇工作物の外観

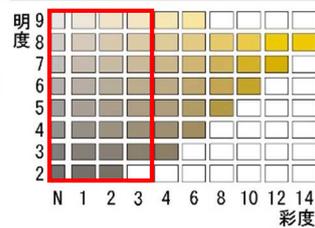
◆ R系の色相



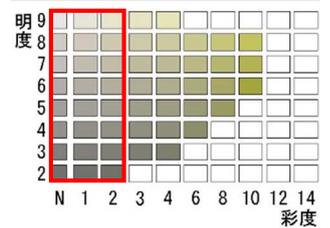
◆ Y R系の色相



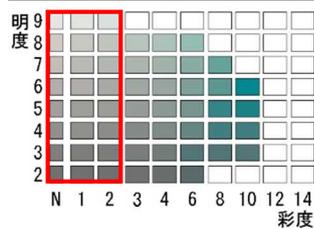
◆ Y系の色相



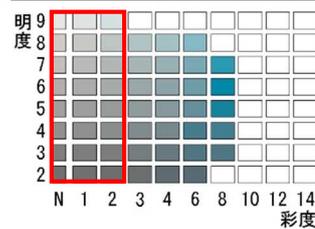
◆ G Y系の色相



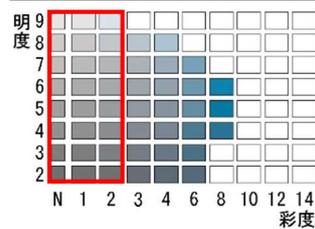
◆ G系の色



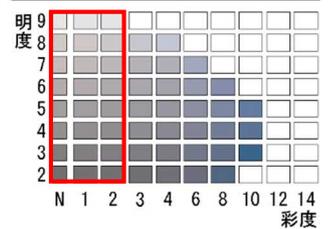
◆ B G系の色相



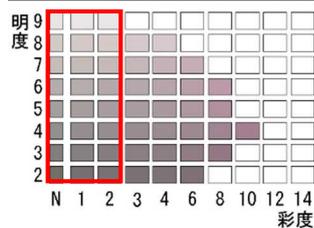
◆ B系の色相



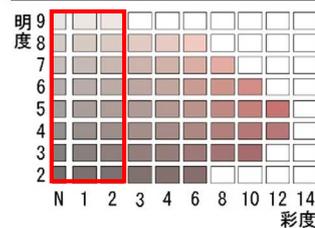
◆ P B系の色相



◆ P系の色相



◆ R P系の色相



□ 基準値

第2章 景観形成推進地区

(景観法第8条第2項第2号関係)

(景観法第8条第3項関係)

1. 届出対象行為

重点景観形成地区において、景観法第16条第1項に基づく届出対象行為は以下のいずれかに該当するものとします。

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（太陽光発電設備を設置する場合も含む）
- (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
- (3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

届出の対象となる工作物は、宮崎市景観規則第2条に示す以下のものとします。

<宮崎市景観規則第2条>

第2条 条例第2条第2項第2号の規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 垣、さく、門、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 日よけ（支持物を含む。）
- (3) 煙突及び排気塔
- (4) コンクリート柱、鉄柱及び木柱
- (5) 高架水槽
- (6) 装飾塔、冷却塔その他これらに類するもの
- (7) 立体駐車場（建築物に該当するものを除く。）
- (8) ゴルフ練習場その他これに類するもの（建築物に該当するものを除く。）
- (9) アスファルトプラント、コンクリートプラント及びクラッシャープラント
- (10) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物その他これらに類するものを貯蔵する施設
- (11) メリーゴーランド、観覧車、コースターその他これらに類するもの
- (12) 街灯その他これに類するもの
- (13) 前各号に定めるもののほか、市長が指定するもの
 - ① 地上に設置される太陽光発電設備等※1
 - ② 地上に設置される風力発電設備※2
 - ③ 地上に配置されるその他の発電施設※3

(外灯及びそれに類するものための微小なものを除く)

※1：太陽光を電気に変換するための設備（太陽電池モジュール、太陽光発電パネル、ソーラーパネル等（以下「モジュール」という。））及びその附属設備（支柱や基礎、変圧器、蓄電設備、送電線等）をいう。

※2：風を電気に変換するための設備（ブレード、ナセル等）及びその附属設備（タワーや基礎、変圧器、蓄電設備、送電線等）をいう。

※3：バイオマス発電施設等、その他の発電施設は、事前協議の対象とし、必要に応じて届出対象とする。

2. 四季通り地区

(1) 景観形成方針及び区域

四季通り地区においては、魅力あるまちづくりを実現するため、以下の基本方針に基づき、関係者の理解と協力によるまちづくりを積極的に推進します。

具体的には、事業者等が建築物の新築・増改築、改修、改築等を行う場合は、四季通りまちづくり協定に基づき、市への届出を行う前に、四季通りまちづくり委員会に事前協議等を行うこととします。

<景観形成の基本方針>

- (1) 四季折々の花と緑にあふれ、季節を感じる通り
- (2) 個性的な店舗が集まり、歴史と新しい文化が共存するお洒落な雰囲気を感じる通り
- (3) 誰もが安心してゆっくり歩ける通り



図 7 景観形成推進地区に定める土地の区域(四季通り地区)

表 工作物に関する制限

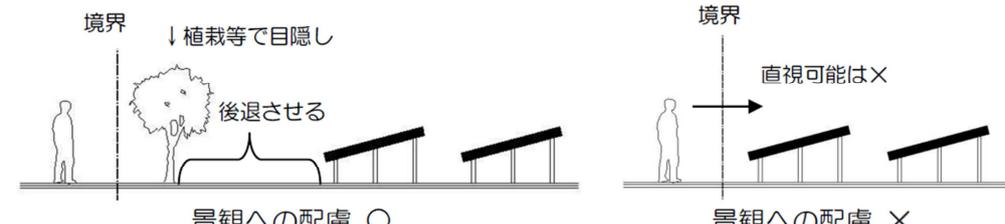
項目	行為の制限	
色 彩	○外観の基調色（主に用いられる色彩）は、別表4-2の基準により制限を行うこととする。	
太陽光発電設備	色 彩	○太陽光発電設備におけるモジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。また、モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用する。 ○太陽光発電設備におけるパワーコンディショナなど附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するものを使用する。
	配 慮 事 項	○尾根線上、丘陵地または高台での設置は避けること。 ○歩行者や周辺の景観への影響のあるものは、敷地の境界からできるだけ後退し、必要に応じて植栽などにより目立たないようにすること。 ○主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、周辺景観を阻害しないよう、配置の工夫や植栽などにより目立たないようにすること。 <例示> 

表 開発行為等に関する制限

項目	行為の制限
開 発 行 為	○造成を伴う土地の形質の変更は、最小限とし周囲は十分な緑化を行うこと。 ○擁壁等を伴う法面については、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き、緑化に努めること。

表 建築物及び工作物に関する制限

項目	行為の制限
1 階 の 開 口 部	○シャッターを設ける場合は、シースルーシャッター等、透明性のあるシャッターとする。
附 帯 設 備	○建築物に付帯する空調室外機等の設備は、通りの雰囲気を損なわないよう、原則として、通りから見えにくい場所に設置する。やむを得ず設置する場合は、目隠しなどを行い、通りとの調和に配慮する。 ○自動販売機は、通りに面して設置しない。

(3) 色彩の基準値

■基準値

【行為の制限（色彩）】

◇別表4-1：建築物の外観（再掲）

色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
基準値	彩度6以下	彩度6以下	彩度5以下

※：表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。

※：表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。

※：景観向上に大きく寄与するとして市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。

◇別表4-2：工作物の外観（再掲）

色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
基準値	彩度6以下	彩度6以下	彩度5以下

※：表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。

※：表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。

※：景観向上に大きく寄与するとして市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。

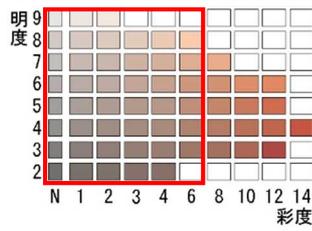
(4) 景観形成のための配慮事項

四季通りまちづくり協定でまちづくりのガイドラインを定めているため、その内容に基づき、配慮を行うこととします。

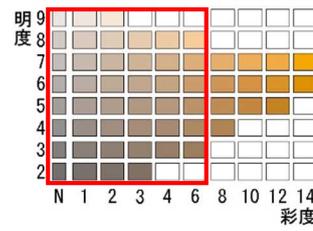


◇建築物

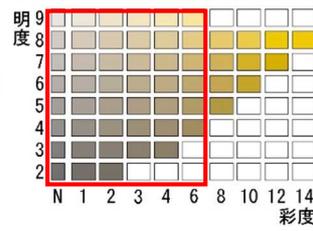
◆ R系の色相



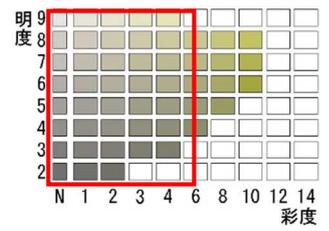
◆ YR系の色相



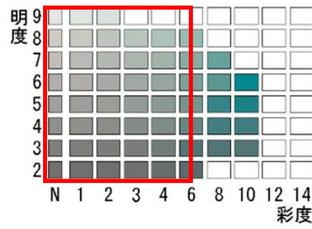
◆ Y系の色相



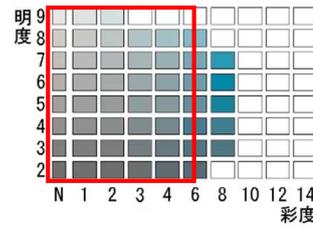
◆ GY系の色相



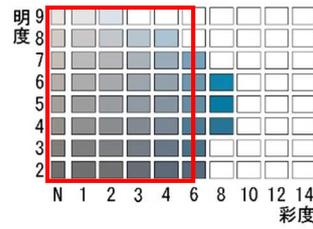
◆ G系の色



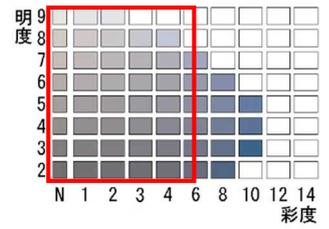
◆ BG系の色相



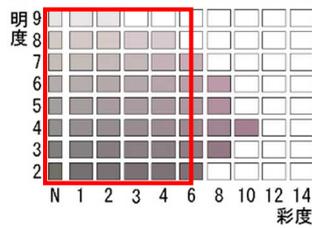
◆ B系の色相



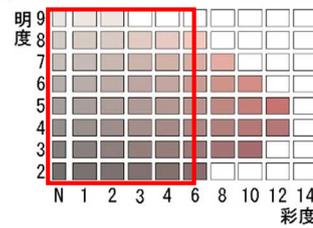
◆ PB系の色相



◆ P系の色相



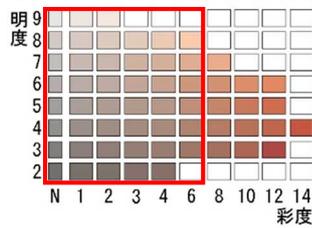
◆ RP系の色相



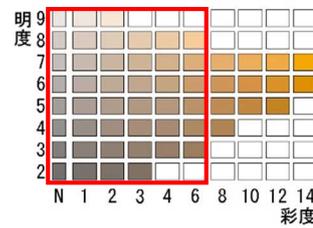
□ 基準値

◇工作物

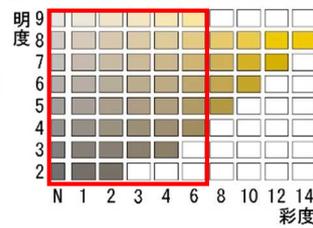
◆ R系の色相



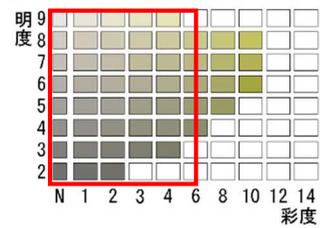
◆ YR系の色相



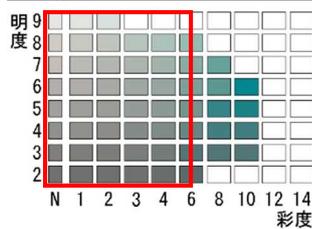
◆ Y系の色相



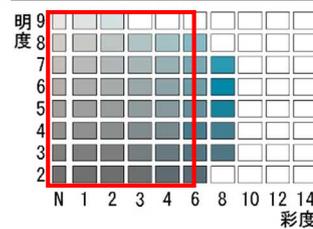
◆ GY系の色相



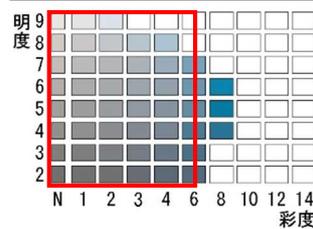
◆ G系の色



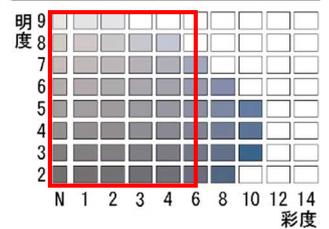
◆ BG系の色相



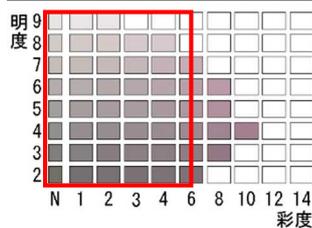
◆ B系の色相



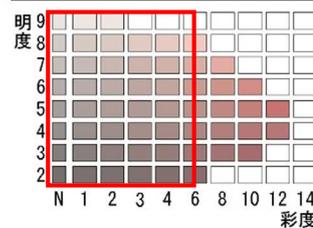
◆ PB系の色相



◆ P系の色相



◆ RP系の色相



□ 基準値

第 5 部

屋外広告物の景観形成方針 及び行為の制限

屋外広告物に関する配慮事項や、地区別・地域別の行為の制限を示します。

第1章 屋外広告物の景観形成方針

1. 屋外広告物適正化の考え方

屋外広告物は、店舗や企業等の認知度の向上を目的に、直接人々の視覚に訴えるものであり、市民共有の空間を占有するため景観に大きな影響を及ぼしています。そして、広告主や広告事業者の景観に対する意識の高さを表すのみならず、同時にその空間を共有する地域やまちのイメージ、コミュニティの文化水準まで表すことになります。そのため、望ましい屋外広告物とは、本市の景観の根幹をなす美しい“自然に配慮”することはもちろんのこと、宮崎市のまちなみや地域の個性といった“まちと調和”したものであることが必要であり、こうした屋外広告物を“地域の活性化”に生かしながら、広告主や広告事業者だけでなく、市民が一体となり“みんなで作る”ことで、地域やまちのイメージを高めていくものでなければなりません。

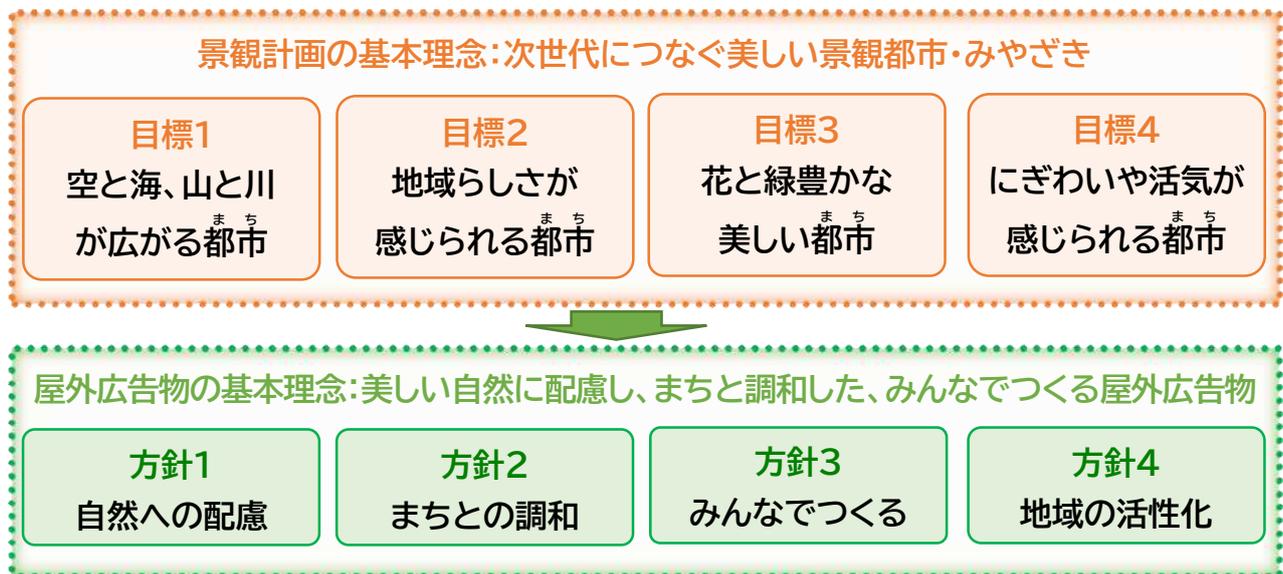


図 景観計画の基本理念・目標と屋外広告物適正化の基本理念・方針との関係

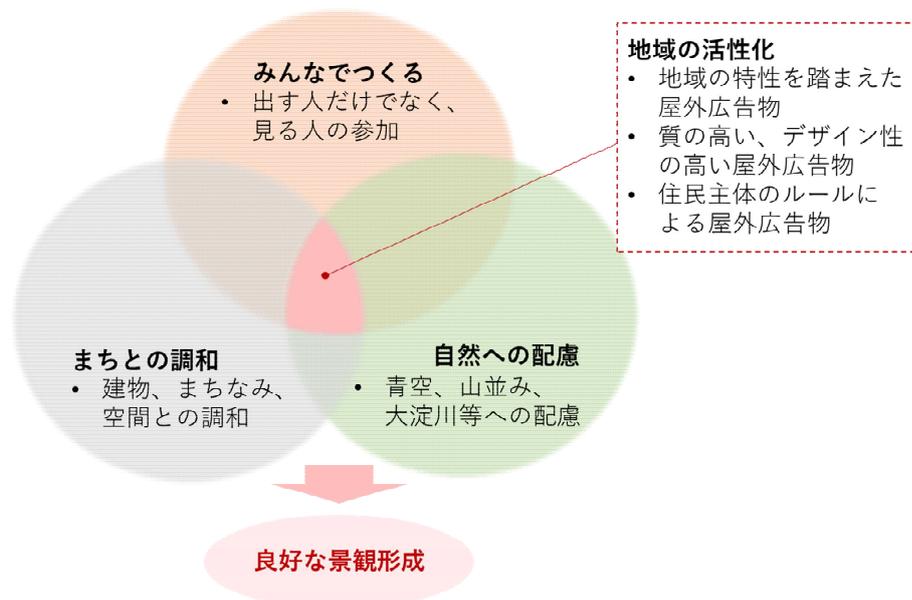


図 適正な屋外広告物のイメージ

2. 屋外広告物に関する届出の対象となる行為と配慮事項

(1) 宮崎市景観条例に基づく届出の対象となる行為

屋外広告物の届出対象行為は以下に該当するものとします。

屋外広告物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。

①市内全域（重点景観形成地区及び景観形成推進地区を除く）では、広告塔等（屋上広告・野立広告・袖看板等）、広告板等（壁面広告、懸垂幕等）について、高さが4m以上又は表面積の合計*が20㎡以上の行為。

②重点景観形成地区では、全ての行為。

③景観形成推進地区では、広告塔等（屋上広告・野立広告・袖看板等）、広告板等（壁面広告、懸垂幕等）について、高さが4m以上又は表面積の合計*が20㎡以上の行為。

※表面積の合計とは、同一屋外広告物又は同一壁面・屋根面の表示面積の合計

(2) 配慮事項

①地域特性に関する配慮

- 周囲に田園や山並み・緑地などが広がる場所では、広告物の規模に配慮するとともに、自然豊かな景観や伸びやかな眺望を損ねることのないような色彩・デザインに努める。
- 市街地など周辺に建築物が連続する場所では、建築物との一体的な広告物のデザインに配慮することや、通りでの統一した考え方に基づくデザインを採用することなどにより、調和のとれたまちなみの形成に努める。

②個々の広告物に関する配慮

個々の広告物について、以下の方針に基づき、配慮を行うこととします。

<規模>

- 周辺の景観と不調和な規模とならないよう表示面積は必要最小限に留め、のぼり旗などについては必要最小限の本数に留める。

<配置>

- 空や山並みに配慮し極力低層部に設置し、建築物の敷地内に収める。
- 景観上重要な地域では、地域イメージを損なわないような配置に配慮する。

<形態>

- 複数の広告物はできるだけ集約するとともに、同一建築物の広告物は上下で、出幅、大きさをそろえる。
- 屋上広告については、建築物の形態と一体的な形状とするとともに、まちなみのスカイラインを乱さないようにする。
- LEDビジョン等による動画広告については、光（明るさや点滅等）や音量、放映時間帯等について周辺住民の生活環境に配慮する。

<色彩>

- 地色について、高彩度の色彩を避けるとともに、配色についても多色使いは避ける。

<意匠>

- 建築物のデザイン、素材等との調和を図るとともに、建築物のデザインを損なうような窓内広告は控える。

第2章 屋外広告物の表示等の制限

1. 屋外広告物条例との関係

(屋外広告物法第6条関係)

屋外広告物は、人々の目にふれやすく景観に対する影響が大きくなりやすいため、周辺の景観との調和が得られるように適切な規制誘導を行うことが必要です。このため、「宮崎市屋外広告物条例」により表示方法等に対する制限を行います。宮崎市屋外広告物条例は、下記に示す屋外広告物法第六条に基づき、本計画に即して定めるものとします。

<屋外広告物法第六条（景観計画との関係）>

景観法第八条第一項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体（同法第七条第一項の景観行政団体をいう。以下同じ。）の前三条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

また、屋外広告物を制作するにあたってのデザインのビジョンを示した「宮崎市屋外広告物ガイドライン」の内容にも留意して、更なる屋外広告物の適正化に向けて取り組みます。

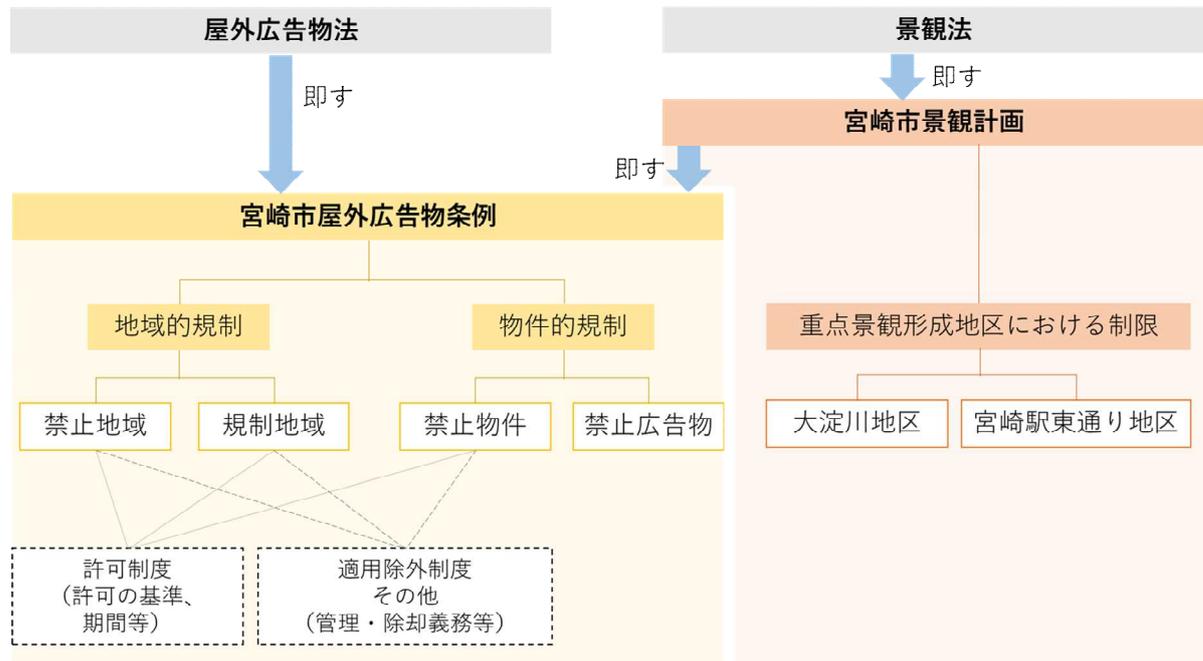


図 屋外広告物規制の概要

2. 屋外広告物法に基づく制限の考え方

(屋外広告物法第3～5条関係)

(1) 広告物重点地区の設定

良好な景観形成のためには、地域の特性に合わせて屋外広告物を誘導することが必要ですが、単にその地域の現状を追認するのではなく、宮崎市全体でどのような広告物景観を形成していくのかという都市的な視点が必要となります。

そこで、宮崎市の屋外広告物景観の骨格として、景観形成の視点、将来都市構造の視点から、広告物重点地区設定の考え方を以下のように定めます。

<広告物重点地区設定の考え方>

- 宮崎市の景観形成上特に重要な地区（重点景観形成地区）
- 観光・リゾート拠点など、宮崎市の顔となり一体的な景観形成の必要な地区
- 宮崎市の骨格を形成し、本市を印象付ける幹線道路沿道

広告物重点地区設定の考え方に基づき、広告物重点地区を以下のように定めます。

①重点景観形成地区

重点景観形成地区に定める高千穂通り地区、一ツ葉リゾート地区、日南海岸地区、大淀川地区、宮崎駅東通り地区においては、地区ごとの景観形成の方針に基づいた良好な景観形成に資する屋外広告物の誘導を図ります。

②宮崎市の顔となり一体的な景観形成の必要な地区

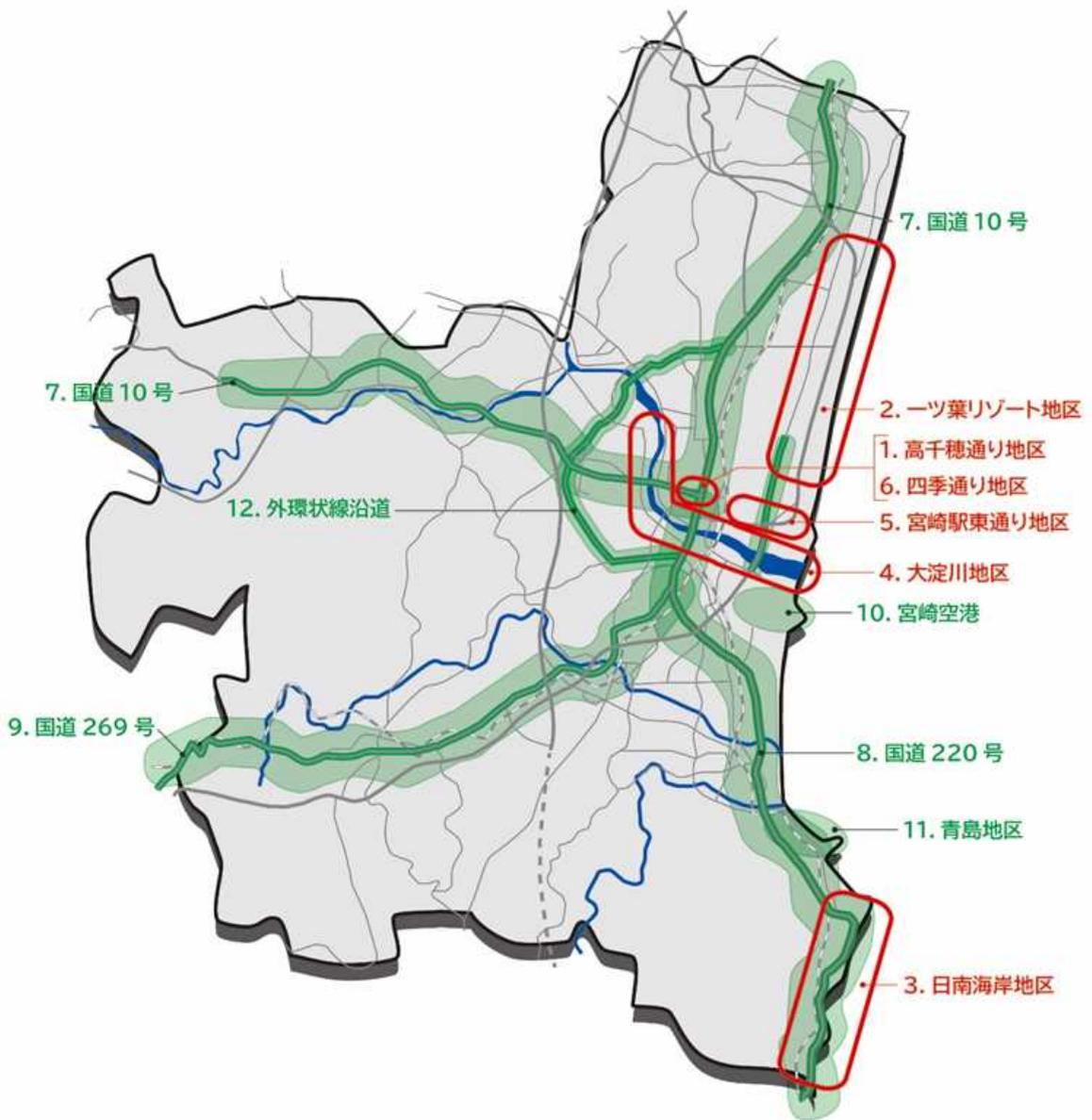
宮崎空港においては、宮崎市の玄関口として、訪れる人の印象を高めるとともに、施設の位置づけや地域性に配慮した、屋外広告物の誘導を図ります。

青島地区においては、宮崎市の景観の代表的な目標物への眺めや、眺望点からの眺望に配慮した屋外広告物の誘導を図ります。

③幹線道路沿道

宮崎市の中心部と各地区を結ぶ幹線道路である国道10号、国道220号、国道269号沿道においては、地域ごとの美しい景観を連続的に眺めることができる動線として、沿道の景観と連続性に配慮した屋外広告物の誘導を図ります。

また、外環状線沿道においては、市街地と郊外地の境界として、田園や山並みへの眺望といった自然に配慮した屋外広告物の誘導を図ります。



■ 広告物重点地区

重点景観形成地区 景観形成推進地区	その他の地区
1. 高千穂通り地区	7. 国道10号
2. ーツ葉リゾート地区	8. 国道220号
3. 日南海岸地区	9. 国道269号
4. 大淀川地区	10. 宮崎空港
5. 宮崎駅東通り地区	11. 青島地区
6. 四季通り地区	12. 外環状線沿道

図 広告物重点地区

(2) 地域的規制

屋外広告適正化の考え方に沿って、地域的規制の基本的方針を次のとおりとします。

＜「美しい自然に配慮」しなければならない郊外地＞

郊外地では、自家用外広告物の掲出はもちろん、自家用広告物についても、周辺の自然に配慮した広告物とするために制限を行う必要があります。ただし、必要以上の規制（例：全域を禁止地域として位置づけ）は困難であるため、厳しい規制を行う地域（＝禁止地域として位置づける地域）は、景観や観光等の観点から必要な地域に限定します。

＜「まちと調和」を図るべき市街地＞

市街地では、土地利用や経済活動との関連から、自家用外広告物を含めた屋外広告物について、周辺との調和を図りつつ掲出を許容する必要があります。ただし、広告物の過度な氾濫を防止するために、自家用外広告物の掲出を制限すべき地域（＝禁止地域として指定すべき地域）を設けることとします。この場合でも、自家用広告物については、周辺地域との平等性の観点から、ある程度の掲出を認めることとします。

①郊外地

禁止地域：第2種禁止地域、特に重要な地域は第1種禁止地域

規制地域：第1種規制地域

最も自然に配慮する必要がある国定公園の特別区域や、これに準じる程度の高い景観的配慮の必要な地域は、「第1種禁止地域」に位置付けます。

自家用広告物を含め厳しい規制を行う地域は、禁止地域の中でも自家用広告物を含めて厳しく規制している「第2種禁止地域」に位置付けます。

禁止地域に位置づける必要のない地域は、大型の広告物が掲出されると景観に与える影響が大きくなることから、広告物の掲出を許容する規制地域の中でも、最も厳しい「第1種規制地域」に位置付けます。

②市街地

禁止地域：第3種禁止地域

規制地域：第2種規制地域、特に商業活動が盛んな地域は第3種規制地域

自家用広告物の掲出は許容する必要があるものの、市街地において禁止地域として位置づける必要がある地域については、禁止地域の中でもある程度自家用広告物の掲出を許容している「第3種禁止地域」に位置づけます。

その他の地域は、屋外広告物の掲出を広く許容している「第2種規制地域」に位置づけることとしますが、繁華な市街地など、商業活動が盛んであり、屋外広告物が都市景観の重要な要素となっている地域については、大型の広告物を含めた広告物の掲出を許容している「第3種規制地域」として位置づけます。

表 6つの地域的規制

第1種禁止地域	宮崎らしい特に良好な自然的景観を保全すべき地域
第2種禁止地域	郊外地において良好な自然的景観を保全する必要がある地域
第3種禁止地域	市街地において良好な都市的景観を形成する必要がある地域
第1種規制地域	郊外地において自然的景観を保全する必要がある地域
第2種規制地域	屋外広告物と都市景観との調和を図っていく必要のある地域
第3種規制地域	屋外広告物が都市景観の重要な要素として調和を図っていく地域

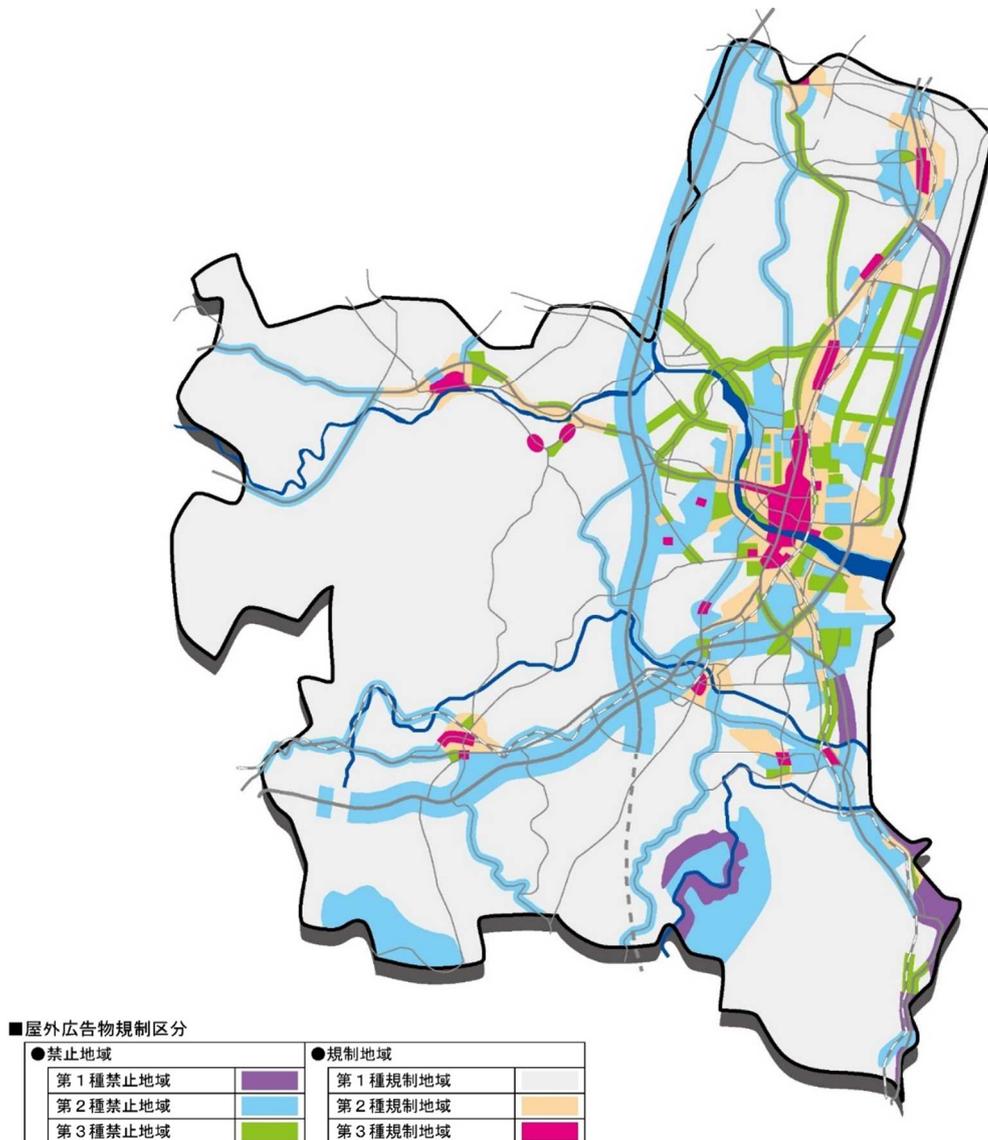


図 地域的規制

3. 景観法に基づく制限に関する事項

(景観法第8条第2項第4号関係)

景観法に基づく屋外広告物の表示等の制限に関する事項として、第4部で定めた重点景観形成地区のうち、大淀川地区・宮崎駅東通り地区における制限を下記に定めます。

(1) 大淀川地区における制限事項

表 大淀川地区重点景観形成地区における制限事項

		制限事項								
全ての 広告物	縦の長さ	○表示面の縦の長さは、4 m以下であること。								
	面積	○面の面積又は投影面積は、20㎡以内であること。(橘公園通りゾーン以外の第3種規制地域(※)を除く。) ※：宮崎市屋外広告物条例施行規則で規定する地域。								
	色彩	○表面積の3分の1を超える部分、若しくは地色に使用できる色彩は以下のとおりとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>R(赤)・YR(黄赤)</th> <th>Y(黄)</th> <th>その他の色相</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準値</td> <td>彩度4以下</td> <td>彩度3以下</td> <td>彩度2以下</td> </tr> </tbody> </table> ※：表中の色相及び彩度については、日本工業規格Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。 ※：表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。 ※：一面の面積が5㎡未満のものは、適用を除外する。 ※：景観向上に大きく寄与するとして市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。	色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相	基準値	彩度4以下	彩度3以下	彩度2以下
	色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相						
基準値	彩度4以下	彩度3以下	彩度2以下							
その他	○道路を占用して設置しないこと。 ○映像機器、電光掲示板その他これらに類するものを使用しないこと。 ○照明を使用する場合は、広告面を照らす外照式のもの、バックライトにより切り文字部分を浮かび上がらせる間接照明式のもの、切り文字部分に限った内照式のものとする。こと。 ○ネオン管を使用する場合は、その光源が露出かつ点滅しないこと。									
野立広告	○地上から広告物等の上端までの高さは、10m以下であること。									
屋上広告	○建築物1棟につき1個であること。 ○広告物を掲出する物件の高さは、4 m以下であること。 ○地上から広告物等の上端までの高さは、30m以下であること。(天神山・愛宕山ゾーン及び橘公園通りゾーン以外の第3種規制地域(※)を除く。) ※：宮崎市屋外広告物条例施行規則で規定する地域。 ○天神山・愛宕山ゾーンについては、広告物等の上端までの高さは、標高20m以下であること。									
壁面広告	○表示面積の合計は、1壁面につき20㎡以内であること。									
屋根面広告	○表示又は掲出できない。									
突出広告	○建築物1棟につき1列以下であること。									

(2) 宮崎駅東通り地区における制限事項

表 宮崎駅東通り地区重点景観形成地区における制限事項

		制限事項						
全ての 広告物	縦の長さ	○表示面の縦の長さは、4 m以下であること。						
	面積	○一面の面積又は投影面積は、20㎡以内であること。						
	色 彩	○屋外広告物を掲出する物件又は表面積の3分の1を超える部分若しくは地色に使用できる色彩は以下のとおりとする。(駅東ゾーンを除く。)						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>R(赤)・YR(黄赤)</th> <th>Y(黄)</th> <th>その他の色相</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準値</td> <td>彩度4以下</td> <td>彩度3以下</td> <td>彩度2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：表中の色相及び彩度については、日本工業規格Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。</p> <p>※：表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。</p> <p>※：一面の面積が5㎡未満のものは、適用を除外する。</p> <p>※：景観向上に大きく寄与するとして市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。</p>	色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相	基準値	彩度4以下
色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相					
基準値	彩度4以下	彩度3以下	彩度2以下					
そ の 他	○道路を占用して設置しないこと。 ○映像機器、電光掲示板その他これらに類するものを使用しないこと。 ○照明を使用する場合は、広告面を照らす外照式のもの、バックライトにより切り文字部分を浮かび上がらせる間接照明式のもの、切り文字部分に限った内照式のものとする。こと。 ○ネオン管を使用する場合は、その光源が露出かつ点滅しないこと。							
野 立 広 告	○地上から広告物等の上端までの高さは、10m以下であること。							
屋 上 広 告	○表示又は掲出できない。(駅東ゾーンを除く。) ○駅東ゾーンについては、建築物1棟につき1個であり、かつ、広告物を掲出する物件の高さは、4 m以下であること。							
壁 面 広 告	○表示面積の合計は、1壁面につき20㎡以内であること。							
屋 根 面 広 告	○表示又は掲出できない。							
道 標	○1住所等又は1団地の土地につき1個であること。 ○単独設置であること。 ○当該広告物等の設置箇所から案内誘導の目的となる店舗、事務所等までの距離が1,000m以内であること。							

今後、上記以外についても、屋外広告物の景観形成方針に基づき、制限事項を検討することとします。

また、地域的規制について、屋外広告物のあり方を行政・事業者・市民の協働により、「みんなでつくる」必要がある地域では、必要に応じて、広告景観特例地区、広告物活用地区、広告景観協定地区を活用して特別なルールを検討することとします。

第 6 部

その他の景観形成方針等

公共施設、景観重要建造物・樹木、自然公園、街路樹に関する事項を示します。



第1章 公共施設

1. 公共施設の景観形成方針

(1) 基本的事項

公共施設は、日常的に様々な人々が利用し多くの人の目にふれやすいものであるため、その機能や役割に応じて、周辺景観と調和するように配慮するとともに、景観形成を先導するように努めます。

また、地域の景観に影響を及ぼすような施設の整備にあたっては、計画・設計から施工・管理に至る各段階を通じて、関係機関や地域住民、利用者、専門家などと積極的に連携を図ります。

(2) 個別事項

<道路>

- 道路は安全・円滑な交通の確保とともに、沿道の建築物や土地利用と一体となって地域の景観を印象づける重要な役割を担っている。このため、道路の性格や地域の状況に応じて、無電柱化の推進、舗装や道路付属物などの素材や色彩、デザインの工夫、緑化の充実などを図り、安全・安心で親しみやすい、快適な空間の形成に努める。
- 道路内の草刈り、除草等の適切な維持管理を行い、良好な景観の保全に努める。

<河川・水路>

- 河川は地域の景観の骨格となり、オープンスペースや水辺空間としてうるおいとやすらぎを与えるなど重要な役割を担っている。必要な機能を確保しながら、河川環境を保全するとともに、親水空間の創出、河岸や河川沿いの緑化、広場や歩道の整備などに努める。
- 河川区域内の草刈り、除草等の適切な維持管理を行い、良好な景観の保全に努める。

<公園・広場>

- 公園や広場は市街地のまちなみにうるおいとやすらぎを与える重要な役割を担っており、花や緑の確保や適正な維持管理を図りながら、魅力的な都市空間となるよう努める。

<公共建築物>

- 公共建築物は、景観形成の先導的な役割を果たすものであることから、質の高い建築デザインに努めるとともに、緑化の推進やオープンスペースの創出を図る。

<その他>

- 公共サインは、わかりやすい表示に努め、デザインの統一を図る。
- 法面や擁壁、砂防えん堤や防波堤、港湾施設など、防災安全等の機能を第一とする施設であっても、必要な機能の確保に支障のない範囲で景観に配慮する。

2. 景観重要公共施設の整備等に関する事項

(景観法第8条第2項第4号関係)

景観重要公共施設は、道路や河川、都市公園などのうち、景観形成のための取組を周辺と一体的に行うことが期待されるものについて、地域の景観形成上重要な公共施設として、管理者の同意の上、景観計画に位置づけるものです。

本市では、以下の方針に基づき、景観重要公共施設を指定することとします。

- ①本市の景観の骨格となる軸や拠点の周辺に位置する施設。
- ②景観資源の周辺などで、景観形成を一体的に推進する必要がある地域に位置する施設。
- ③地域住民や事業者などが積極的に景観形成に取り組んでいる地域に位置する施設。
- ④当該公共施設を整備することにより、周辺と一体的な景観形成の取組が期待できるもの。
- ⑤大規模かつ重要な公共施設で、施設そのものが景観に大きな影響を与えるもの。
- ⑥その他、良好な自然景観の保全、新たな景観の創出を重点的に推進する必要がある地域に位置する施設。

(1) 景観重要公共施設

本市では、上記の方針に基づき、以下の公共施設を景観重要公共施設に指定します。

河川	①一級河川 ②二級河川	左記施設のうち、重点的に景観形成を図る区間（以下「重点区間」とする。）を以下のとおりとします。 ・一級河川大淀川で、大淀川地区重点景観形成地区における区間
道路	①高速自動車国道 ②一般国道 ③県道 ④都市計画道路に指定された市道 ⑤市道橋東3の1号線(四季通り)	左記施設のうち、重点区間を以下のとおりとします。 ・国道220号で、日南海岸地区重点景観形成地区における区間 ・県道宮崎停車場線で、高千穂通り地区重点景観形成地区における区間 ・県道宮崎インター佐土原線で、一ツ葉リゾート地区重点景観形成地区における区間 ・県道内海加江田線で、日南海岸地区重点景観形成地区における区間 ・市道北権現通線で、一ツ葉リゾート地区重点景観形成地区における区間 ・市道川原通線で、大淀川地区重点景観形成地区の橋公園通りゾーンにおける区間 ・大淀川に架かる橋梁と当該橋梁を含む路線で、大淀川地区重点景観形成地区における区間 ・市道宮崎駅東通線の全区間 ・市道橋東3の1号線の全区間

(2) 整備に関する事項

整備に際しては、本計画の方針に加え、以下の事項に基づくこととします。

1) 共通事項

表 河川における事項

		整備に関する事項
基本方針		<ul style="list-style-type: none"> ○河川は、地域の景観の骨格を形成し、水辺空間や豊かな自然を提供していることから、地域特性や周辺景観に応じた整備に努める。 ○河川としての必要な機能や安全性を確保しつつ、河川環境を保全し、市民の憩いの場となる親水空間の創出、緑化、広場や歩道の設置など、質の高い河川空間の整備に努めるとともに、適正な維持管理を行う。
護岸		○防災上等やむを得ない場合を除き、周辺景観と調和した色彩及び形態とする。
水門		○周辺景観と調和した色彩及び形態とする。

表 道路における事項

		整備に関する事項								
基本方針		<ul style="list-style-type: none"> ○道路は、沿道の建築物や土地利用と一体となって地域の景観を印象づける重要な役割を担っていることから、地域特性や周辺景観に調和した道路景観整備に努める。 ○道路景観は様々な要素の組み合わせにより形成されていることから、個々の要素の整備の際には、華美な装飾を避け、他の要素と調和したデザイン及び色彩とし、一体的な景観の形成に努める。 ○道路として求められる機能の本質を認識し、機能と景観の両面において質の高い整備に努めるとともに、適正な維持管理を行う。 								
緑化		<ul style="list-style-type: none"> ○可能な限り街路樹や植栽帯を設置し、周辺景観や幅員構成に応じた樹種の選定に努める。 ○法面は、交通安全上、防災上等やむを得ない場合を除き、緑化に努める。 								
舗装		<ul style="list-style-type: none"> ○道路特性や地域特性に配慮したデザイン、色彩及び素材とし、まちなみや沿道景観と一体となった整備を行う。 ○舗装の基調色（主に用いられる色彩）に使用できる色彩は、以下の通りとする。やむを得ない場合は、周辺景観と調和した色彩とし、必要最小限の規模に抑えるなど配慮を行う。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>R(赤)・YR(黄赤)</th> <th>Y(黄)</th> <th>その他の色相</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準値</td> <td>彩度 6 以下</td> <td>彩度 6 以下</td> <td>彩度 5 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：表中の色相及び彩度については、日本工業規格Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交通安全上の着色は、周辺景観を損なうことのないよう必要最小限とし、むやみに多用しないようにする。 	色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相	基準値	彩度 6 以下	彩度 6 以下	彩度 5 以下
色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相							
基準値	彩度 6 以下	彩度 6 以下	彩度 5 以下							

整備に関する事項									
防 護 柵 ・ 落石防止柵	<p>国土交通省道路局「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」に基づき、下記の項目に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道路特性や周辺景観と調和し、風景の一部として違和感なく存在し得るよう、付加的な装飾を抑制したシンプルな形状や色彩とし、連続性及び統一性の確保に努める。 ○主に自然景観や田園景観が広がっている地域において、周辺への眺望を確保する必要がある場合には、透過性に配慮する。また、コンクリート製壁型防護柵においては、存在感の低減に配慮する。 ○人との親和性等に配慮したデザイン・材質とする。 ○色彩は、地域の特性に応じた適切な色彩を選定する。鋼製防護柵については、防護柵を設置する道路周辺の基調色が、一般的な我が国のまちなみや自然等で基調となっているYR（黄赤）系を中心とした色彩の場合には、地域特性、防護柵の形式にあわせて下表に掲げる色から選定する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>基本とする色の名称</th> <th>標準マンセル値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダークブラウン（こげ茶色）</td> <td>10YR 2.0／1.0程度</td> </tr> <tr> <td>グレーベージュ（薄灰茶色）</td> <td>10YR 6.0／1.0程度</td> </tr> <tr> <td>ダークグレー（濃灰色）</td> <td>10YR 3.0／0.2程度</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">資料：景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン（国土交通省道路局）</p>	基本とする色の名称	標準マンセル値	ダークブラウン（こげ茶色）	10YR 2.0／1.0程度	グレーベージュ（薄灰茶色）	10YR 6.0／1.0程度	ダークグレー（濃灰色）	10YR 3.0／0.2程度
基本とする色の名称	標準マンセル値								
ダークブラウン（こげ茶色）	10YR 2.0／1.0程度								
グレーベージュ（薄灰茶色）	10YR 6.0／1.0程度								
ダークグレー（濃灰色）	10YR 3.0／0.2程度								
橋 梁	<ul style="list-style-type: none"> ○地域特性及び周辺景観に配慮したデザイン、色彩及び構造形式とする。 ○高架道路等については、橋桁と橋脚の総合的なデザインや圧迫感の軽減に努めるなど配慮を行う。 								
擁 壁	<ul style="list-style-type: none"> ○できる限り巨大、長大にならないよう配慮する。やむを得ない場合は、緑化や形態等の工夫により圧迫感の軽減や周辺景観との調和に努める。 								
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ○標識類、照明類等の道路付属物は、周辺景観と調和したデザイン、色彩及び規模とし、輻輳しないように配置する。 ○無電柱化を推進し、すっきりとした景観の形成に努める。 								

2) 市道宮崎駅東通線における事項

表 市道宮崎駅東通線における事項

	整備に関する事項
基本方針	宮崎駅東通り地区重点景観形成地区の以下の公共施設に係る景観形成方針に基づき、公共施設の整備を行う。 ○街路樹、植栽等はまちなみの景観と調和するとともに、安全で快適な歩行空間を確保する。 ○港周辺では海の玄関口にふさわしい、南国らしさがあふれた道路空間を形成する。
舗装	○歩道の舗装は、まちなみの景観向上に資するものとなるように高質化（平板ブロックやカラー舗装等）を図る。
植栽	○港周辺での道路内における樹木については南国らしいものとし、空の広がりを感じるように高さ及び配置に留意する。
その他	○無電柱化を推進し、安全で快適な道路空間の形成を図る。

3) 市道橋東3の1号線における事項

表 市道橋東3の1号線における事項

	整備に関する事項
基本方針	四季通り地区景観形成推進地区の以下の基本方針に基づき、魅力ある公共施設の整備を行う。 ○四季折々の花と緑にあふれ、季節を感じる通り ○個性的な店舗が集まり、歴史と新しい文化が共存するお洒落な雰囲気を感じる通り ○誰もが安心してゆっくり歩ける通り
舗装	○人が歩く部分や各店舗の店先の路面舗装には、レンガ又はレンガの雰囲気やイメージのある素材を用いることとする。

第2章 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項

(景観法第8条第2項第3号関係)

1. 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

景観重要建造物及び景観重要樹木は、地域の景観上重要な建造物（建築物及び工作物）または樹木について指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るものです。

本市では、多くの市民に親しまれている建造物や樹木のうち、道路その他の公共の場所から容易に眺められるものを対象として、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針を以下のように定めます。

＜景観重要建造物の指定の方針＞

- 優れたデザインや地域のシンボルとなる建造物で、地域の良好な景観形成を図る上で重要なもの
- 地域の自然や歴史、文化、芸術、くらしなどと密接に関わり、地域に親しまれているもの
- 眺望の目標物であるなど、地域の良好な景観形成を図る上で重要な位置にあるもの

＜景観重要樹木の指定の方針＞

- 樹木の姿や形が特徴的であり、地域のシンボルとなっているもの
- 亜熱帯性植物など本市の自然環境の特徴を表すもの
- 本市の良好な自然環境を維持するために必要と認められるもの
- 地域の自然や歴史、文化、くらしなどと密接に関わり、地域に親しまれているもの
- 眺望の目標物であるなど、地域の良好な景観形成を図る上で重要な位置にあるもの

2. 景観重要建造物、景観重要樹木の指定状況

令和4年(2022年)9月現在、宮崎市では、以下の景観重要建造物、景観重要樹木を指定しています。また、今後、新たに指定が追加される場合があります。

	景観重要建造物	説明文
1号	<p>宮崎県庁本館</p> 	<p>所在地：宮崎市橋通東二丁目10-1 所有者：宮崎県 建築年：昭和7年(1932年) 設計者：置塩章 指定日：平成20年(2008年)12月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> 宮崎県のランドマークとして、重厚で落ち着いた雰囲気を保ち、戦前より市民、県民に親しまれている。 外観は重厚な装飾が施され、近世ゴシック様式の特徴があり、宮崎の数少ない近代建築である。また、本館周辺は楠並木通りや前庭のフェニックスやビロウなどの亜熱帯植物と一体となって、宮崎を代表する緑豊かな景観を形成している。 国の登録有形文化財として指定されている。
2号	<p>県庁5号館</p> 	<p>所在地：宮崎市橋通東一丁目9-30 所有者：宮崎県 建築年：昭和元年(1926年) 設計者：佐伯組 指定日：平成20年(2008年)12月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> 以前は銀行の社屋として使用されていた。県庁本館とともに、宮崎市内に存在する数少ない近代建築であり、レンガ調の外観、玄関まわりや軒先の装飾が特徴的である。近隣の県庁本館や楠並木通りなどと相俟って、宮崎を代表する景観を形成している。 国の登録有形文化財として指定されている。
3号	<p>商家「旧阪本家」</p> 	<p>所在地：宮崎市佐土原町上田島1601番地2 所有者：宮崎市 建築年：明治38年(1905年) 設計者：不詳 指定日：平成20年(2008年)12月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> 阪本家は、江戸時代から続いた味噌・醤油醸造販売を営む旧商家で、この建物は隆盛を極めた明治期に建築された。 この地周辺は江戸時代から佐土原藩3万石の町人町として位置づけられ、明治期以降も旧城下の町人町として栄えた。その面影を残す数少ない建築物である。市指定有形文化財。

景観重要建造物		説明文
4号	<p>河上家武家門</p> 	<p>所在地：宮崎市高岡町内山2700番地 所有者：宮崎市 建築年：正徳元年(1711年) 施工者：不詳 指定日：平成21年(2009年)10月1日</p> <p>・高岡町の中心部、旧薩摩藩の武家集落である天ヶ城麓地区に残る江戸時代の武家門の一つで、観音開門の武家門である。構造は、後方に控柱を付した腕木門の形態で、薩摩藩独特のものである。高岡小学校の正門に隣接し、現在は武道館「練士館」の正門として使用され、地元住民に古くから親しまれている。天ヶ城麓地区の歴史的な雰囲気を深く印象づける建造物である。市指定有形文化財。</p>
5号	<p>安藤家武家門</p> 	<p>所在地：宮崎市高岡町五町266番地 所有者：宮崎市 建築年：安政5年(1857年)頃 施工者：不詳 指定日：平成21年(2009年)10月1日</p> <p>・高岡町の中心部、旧薩摩藩の武家集落である天ヶ城麓地区に残る江戸時代の武家門の一つで、観音開門の武家門である。構造は、後方に控柱を付した腕木門の形態で、薩摩藩独特のものである。安政4年(1857年)の大火で消失し、まもなく再建されたと伝えられている。門の両側には幕末頃に建造された石垣が残っており、石垣は地元の高岡石で造られている。この石垣と相俟って、歴史的な雰囲気のある景観を構成しており、古くから地元住民に親しまれている。市指定有形文化財。</p>

景観重要樹木		説明文
1号 2号	<p>フェニックス (左側：1号、右側：2号)</p> 	<p>所在地：宮崎市橋通東二丁目10-1 所有者：宮崎県 生態：常緑樹 樹高：第1号18.5メートル 第2号15.5メートル 樹齢：不明 指定日：平成21年(2009年)10月1日</p> <p>・フェニックスは宮崎県の県木で南国宮崎を代表する樹木である。フェニックスは観光地や学校等、市内各地で見受けられるが、特に景観重要建造物で県のシンボルである宮崎県庁の本館前にそびえる2本のフェニックスは、樹高も高く、樹形も良好であり、市民、県民、観光客等、多くの人々の目に触れることからシンボル性が高い。また、県庁本館や県庁楠並木通りと一体となって、南国宮崎を代表する景観を形成している。</p>

第3章 自然公園法の許可の基準

(景観法第8条第2項第4号ホ)

景観計画区域と国立・国定公園の特別地域等が重複する場合、相互に連携・調整を図りながら、自然公園法に基づく措置と景観法に基づく措置を一体的に行うことが必要です。(76ページを参照)

下記に示す景観法第8条第2項第4号ホにおいて、景観計画において自然公園内の許可の基準を定めることができ、さらに、景観計画に良好な景観の形成を図る上で、必要な上乘せの許可基準を定めることができるかとされています。

<景観法第8条>

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

四 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの

ホ 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の許可（政令で定める行為に係るものに限る。）の基準であって、良好な景観の形成に必要なもの（当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限る。）

本計画で定めた景観計画区域のうち、一部は日南海岸国定公園に指定されており、特に特別地域に該当する部分については、工作物や広告物の設置等について、自然公園法第20条第3項に基づく許可が必要になります。

上記の部分においては、景観法の規定に基づき、市内全域及び重点景観形成地区（日南海岸地区）における「景観形成のための行為の制限に関する事項」を、自然公園法の許可の基準として扱うこととします。

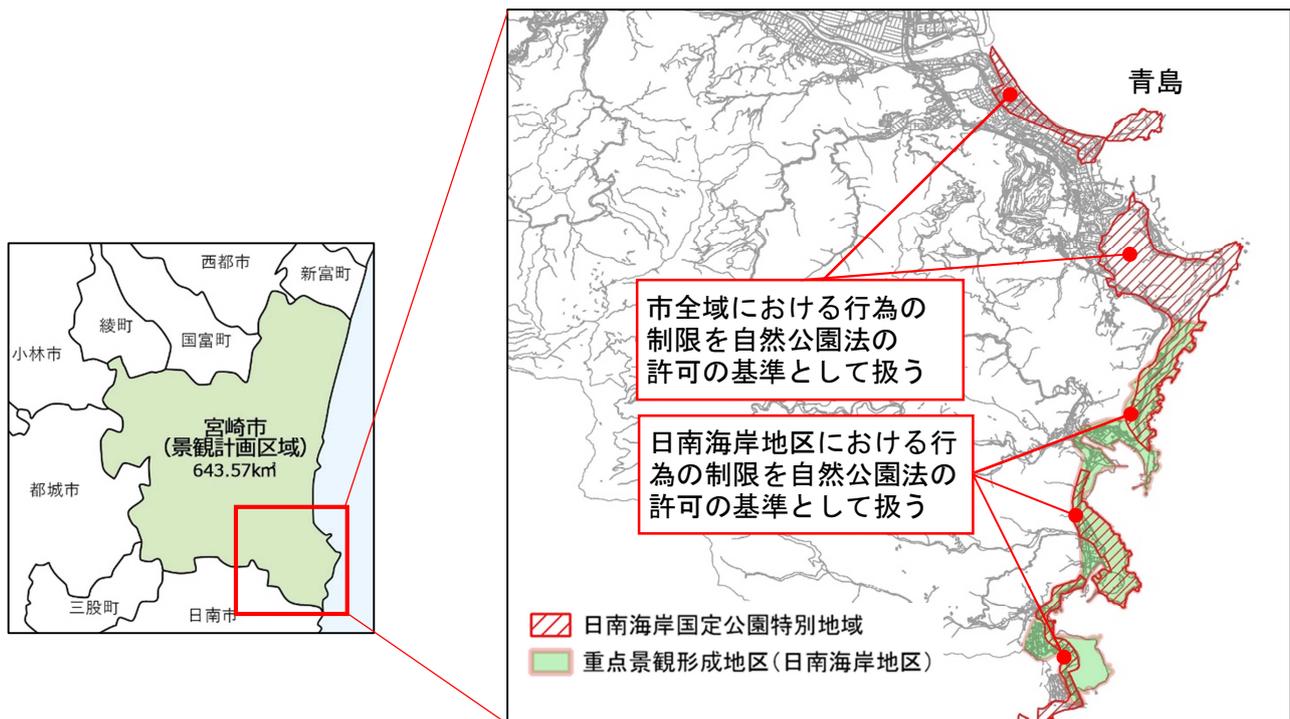


図 日南海岸国定公園の特別地域における許可基準の扱い

第4章 街路樹に関する事項

(1) 本市における街路樹による景観形成のあゆみ

本市では、昭和初期から宮崎交通(株)によるフェニックスやワシントニアパームなどを活用した観光地づくりをきっかけに、昭和34年(1959年)の「全県公園化構想」、昭和44年(1969年)「沿道修景美化条例」等、民と官の連携により、自然の特性を生かした南国情緒あふれる緑化を進めてきました。

また、緑の基本計画における緑のテーマに「太陽と緑と大地のガーデンシティみやざき」を掲げ、宮崎の恵まれた自然環境を生かして、みんなで創る、緑豊かな都市づくりに取り組んでいます。

本市における街路樹は、令和4年度(2022年度)現在の維持管理対象(旧4町を除く市道分)として、中高木：約26,000本、ヤシ類：約1,300本、低木寄植：約44,000㎡となっています。

街路樹の代表的なものとしては、県庁前通り等の幹線道路に数多く植栽されている「クスノキ」や、南国宮崎を象徴する「ワシントニアパーム」等があげられます。特に市街地から青島まで続く国道10号、国道220号には約15kmにわたってワシントニアパームの街路樹が植栽され、南国宮崎らしさを象徴する風景として定着しています。



宮崎市緑の基本計画においても、道路緑化の推進及び適切な維持管理の具体的な施策の目標として、主な公共施設・道路の緑化状況(平成28年度(2016年度))で示されている宮崎市の道路緑化率67%の維持を掲げています。

表 主な公共施設・道路の緑化状況(平成28年度(2016年度))

	旧宮崎市域	佐土原町域	田野町域	高岡町域	清武町域	宮崎市
公園 (住区基幹公園)	81%	71%	85%	69%	84%	80%
道路	72%	54%	14%	43%	62%	67%
官公庁施設など	20%	37%	11%	36%	10%	23%
教育施設 (小中学校)	19%	31%	14%	24%	20%	21%

※緑化率は航空写真(平成28年度(2016年度)撮影)の図上計測によるもの。ただし道路については一部現地調査を含む

公園、官公庁施設、教育施設の緑化率 = 緑化面積(樹木、芝、花などで植栽された面積) / 敷地面積

道路緑化率 = 都市計画道路の道路緑化総延長 / 都市計画道路改良済総延長

(平成28年度(2016年度)現在)

※道路の緑化延長は、何らかの植栽が施されている部分の道路延長とする。

(2) 街路樹の維持管理状況

本市の街路樹（旧4町を除く市道分）を主とした、薬剤散布や剪定等に要した維持管理費の平成30年度(2018年度)から令和4年度(2022年度)間の推移を以下に示します。

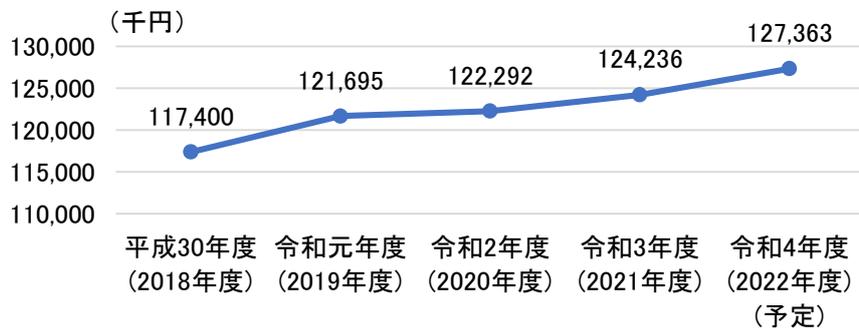


図 維持管理費の年度別推移

維持管理費は、労務単価の上昇に伴い年々増加傾向にある状況です。また、今後も更なる増加が想定されます。一方で財政状況が厳しくなることが想定されるなか、効率的な維持管理が課題です。

(3) 街路樹の課題

前述のとおり、今後も維持管理費用の増大が想定され、本市の切迫した財政状況を踏まえると、質と量の適正化を図る必要があります。

市民アンケートにおいて、「市全域で良好な景観を形成する上で、好ましくないもの、障害となっているものとして「剪定などの維持管理されていない街路樹」が上位に回答されるなど、市民からも適切な維持管理が求められています。

植栽帯や幅員が十分に確保されていない歩道沿いの街路樹は、隣接する建物や道路交通への影響、根上がりによる舗装への影響など、様々な負の影響を与えています。また、寿命や樹勢の低下により、台風時の倒木や枝の落下など安全・安心を脅かすものとなる可能性があります。

(4) 街路樹の景観形成方針（再掲）

本計画で示されている、都市構造や地区別に設定されている街路樹に関する景観形成方針を、以下に再掲します。

(道路景観軸) 街路樹や緑地等により緑の連続性が感じられる景観を形成する。

高千穂通り

⇒街路樹、植栽、噴水などシンボルロードに調和したアメニティあふれる道路景観と、安全で快適な歩行者空間を確保する。



宮崎駅東通り

⇒街路樹、植栽等はまちなみの景観と調和を図るとともに、安全で快適な歩行者空間を確保する。
 ⇒建物の形態・意匠への配慮や適切な街路樹の選定、南国らしい草花の植栽等により、空と海が一体となった開放感のあるまちなみを形成する。



宮崎駅東通りのクスノキ



宮崎駅東通りのジョウウヤシ

(交通拠点周辺) 交通拠点に至る道路では、地域性を考慮した街路樹の植栽や質の高い施設整備に努める。



宮崎空港のワシントンニアパームとフェニックス



宮崎駅前のフェニックス

(5) 街路樹の整備及び維持管理の方向性

沿道のみならず、まちの景観形成にも大きく影響する街路樹の適正な維持管理の基本的な考え方を以下に示します。

整備及び維持管理方針

持続可能で良好な沿道景観の形成

限られた財政状況の中で、持続可能で良好な沿道景観を形成するために、**街路樹は、必ずしも緑の量を増やすことだけではなく、質の向上を重視**していきます。そのために、既存の街路樹の適切な維持管理を行っていくことを目指します。

● 良好な沿道景観を形成するための留意点

① 地域性を考慮した樹種の選定

街路樹の樹種選定に際しては、宮崎市の気候で良好に生育する樹種を選定することが重要です。現在市内に植えられている主な街路樹は、ワシントンニアパーム、クスノキ、クロガネモチ、サクラ類などが植樹されており、良好に生育しています。このような、これまでの実績等を参考に、維持管理費用も含め、適正な樹種を選定します。

また、樹種選定にあたっては、地域の愛着が重要であるため、必要に応じて、ワークショップを開くなどし、市民の皆様と連携しながら選定します。

②沿道状況への配慮

周辺景観や幅員構成に応じた樹種の選定に努めることが重要です。植栽帯の大きさや歩道幅員、また近接する建物との離隔など、樹木の成長を想定し、将来に渡って良好な沿道景観を持続可能な樹種を選定します。

一例として、市内に街路樹として植えられているクスノキは、長年にわたって大きく成長する樹木であり、植栽帯の大きさや、近接する建物との離隔を十分に確保されている沿道であれば、良好な沿道景観を形成します。一方で、歩道幅員が狭く、植栽帯が十分に確保できない場所や、建物等が近接する場所では良好な沿道景観が持続できないことが懸念されます。



③街路樹の生育状況の把握

街路樹の成長に伴い様々な問題が想定される中、街路樹の生育状況を把握するため剪定作業等に合わせた確認や、台風後のような緊急時調査を実施します。

④街路樹の計画的な維持管理

街路樹は、路線のまちなみの印象に大きく影響します。地域性や地元の要望等も伺いながら、地域や路線ごとに将来的に目指す樹形を設定し、効果的で効率的な剪定や消毒の時期及び回数について計画し実施します。

この計画と実施に際し PDCA サイクルを実践し、社会情勢の変化にも対応しながら柔軟な運用を心掛け、適宜、効果を確認しながら路線ごとの街路樹のあり方について十分に検討しながら実施します。

⑤街路樹の計画的な既存樹木の更新整備

良好な街路樹の機能を維持するためには、適切な維持管理、再生計画の作成、保全・再整備対策などに取り組む必要があります。

また、街路樹は経年的な成長に伴って、樹種によっては寿命や樹勢の低下による崩壊の危険性や、形状が大きくなることによる維持管理費用の増加が考えられます。経済性にも配慮しながら、良好な沿道景観を形成していくために、安全で良好な緑化機能の確保を優先し、新たな樹木の植替えや伐採を検討します。なお、状況に応じて必ずしも街路樹が必要でないと考えられる場合は、街路樹のあり方を見直すことも視野に入れた対策を検討します。



第 7 部

景観形成の推進に向けて

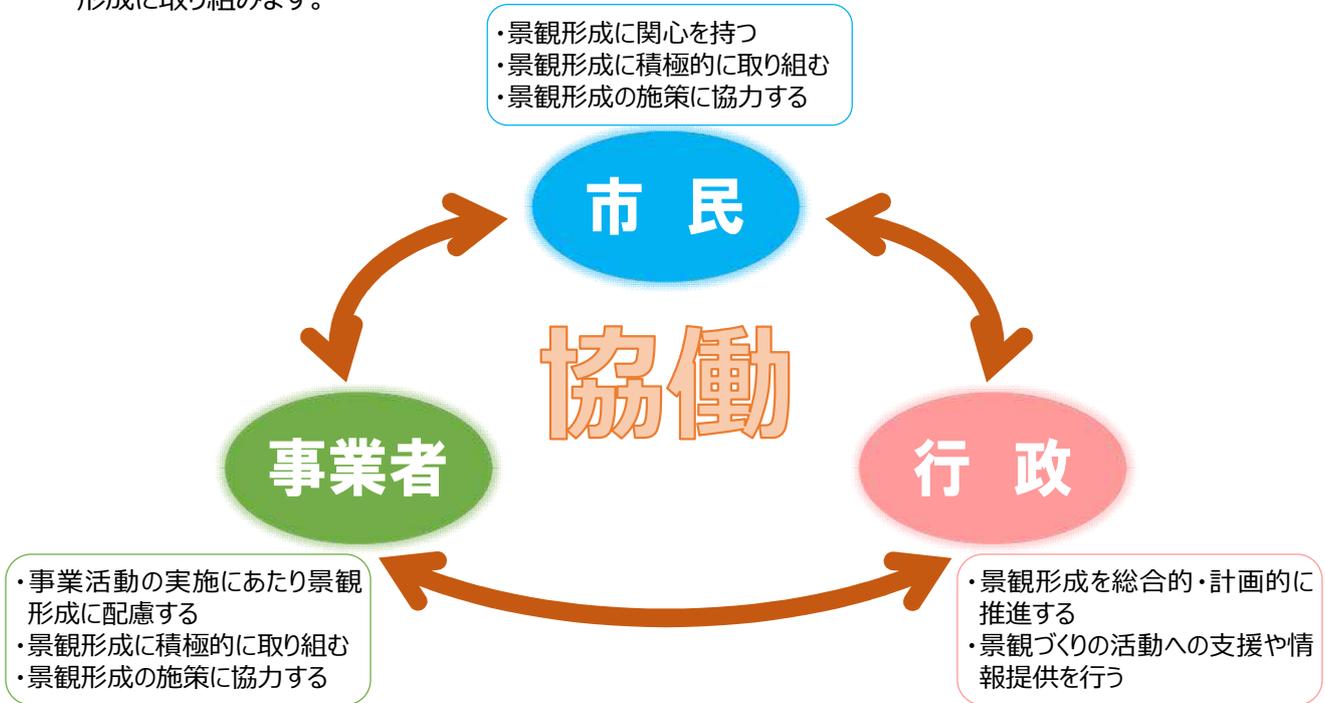
景観形成を推進するためには、市民、事業者、行政がそれぞれに求められる役割を果たしながら、協働して景観形成に取り組む必要があります。

そのため、各主体が景観形成に取り組む上での、今後（令和5年(2023年)4月から）10年間で進めていく施策や事業とその評価の考え方を示します。

第1章 景観形成の推進方策

1. 市民、事業者、行政の協働

市民、事業者、行政（国・県・市）は、それぞれに求められる役割を果たしながら、連携・協働して景観形成に取り組みます。



本市には、自然的景観、歴史的景観、都市的な景観などの構成要素となる多様な景観資源が、数多く分布しています。

その他、地域住民が日々の暮らしの中で大切にしたいと思う様々な資源が多数残されており、埋もれている資源を掘り起こすことは私たちの地域を知る手がかりとなります。

このような景観資源を、地域の個性豊かな景観形成の核として大切に保全するとともに、その特性に応じた地域ならではの景観形成の取組を推進します。

(1) 景観資源の発掘

- ・ 自分の住む地域に対する関心を高め、地域を知る手がかりとなる景観資源を、地域住民と協働して発掘する。

(2) 景観資源の保全

- ・ 景観資源の所有者等は、適正な管理に努める。
- ・ 地域の個性豊かな景観形成の核として重要な役割が期待される建造物や樹木は、景観法または各種制度を活用して保全する。

(3) 景観資源の活用

- ・ 景観資源の周辺について、当該資源に調和した景観形成を進める。

2. 景観形成の施策

基本理念や基本方針を踏まえ、景観形成を推進するための具体的な施策を以下に示します。

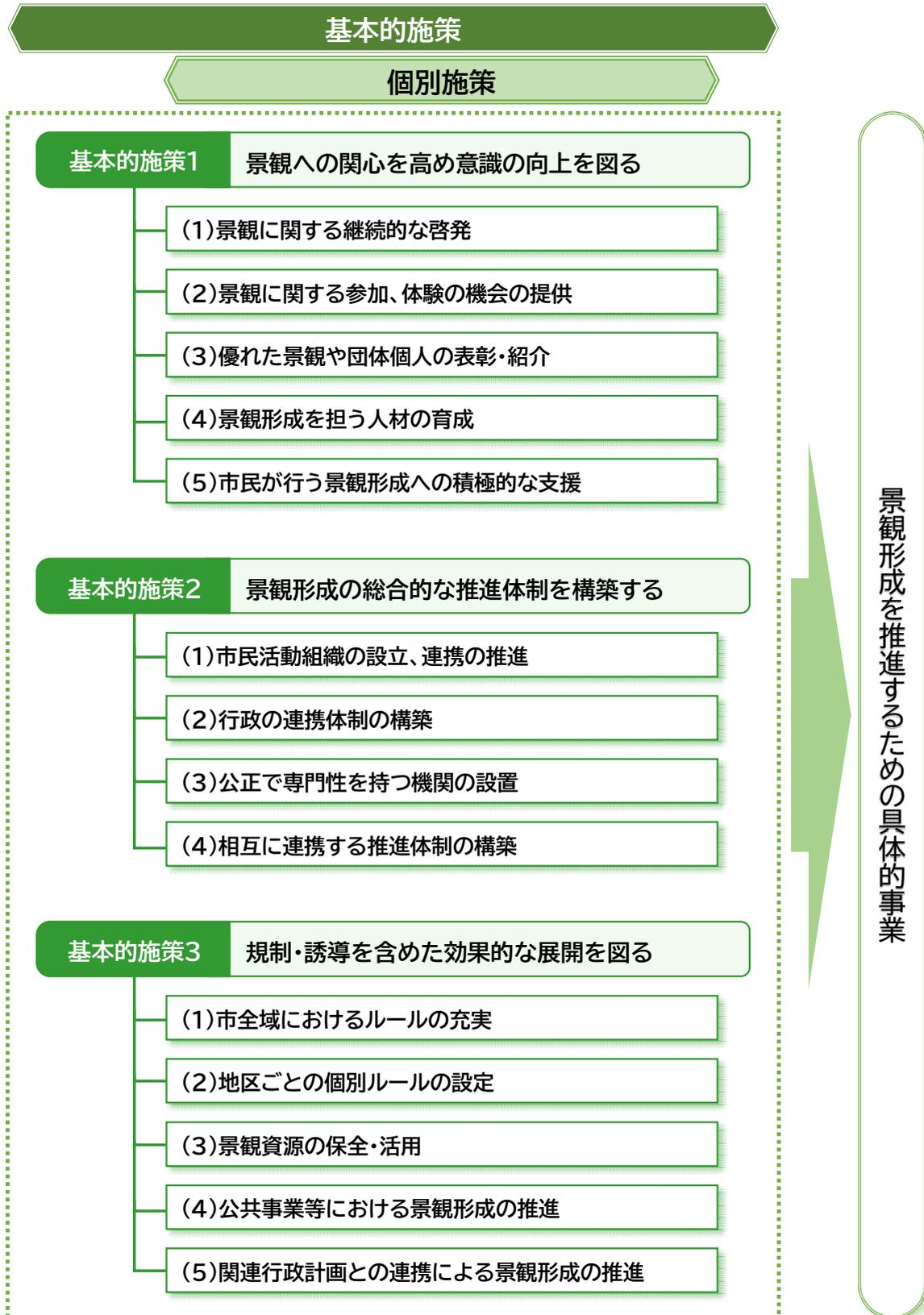


図 景観形成の施策

基本的施策1

景観への関心を高め意識の向上を図る



景観形成は、行政はもとより、市民や事業者を含む多様な主体が担い手となって取り組んでいく必要があります。

このため、市民の景観に対する関心を高め意識の向上を図ることが重要であり、情報発信や学習機会の提供、人材の育成など、景観形成に関する啓発の取組を積極的に推進し、官民協働で景観まちづくりに取り組みます。

◇ 個別施策 ◇

(1) 景観に関する継続的な啓発

- 市民、事業者、行政の関心を高め景観形成に関する意識を醸成するため、情報発信の充実や各種イベントの開催、わかりやすいガイドラインの作成、市のホームページや SNS 等で、景観に関する継続的な啓発を行う。
- 児童・生徒の景観への興味や関心を喚起し、知識の習得、郷土愛の醸成を図るため、学校教育と連携し、本市や地域の景観の特性、将来の景観づくりのあり方を学び、考える機会を提供する。

(2) 景観に関する参加、体験の機会の提供

- 景観に対する理解や景観形成に対する意欲を効果的に高めるため、参加・体験型の学習の場の提供や、市民ボランティア活動を支援する。

(3) 優れた景観や団体個人の表彰・紹介

- 宮崎市景観賞や宮崎市花のまちづくりコンクールの開催の継続を図るとともに、市内の優れた景観や景観形成に関する団体や個人の取組を紹介することで、広く意欲の向上に努める。

(4) 景観形成を担う人材の育成

- 市民、事業者を対象に、必要に応じて出前講座などを開催し、市民相互、事業者相互の連携を図る上で、先導的な役割を担う人材の育成を図る。
- 行政職員に対して必要に応じて研修会・勉強会などを開催し、資質の向上を図る。

(5) 市民が行う景観形成への積極的な支援

- 市民や団体が行う景観形成の取組に対して、関係各課が連携しながら、各種支援制度の充実を図る。
- 建築物や公共施設の計画、地域のまちづくり方針等を策定する際に、専門家からのアドバイスを気軽に受けられる景観アドバイザー制度を活用する。

基本的施策2**景観形成の総合的な推進体制を構築する**

景観形成は、市民、事業者、行政の個々の取組に留まるのではなく、市民同士や事業者間の連携、庁内各課の連携を図りながら、その取組を広げていく必要があります。また、市民、事業者、行政が互いに連携し合っ、さらに全市的な取組へと発展させていく必要があります。

このため、景観形成に関し各主体の推進体制を整えるとともに、相互に連携する全市的な体制の構築を図ります。

◇ 個別施策 ◇**(1) 市民活動組織の設立、連携の推進**

- 景観に関する住民、民間団体、学生等による市民活動組織の立ち上げに対して支援するとともに、景観アドバイザーの派遣などを行い、市民活動の活性化と相互の連携を推進する。

(2) 行政の連携体制の構築

- 必要に応じて、庁内の横断的な連携組織を設置するとともに、国や県などの連携体制を整え、景観形成の取組を総合的に推進する。

(3) 公正で専門性を持つ機関の活用

- 景観審議会や景観アドバイザーを有効に活用しながら、景観形成の取組みを総合的に推進する。

<宮崎市景観審議会>

宮崎市景観条例に基づき、景観の形成に関する事項を調査・審議するため、知識経験を有する者を含む委員で組織された機関。さらに、専門的な事項の調査・審議のため、景観部会と屋外広告物部会を設置している。

(4) 相互に連携する推進体制の構築

- 専門家などと相互に連携しながら、景観形成を総合的に推進する。

基本的施策3

規制・誘導を含めた効果的な展開を図る



景観形成の推進にあたっては、市全域の景観に関するルール of 充実を図るとともに、一定の地域で先導的な景観整備を行うことにより、周辺地域、市全域への景観づくりにつなげていくことが必要です。

このため、地域住民との協働による地区ごとのルールづくりを推進するとともに、景観に関する各種法制度の活用や公共事業等による景観形成を効果的に展開していきます。

◇ 個別施策 ◇

(1) 市全域におけるルールの充実

- 景観形成の目標や方針を踏まえ、市民や事業者の理解を得ながら、景観形成のための建築物、工作物、屋外広告物などのルールを、各種ガイドラインや計画を活用することで徹底し、規制誘導の強化を図る。

(2) 地区ごとの個別ルールの設定

- 地域住民との十分な協議を行いながら、各種法制度（建築協定、景観協定や風致条例、自然公園法、重点景観形成地区、景観形成推進地区、都市計画制度など）を活用して、景観形成のきめ細かなルールづくりを推進する。
- 景観形成上特に重要な地区である「重点景観形成地区」においては、地区ごとのルールを設定し重点的に景観形成を推進する。

(3) 景観資源の保全・活用

- 重要な景観資源については、景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定、または各種法令の規定を活用して現状変更に対する一定の制限を行うとともに、資源を活用した周辺の景観づくりを重点的に推進する。

(4) 公共事業等における景観形成の推進

- 各種公共事業においては景観形成の先導的役割を果たすように努める。
- 国、県などが行う公共事業について、景観行政団体である市が把握し、景観形成の面から協議できるシステムの構築を図る。

(5) 関連行政計画との連携による景観形成の推進

- 景観形成は、緑化や環境、観光などの様々な分野にまたがる取組であることから、関連する計画と連携しながら総合的な景観形成の推進を図る。

3. 具体的事業

景観形成の推進に関する施策に沿って、今後、実施を予定する事業を以下に示します（令和4年（2022年）4月時点）。

表 景観形成の具体的事業

施策	施策の内容	実施予定の事業
景観への関心を高め意識の向上を図る	景観に関する継続的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・景観に関する各種パンフレットの作成・配布 ・景観まちづくり推進大会 ・SNSを活用した情報発信 ・宮崎市公式Instagram投稿 ・新聞広告掲載
	景観に関する参加、体験の機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・木漏れ陽のガーデン 植栽活動及び維持管理活動 ・まちななかフラワーパーク ・フラワーポット講座 ・景観教室 ・風景絵画コンクール ・路上違反広告物追放推進員 ・路上違反広告物市内一斉除却
	優れた景観や団体個人の表彰・紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎市景観賞 ・宮崎市花のまちづくりコンクール
	景観形成を担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座の開催 ・花のまちづくり推進員 ・花のまちづくり地区推進協議会
	市民が行う景観形成への積極的な支援	<ul style="list-style-type: none"> ・景観まちづくり支援事業 ・ガーデンツーリズム促進事業 ・緑の保全協定協力金助成 ・郷土の名木保存協力金助成 ・緑の保全地区、郷土の名木の指定 ・花いっぱい推進事業 ・景観アドバイザー ・グリーンアドバイザー
景観形成の総合的な推進体制を構築する	市民活動組織の設立、連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO 法人オープンガーデンサン・フラワー宮崎 ・宮崎花旅365推進協議会 ・景観整備機構の指定 ・日南海岸シーニックバイウェイ ・公園愛護会 ・河川愛護会

施策	施策の内容	実施予定の事業
	行政の連携体制の構築	・日南海岸シーニックバイウェイ行政連絡会議
	公正で専門性を持つ機関の設置	・宮崎市景観審議会 ・宮崎市バス広告デザイン検討委員会 ・宮崎市緑の審議会
	相互に連携する推進体制の構築	・日南海岸シーニックバイウェイ宮崎エリア推進会議
規制・誘導を含めた効果的な展開を図る	市全域におけるルールの充実	・景観法及び景観条例改正に基づく届出・通知 ・景観条例の改正及び景観計画の変更 ・緑のまちづくり条例に基づく緑化計画書の届出 ・屋外広告物許可事務 ・違反広告物の是正及び除却
	地区ごとの個別ルールの設定	・重点景観形成地区等の指定 ・景観まちづくり協定の認定（四季通りまちづくり協定、高岡天ヶ城麓地区まちづくりガイドライン） ・風致条例に基づく建築等の許可事務 ・地区計画制度によるまちづくり ・建築協定によるまちづくり ・都市計画法に基づく開発許可事務
	景観資源の保全・活用	・景観重要建造物や景観重要樹木の指定 ・緑の保全地区、郷土の名木の指定 ・指定文化財等の保護・管理（地元組織等への管理委託） ・生目古墳群史跡公園整備事業 ・佐土原城跡保存整備事業 ・穆佐城跡保存整備事業
	公共事業等における景観形成の推進	・景観に関するワークショップへの参加 ・花と緑の景観拠点づくり事業 ・街路樹造園管理・草花管理事業 ・市庁舎及び周辺の緑化 ・都市公園整備事業 ・都市計画道路整備事業 ・「宮崎市景観計画」に基づく景観に配慮した市有建築物の建築 ・美しい農村景観支援事業 ・「緑の募金」事業（緑化助成） ・海岸松林保全地域活動支援事業 ・多面的機能支払交付金事業 ・ごみのぼい捨て・路上喫煙対策事業（巡回監視、指導、回収） ・不法投棄未然防止事業（調査、パトロール） ・景観重要公共施設の事前協議

施策	施策の内容	実施予定の事業
	<p>関連行政計画との連携による景観形成の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画 ・都市計画マスタープラン ・立地適正化計画 ・まちなか活性化推進計画 ・第三次宮崎市商業振興計画 ・環境基本計画 ・観光振興計画 ・農林水産業振興基本計画

第2章 計画の進行管理

1. 今後の評価の実施方針

景観形成の意義としては、市民の地域に対する誇りや愛着をはぐくみ、快適に過ごせる生活環境を創出することが第一と考え、その成果は、各種市民アンケートなどを通じて景観に対する市民の関心の高さや満足度を把握し評価します。

また、景観形成のもう一つの意義である観光交流の促進の面から、市民以外の来訪者に対しても、本市の景観の印象について調査を行い評価します。

その他、景観に関するアンケートを実施して、本計画が掲げる景観形成の目標の達成状況についても、あわせて評価を行います。

各アンケート項目の満足度・重要度（宮崎市のまちづくりに関する市民意識調査）

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ○自然環境や自然景観の保全 | ○公園の整備や維持管理 |
| ○農地や山林の保全 | ○道路や河川などの整備 |
| ○水質の保全やゴミ対策など環境の保全 | ○地域の個性豊かな景観の形成 |
| ○調和の取れたまちなみの形成 | ○にぎわいの創出やまちの活性化 |
| ○花や緑づくりの推進 | ○個性的な観光リゾートづくりの推進 |
| ○にぎわいのある中心市街地の形成 | 等 |

市民アンケート調査項目（参考）

- | | |
|---------------------------|---|
| ○景観計画や景観のルール等の規制内容の認知度 | |
| ○まちなみや自然景観の満足度 | |
| ○良好な景観や今後保全すべき景観を形成している場所 | |
| ○良好な景観を形成するために改善すべき場所 | |
| ○景観上、障害となっている事項 | 等 |

観光客アンケート調査項目（参考）

- | | |
|----------------------|---|
| ○観光に来た目的 | |
| ○宮崎らしさを感じる景観や印象に残る景観 | |
| ○景観上、障害となっている事項 | 等 |

景観に関する評価指標例

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ○景観に関連した HP や SNS 等へのアクセス回数、閲覧時間、訪問者数 | |
| ○まちづくりワークショップ等のイベント参加者数、開催回数 | 等 |

2. PDCA サイクルによる進行管理

現計画の各施策について、PDCA サイクル（Plan：計画、Do：具体的な取組の展開、Check：結果の検証、Act：必要な改善）を繰り返すことで、着実に実施されているかどうかを把握します。

結果の検証には、アンケート分析やレーダーチャート分析などを使用し、各地域での景観の特徴や課題点を把握し、必要な改善策を検討します。

なお、KPI として「景観計画や景観のルール等の規制内容の認知度」「まちなみや自然景観の満足度」「景観に関連した HP や SNS 等へのアクセス回数」などを設定し、PDCA を適切に行います。

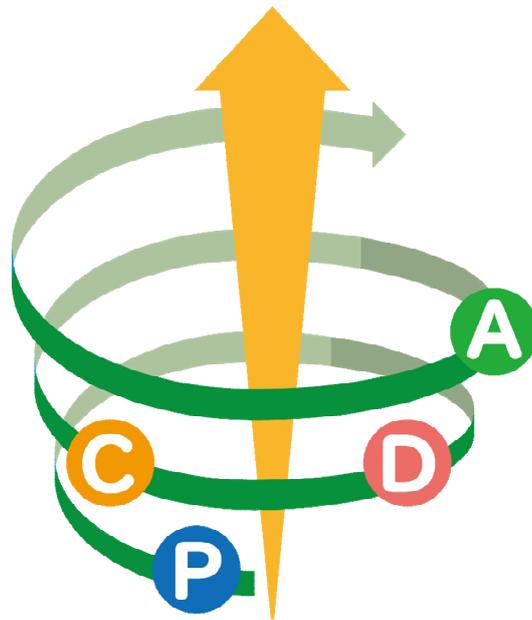


図 PDCA サイクルのイメージ

卷末資料

1 宮崎市景観審議会 委員名簿

(令和4年(2022年)4月1日～令和6年(2024年)3月31日迄)

分野	役職名	氏名	
1号 委員	都市計画	宮崎大学地域資源創成学部特別教授	出口 近士
	建築	一般社団法人 宮崎県建築士会 会長	松竹 昭彦
	観光	公益社団法人 宮崎市観光協会 会長	渡邊 俊隆
	商工	宮崎商工会議所女性会 会長	日高 圭世
	芸術	宮崎大学教育学部教授	大野 匠
	景観	南九州大学環境園芸学部教授	平岡 直樹
	教育	宮崎市教育委員 (宮崎大学教育学部准教授)	小林 博典
	都市計画	宮崎大学地域資源創成学部講師	尾野 薫
2号 委員	市民	画家・空間コーディネーター	日高 実枝
	市民	宮崎市青少年育成連合会事務局長	青山 桂子
	市民	宮崎市自治会連合会 会長	時任 孝俊
	市民	日本放送協会宮崎放送局チーフリード	富高 奈美
3号 委員	関係団体	宮崎県広告美術協同組合理事長	福田 恵介
4号 委員	国	国土交通省九州地方整備局 宮崎河川国道事務所副所長	濱田 達哉
	県	宮崎県宮崎土木事務所長	有馬 誠

(敬称略)

2 色彩に関する景観形成基準に使用している色見本

色彩に関する景観形成基準に使用している色見本は、マンセル表色系を用いています。マンセル表色系では、色相、明度、彩度の3つの属性で色を示します。

色相	R (赤)、Y (黄)、G (緑)、B (青)、P (紫)の5つに、中間色相のYR、GY、BG、PB、RPを加えた10色相に分かれ、各色相について度合いを示す1から10の数字を組み合わせて表記します。	
明度	色の明るさの度合いを表し、最も明るくなる場合は白(10)、最も暗くなる場合は黒(0)となります。	
彩度	彩度は、色の鮮やかさの度合いを表し、鮮やかな原色に近い色ほど彩度が高く、くすんだ色ほど彩度が低くなります。 色相によって彩度の最大値が異なり、最も鮮やかな赤は彩度14程度になります。	

マンセル値は、「色相 明度/彩度」の順に数値を示して、色を表記します。なお、無彩色(白～灰色～黒)は明度のみで表し、「N9」のように、頭にNをつけて表記します。

	5R	4	/	7
	色相	明度		彩度

3 用語解説

あ行

アイストップ

人の注意を引くために意識的に置かれたオブジェや樹木などのこと。

アメニティ

人々が望む快適で魅力のある生活環境のこと。

インスタグラム

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）のひとつで、写真や動画の投稿をメインとしているサービスのこと。

ウォークアブルなまちづくり

まちなかを車中心から人中心の空間に転換し、人々が集い、憩い、様々な活動を行うことのできる場として再構築していくこと。国土交通省の支援により、全国で様々な取組が実施されている。

SNS

Social Networking Service（ソーシャルネットワーキングサービス）の略。登録した利用者だけが参加できるインターネットの Web サイトのこと。

SDGs

Sustainable Development Goals の略。持続可能な開発目標のこと。誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標のこと。

令和12年(2030年)を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されている。

NPO 法人

特定非営利活動法人のこと。不特定かつ多数のものの利益に寄与することを目的とするもの。

オープンスペース

敷地のうち、建物が建てられていない空地で、歩行者用通路や植栽などを整備した空間のこと。

オールドタウン化

住民の高齢化や少子化、住宅の老朽化、商業施設等の衰退等により、まち全体が老いていくこと。

か行

外構

建物の周辺に設営される、塀や門、庭、植栽、アプローチ、車庫などの総称。

基調色

建物の外壁等の塗装や装飾で、その中心となっている色のこと。

クーリングタワー

ビル空調や地域冷暖房設備である冷凍機の冷却水を効率よく循環利用するための装置。冷却塔。

建築協定

住宅地の環境や商店街の利便性を維持増進することなどを目的として、土地所有者等同士が建築物の基準に関する契約を締結するときに、公的な主体がその安定性・永続性を保証し、住民発意による良好な環境のまちづくりを促進させる制度のこと。

公開空地

誰もが自由に入出入りできる空地のこと。

さ行

砂防えん堤

土石流による災害を防ぐために溪流に設置する構造物のこと。

シースルーシャッター

店舗の中を守りながら見せることができるシャッターのこと。

シーニックバイウェイ

景観・シーン（Scene）の形容詞シーニック（Scenic）と、わき道・より道を意味するバイウェイ（Byway）を組み合わせた言葉。

地域に暮らす人が主体となり、企業や行政と手をつなぎ、美しい景観づくり、活力ある地域づくり、魅力ある観光空間づくりを行う取組のこと。

自然素材

人工的な化学物質を使わない素材のこと。

修景

自然の美しさを損なわないように風景を整備すること。

スレート

屋根材や外壁材に使用される粘板岩を薄い板状に加工した建築材のこと。

ゼロカーボンシティ

脱炭素社会に向けて、令和32年(2050年)二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体のこと。

た行

脱炭素・循環型社会

温室効果ガス又はCO2の排出量を実質ゼロにして、資源やエネルギーの循環リサイクルを構築した社会のこと。

地区計画

既存の他の都市計画を前提に、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度。

低未利用地

居住や業務等の用途に利用されていない、または、その利用の程度が周辺の土地利用と比較して劣っている土地のこと。

な行

法面

切り土や盛り土によってできる人工的な傾斜地の斜面のこと。

は行

ファサード

一般に建物正面のこと。デザインが重要な場合は、側面や背面を指すこともある。

ホームページ

ウェブを開いた時に最初に表示されるページのこと。



ま行

明度

色の明るさの明暗の度合い。

や行

屋敷林

屋敷の周囲に防風や防火のために植えた樹林のこと。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、文化、身体状況など、さまざまな個性や違いにかかわらず、誰もが利用しやすく、暮らしやすい社会となるよう、まちや建物、もの、しくみ、サービスなどを提供していこうとする考え方のこと。

ら行

ランドマーク

目印や象徴となる対象物のこと。

ルーバー

細長い羽板を、隙間をあけて平行に並べたものであり、日除け・雨除け・通風・換気・目隠しに使用される。

ロードパーク構想

全国で初めてとなる沿道修景美化条例へと発展し、日南海岸沿いの道路を「ロードパーク」として観光目的に整備。

わ行

ワークショップ

参加者各々が考え、協力し合い、与えられたテーマを元に会議や共同作業を展開していくスタイルのこと。

宮崎市景観計画

編集・発行 / 宮崎市都市整備部景観課
〒880-8505

宮崎市橘通西一丁目1番1号

TEL:0985-21-1817

FAX:0985-21-1816

発行月 / 令和5年3月

